

平成23年第6回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9	5	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・陳情			
	6	火	休 会			
	7	水	休 会			
	8	木	休 会			
	9	金	休 会			
	10	土	休 会			
	11	日	休 会			
	12	月	本会議 ・一般質問（6名） 議会運営委員会			
	13	火	本会議 ・一般質問（4名）		議会全員協議会	
	14	水	本会議 ・陳情 ・総括質疑、委員会付託 常任委員会			
	15	木	常任委員会			
	16	金	休 会			
	17	土	休 会			
	18	日	休 会			
	19	月	休 会			
	20	火	休 会			
	21	水	休 会			
	22	木	休 会			
	23	金	休 会			
	24	土	休 会			
	25	日	休 会			
	26	月	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	27	火	常任委員会 議会運営委員会		議会全員協議会	
	28	水	休 会			
	29	木	本会議（最終日） ・ 常任委員長審査報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審議 ・ 特別委員会設置 ・ 陳情 ・ 発議 ・ 報告 ・ 所管事務調査報告 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会			

平成23年第6回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成23年 9月 5日

閉会 平成23年 9月29日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案48	さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	23.09.05	23.09.29	原案可決	文教厚生
49	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
50	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	〃	〃	可決	〃
51	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	〃	〃	原案可決	3常任
52	平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	文教厚生
53	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
54	平成23年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	建設経済
55	平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
56	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	23.09.29	〃	〃	—
57	平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について	〃	継続審査		決算
58	平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
59	平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
陳情4	地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書	23.09.05	23.09.29	採択	建設経済
5	川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について	〃	〃	一部採択	総務
7	TTP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書	23.09.14	〃	採択	建設経済
1	悪臭防止対策に関する陳情書	23.06.07	継続審査		文教厚生
6	町有財産(旧宮之城中学校跡地)の貸借を求める陳情書	23.09.05	〃		総務

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
発議 7	さつま町議会の議決すべき事項を定める条例の制定について	23. 09. 29	23. 09. 29	原案可決	—
8	川内原発増設計画の中止などを求める意見書(案)の提出について	〃	〃	〃	—
9	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書(案)の提出について	〃	〃	〃	—
10	T P P (環太平洋連携協定) 交渉参加反対に関する意見書(案)の提出について	〃	〃	〃	—
報告 10	平成22年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	報告済	
11	平成22年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	
所管事務調査報告の件		〃	〃	〃	
議員派遣の件		〃	〃	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	〃	

平成23年第6回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について （提案説明）	5
議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について （提案説明）	5
議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について （提案説明）	5
議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号） （提案説明）	5
議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） （提案説明）	5
議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） （提案説明）	5
議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号） （提案説明）	5
議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号） （提案説明）	5
陳情について	7
散 会	8

○9月12日（第2日）

一般質問表	9
会議を開催した年月日及び場所	12
出欠席議員氏名	12
出席事務局職員	12
出席説明員氏名	12

本日の会議に付した事件	1 3
開 議	1 4
一 般 質 問	1 4
川口 憲男議員	1 4
防災対策について	
河川整備について	
平田 昇議員	2 5
事業に対する町の助成のあり方について	
森山 大議員	3 0
町長マニフェストについて	
河川激特事業について	
桑園 憲一議員	4 0
農用地の保全について	
国民年金加入者の無年金対策について	
内田 芳博議員	4 5
「後輩よ、先輩の夢をもう一度」について	
再生エネルギー対策について	
岩元 涼一議員	5 3
原発問題について	
稲発酵粗飼料の栽培基準について	
中学校の再編について	
延 会	6 4
○9月13日（第3日）	
一般質問表	6 5
会議を開催した年月日及び場所	6 7
出欠席議員氏名	6 7
出席事務局職員	6 7
出席説明員氏名	6 7
本日の会議に付した事件	6 8
開 議	6 9
一 般 質 問	6 9
木下 敬子議員	6 9
療育について	
障害児の学童保育について	
乳幼児医療費助成制度について	
東 哲雄議員	7 7
農業振興について	
農道整備について	
地域振興について	
米丸 文武議員	8 5
森林・林業活性化対策について	

山林管理条例の制定について	
木下 賢治議員	9 3
学校統廃合施策について	
学校統廃合の考え方と対象地域の地域づくり施策について	
散 会	1 0 4
○9月14日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	1 0 5
出欠席議員氏名	1 0 5
出席事務局職員	1 0 5
出席説明員氏名	1 0 5
本日の会議に付した事件	1 0 6
議案付託表	1 0 7
開 議	1 0 9
陳情について	1 0 9
議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
.....	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	1 1 0
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 2 2
○9月29日(第5日)	
会議を開催した年月日及び場所	1 2 3
出欠席議員氏名	1 2 3
出席事務局職員	1 2 3
出席説明員氏名	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 4
開 議	1 2 5
議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	1 2 5

	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第49号	さつま町都市公園条例の一部改正について	1 2 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第50号	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	1 2 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第51号	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	1 2 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第52号	平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	1 2 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第53号	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	1 2 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第54号	平成23年度さつま町水道事業会計補正予算(第1号)	1 2 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第55号	平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	1 2 5
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第56号	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	1 3 3
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第57号	平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について	1 3 5
	(提案説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第58号	平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について	1 3 5
	(提案説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第59号	平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	1 3 5
	(提案説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
陳情第5号	川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について	1 4 0
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第4号	地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書	1 4 2
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第7号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書	1 4 3
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第7号	さつま町議会の議決すべき事項を定める条例の制定について	1 4 6
	(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第8号	川内原発増設計画の中止などを求める意見書(案)の提出について	1 4 7
	(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第9号	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書(案)の提出について	1 4 8
	(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第10号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する意見書(案)の提出について	1 4 9

(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第10号 平成22年度健全化判断比率の報告について	150
(内容説明・質疑)	
報告第11号 平成22年度資金不足比率の報告について	150
(内容説明・質疑)	
所管事務調査報告の件	151
(報告・質疑)	
議員派遣の件	153
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	154
(決定)	
閉 会	154

平成23年第6回さつま町議会定例会

第 1 日

平成23年9月5日

平成23年第6回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成23年9月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(19名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
12番	柏木幸平	議員	13番	楠木園洋一	議員
14番	内田芳博	議員	15番	桑園憲一	議員
16番	市來修	議員	17番	新改幸一	議員
18番	木下敬子	議員	19番	木下賢治	議員
20番	中尾正男	議員			

欠席議員(1名)

11番 内之倉成功 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男 君	議事係長	中間博巳 君
議事係主幹	松山明浩 君	議事係主任	垣内浩隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝 君	教育長	東修一 君
副町長	和気純治 君	教委総務課長	山口正展 君
災害復興対策課長	三浦広幸 君	水道課長	脇黒丸猛 君
農政課長	平田孝一 君		
福祉課長	二階堂清一 君		
総務課長	紺屋一幸 君		
財政課長	下市真義 君		
健康増進課長	村山茂樹 君		
介護保険課長	中村慎一 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 8 議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第 9 議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第6回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程表のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、川口憲男議員及び6番、新改秀作議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの25日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの25日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについてはお手元に配付してありますので、口頭報告は省略します。
監査委員から例月出納検査及び備品監査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところではありますが、8月17日及び26日、大規模災害時における各関係機関と支援等に関する協定を締結しました

件と、8月29日、県管理の一級河川の整備に関して県土木部長及び農政部長等に要望してまいりましたので、補足して報告いたします。

まず、8月17日の大規模災害時の応援に関する協定調印式についてであります。

この協定につきましては、国土交通省九州地方整備局と本町におきまして大規模な災害が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは人的または物的な支援について協力いただけるもので、迅速かつ的確な対応が図られるとともに、被害の軽減に大きな効果が期待できるものでありまして、県内では同様の協定を川内川流域の4市町と締結されているものであります。

ところで、平成18年7月の県北部豪雨災害時には、大規模災害発生に専門的知識を有する職員が限られていましたことから対応に苦慮したところでありますが、今回の協定により河川のみならず、道路関係におきましても職員の派遣や資機材の提供等をいただける場合もあるとのことでございます。

特に、災害現場で足を踏み入れることのできない場合におきましても、ヘリコプターからリアルタイムな映像を提供していただくことで関係機関と情報を共有することができ、迅速かつ的確な対応が可能となってくると考えております。今回の締結によりまして、さつま町における災害対応能力が一段と高まったところでありまして、町民の安全・安心の確保に大きく寄与することと思うところでございます。

次に、8月26日の大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定調印式についてであります。この協定につきましては、町内の測量設計連絡会5社と本町において、先ほどと同様、大規模災害が発生し、あるいは発生のおそれがある場合には、人的な技術支援をいただくことによりまして専門的な観点から迅速かつ的確な対応により被害軽減や二次災害の防止につなげようとするものであります。

この測量設計連絡会にありましては、過去の災害時で町内の災害測量などで数多くの現地を踏まれました、地理的にも十分熟知されていることから迅速な対応が可能になるものと思っておりますし、また被害状況について技術的な見地からアドバイスなどをいただくことにより、よりの確に復旧工事を進めることにも期待が持てますことから、町から同連絡会に協力依頼を申し上げましたところ快諾いただき今回の締結に至ったもので、県内では市町村と締結するのは初めてのことでございます。

近年、異常気象と思われるような気候によりまして、日本各地で甚大な被害が発生しております。今回の台風12号におきましても紀伊半島を中心に大きな被害が発生をしており、このようなことから各自治体における防災計画、あるいは危機管理体制の見直しなどが進められてきております。

特に、大規模災害が発生した際の広域的な防災、災害発生時の相互協力、民間事業者からの専門的な技術協力や救援物資などの提供協力などさまざまな支援、協力体制の構築が検討をされてきているところでございます。

本町におきましても、あらゆる災害に迅速、的確に対応できるように、引き続き関係機関、団体、あるいは民間事業者との連携、協力を努めてまいりたいと考えているところでございまして、私のほうも公約に掲げております重点施策の柱でございます安全・安心のまちづくりの一環として取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、8月29日に行いました県管理の一級河川の整備に関する要望についてであります。平成18年7月の豪雨災害により、川内川水系は河川激特事業により外水はんらん危険性は除去されまして、内水被害に対する不安は若干は残るものの整備が進められてきているところであります。

しかしながら、7月6日の集中豪雨によりまして、海老川、大薄川、夜星川、こういった県管理の一級河川が河川断面を越える流下量を記録いたしまして、未堤箇所が多くが破堤して、川沿いの水田が壊滅的な被害を受けたところであります。

御承知のとおり、本町は農業を基幹産業として生活を営んでいる地域が多く、たび重なる被害により就農意欲の減退につながるものが懸念されますことから、早期の災害復旧と災害防止の観点から海老川、大薄川、夜星川、前川及び南方川について被災箇所の築堤、固定堰改修、狭隘部開削及び改修などについて、土木部長及び農政部長、農業土木技監にそれぞれ要望を行ってきたところでございます。

以上で行政報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第7「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第8「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第9「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第11「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」から、日程第12「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第48号から議案第55号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。これは、今回の東日本大震災の発生に伴いまして災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。これは、さつま町かぐや姫グラウンドのクレイグラウンドを芝生グラウンドに整備したことに伴い、すべて芝生グラウンドになりました関係から、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。これは、さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者でありましたさつま町梅振興会

が平成23年8月1日付で、新たに農事組合法人薩摩西郷梅生産組合として設立されたことに伴い、さつま町梅振興会を平成23年10月31日付で解散し、同日付をもって指定管理の解除をしたい旨の申し出がなされたものであります。

これに伴いまして、平成23年10月31日付でさつま町梅振興会の指定管理を解除し、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、平成23年11月1日から新たに同施設の指定管理者として農事組合法人薩摩西郷梅生産組合を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。今回の補正は、道路橋りょう河川災害復旧費に要する経費及び河川改修費、団体営土地改良事業費、財産管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,294万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億3,039万1,000円とするものであります。

次に、「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、総務管理費、特別対策事業費、療養諸費、高額療養費、後期高齢者支援金など、前期高齢者納付金など、償還金及び還付加算金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,035万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,643万1,000円とするものであります。

次に、「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、新たな事業として高齢者自身が社会活動に参加することにより、介護予防を推進することを目的とした65歳以上の第一号被保険者に対する介護支援ボランティア養成を行うための経費として介護ボランティア養成事業費のほか認知症予防対策費、介護予防事業費、介護サービス給付費並びに一般会計繰出金に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,569万5,000円とするものであります。

次に、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、収益的支出及び資本的支出の経費を補正しようとするものであります。

収益的支出において65万円を追加し、収益的支出の総額を1億3,391万4,000円に、これは主に水道の安定管理を行う水道技術者の資格取得のための研修費であります。資本的支出において290万円追加し、資本的支出の総額を9,238万9,000円にしようとするもので、これは配水管布設や滅菌機の取りかえ工事であります。

次に、「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出、資本的収入及び支出に係る経費を補正しようとするものであります。収益的支出において消費税を20万1,000円減額し、収益的支出の総額を2億3,261万1,000円に、資本的収入において1,221万2,000円を追加し、資本的収入の総額を8,731万7,000円に、これは工事負担金収入と鶴田中央浄水場の管理舎の処分に係る分でございます。

資本的支出において1,380万円追加し、資本的支出の総額を2億912万4,000円に、これは7月の豪雨により被災した道路、橋梁の復旧に伴う水道管の移設経費等を新たに追加しようとするものであります。内容につきましてはそれぞれ所管の課長に説明させますので、よろし

く御審議くださるようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○福祉課長（二階堂清一君）

「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

[以下議案説明により省略]

○災害復興対策課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（平田 孝一君）

「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」について内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

続きまして、「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は9月14日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第13「陳情について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第13「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元に配付した文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。9月12日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時40分

平成23年第6回さつま町議会定例会

第 2 日

平成23年9月12日

平成23年第6回定例会一般質問
平成23年9月12日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(5) 川口 憲男	<p>1 防災対策について</p> <p>(1) 平成18年豪雨災害において講じた経過を踏まえ、今後町民の安全安心を確保するための施策をどのように構築していくのか、町長の考えを伺う</p> <p>2 河川整備について</p> <p>(1) 激特事業は一部を残し、本年度をもって終了することとなるが、依然として河川整備を要する箇所が残存する。河川整備計画の早期施行が待たれる中で、本町はどのような対策を講じるのか、町長の考えを伺う</p>
2	(8) 平田 昇	<p>1 事業に対する町の助成のあり方について</p> <p>(1) 本町が毎年800万円の事業助成をしてきている森林組合では、合併前薩摩東部森林組合であった13名の職員のうち4名が退職され6名が退職願を提出中とのこと。何が組合をこんな状況におとしめたのか、執行部は分析され、今後の助成をどう考えているかを伺う</p>
3	(1) 森山 大	<p>1 町長マニフェストについて</p> <p>(1) これまで2年間の、マニフェストに掲げた事業の取り組み状況と、その評価をどのように捉えているか町長の考えを伺う</p> <p>2 河川激特事業について</p> <p>(1) 本年梅雨期の豪雨を踏まえて、河川激特事業の効果をどのように捉えているか伺う</p> <p>(2) 内水対策として整備した水中ポンプの運用状況とその効果について伺う</p> <p>(3) 国及び県が布設した樋門、樋管の管理体制の統一にむけて協議を進める考えはないか伺う</p> <p>(4) 堤防等の草払い等、今後どのように管理する考えか伺う</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
4	(15) 桑園 憲一	<p>1 農用地の保全について</p> <p>(1) 農用地の保全は、わが町の農業振興を推し進める上からも重要な業務であると認識しているが、「耕作放棄地対策協議会」の活動と取り組み状況について伺う</p> <p>2 国民年金加入者の無年金対策について</p> <p>(1) 過去に保険料未払いのため、年金受給資格がない無年金者への対応について伺う</p>
5	(14) 内田 芳博	<p>1 「後輩よ、先輩の夢をもう一度」について</p> <p>全国高校野球選手権鹿児島大会で、薩摩中央高校が優勝戦まで躍進した。優勝こそ逃したが選手が得た自信、勇気、信念は自身の大きな成果となった。この感動は、薩摩中央高校の実績とさつま町のPRを県下全地に知らしめたので、町も再度甲子園を目指す支援等を考えるべきと思うが、次の点について伺う</p> <p>(1) 甲子園を目指すスローガンの設置について</p> <p>(2) これを機に、町と高校の活性化策を構築する考えはないか伺う</p> <p>2 再生エネルギー対策について</p> <p>福島原発事故後、国は原発以外の発電、エネルギー策として再生エネルギーの発電量を求めた法が成立した。本町も再生エネルギーの事業を検討し、恒久的税収を考えるべきと考えるが、次の点について伺う</p> <p>(1) 太陽光発電の設置について</p> <p>(2) 工業団地、耕作放棄地等の事業推進の管理組合の設置について</p>

<p>順 番</p>	<p>(議席番号) 質 問 者</p>	<p>質 問 事 項 ・ 要 旨</p>
<p>6</p>	<p>(10) 岩 元 涼 一</p>	<p>1 原発問題について</p> <p>(1) 九州電力川内原子力発電所の1号機は定期点検のため現在休止状態にあるが、再開に必要な許可権者である伊藤知事は再稼動に向けて前向きな発言をされている。原発に隣接する自治体としてどのように受けとめているか伺う</p> <p>2 稲発酵粗飼料の栽培基準について</p> <p>(1) 昨年から本町でも稲発酵粗飼料(WCS)が導入されているが、隣接する水田では散布農薬などに制限があることから栽培基準が設けられている。飛散農薬の検査体制をどのようにされているのか伺う</p> <p>3 中学校の再編について</p> <p>(1) 学校規模等適正化検討委員会の答申をもとに具体的な再編計画を策定されたが、中学校の再編については保護者の中から「統合するなら1校に統合してはどうか」との声がある。それぞれの見解を伺う</p>

平成23年第6回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成23年9月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 山元芳彦君
建設課長 三浦広幸君	農政課長 平田孝一君
災害復興調整監 松山兼二君	担い手育成支援室長 小椎八重廣樹君
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
耕地林業課長 山口良一君	
安全安心対策課長 松尾英行君	
町民課長 前田淳三君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第6回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数
の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。

さきに通告いたしました防災対策、河川整備について、お尋ねいたします。9月に入りまして全国各地で防災訓練等いろいろ実施されております。9月11日はアメリカでテロによる災害が
起こり、また3月11日には東日本のほうで大きな地震災害、それから原発事故が起こっており
ます。全国の多様な訓練が実施されている中で、多くの人々の言葉の中に「準備は万全に」、
「備えあれば憂いなし」という言葉が多く聞かれるようになっております。

そこで、我が町でも、平成18年の大水害を受け防災対策に取り組まれた経緯を踏まえ、今後
町民の安全安心を確保するための施策をどのように講じる考えなのか、町長の考えを伺いたい。

2問目に河川整備について、激特事業は一部を残し、本年度をもって終了することとなります
が、依然として河川整備を要する箇所が残存します。国・県による河川整備計画の施行が待たれ
る中、本町は当面どのような対策を講じる考えなのか、町長の考えを伺います。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

川口憲男議員から2点ほど質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、防災対策についてでございますが、平成18年の豪雨災害を受け、町内では河川激特事
業により築堤や分水路工事等が行われ、ことしの出水におきましては、最大80センチメートル
の水位低減効果が発揮をされた旨の国土交通省川内川河川事務所長から報告を受けたところ
でございます。今後、橋梁のかけかえやダム再開が終了いたしますと、さらに川内川流域の安全
性が高まるものと期待をいたしているところでございます。

このようにハード対策につきましては順調に進捗しておりますけれども、住民の安全安心をよ
り確保するためにはこのハード面に加えまして、やはりソフトの対策というのが極めて重要な
ことですので、今後もこういったソフト面については、さらに対策を講じてまいりたいと
思っているところでございます。

具体的に申しますと、1点目といたしまして、鹿児島工業高等専門学校の疋田教授が、本町出
身学生と一緒に作成をされました洪水避難地図。これは実績浸水深、避難所、防災関係機
関、病院などを記載したものでございますが、これを1,000部作成をいたしまして、宮之城

屋地と虎居の浸水した地域に配布をいたしたところであります。

2点目は、6月議会で議決をしていただきましたさつま町の災害危険区域に関する条例に基づきまして、輪中堤が完成した地区では浸水を許容する範囲の指定を行い、住居等の建物を建てることを制限をいたしまして、新たな危険の発生を防ぐことといたしたところでございます。

3点目は、自主防災組織の活性化であります。町内における自主防災組織の結成率は、きのうの新聞に出ておりましたけれども、本町におきましては94.6%ということで、県内平均が73.3%でございますので、それよりも高いほうに位置をいたしておるところでございます。組織率100%を目指しまして、さらに結成の促進を図ってまいりたいと思っております。

大規模災害時には、防災機関の活動は限られたものとなりますので、やはり自らの命は自ら守るという自助と、隣近所お互いに助け合う共助の精神に基づいた自主防災活動の強化に努めてまいりたいと思っております。また、自主防災組織を中心に毎年町内一斉の防災訓練を行っていただいております。災害における対応力の強化を図っているところでございまして、ことしの防災訓練の実施率は65%でございました。

今後も訓練実施率の引き上げとともに、毎年行っております町独自の防災研修の実施や河川事務所と共催の防災・減災フォーラムへの参加要請など、地域における自主防災組織の活性化によりまして、さらなる危機意識の高揚を図って、安全な地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

4点目は、土砂災害危険警戒区域の指定でございます。本町は、河川に限らず、林野面積67%というところでございまして、やはり土砂災害の危険性というのが極めて高いわけでございます。全国に見ましても年間約1,000件が発生をいたしまして、県内では100件程度発生をいたしております。

このような中で、鹿児島県においては土砂災害が人家に影響を及ぼすおそれのある箇所を調査をされまして、土砂災害危険警戒区域として指定をされているところであります。本町は、県内では他の自治体よりも早く調査を行っていただきました。平成21年度から指定が行われてまいりましたけれども、本年度で町内すべての地区の土砂災害危険警戒区域の指定が終了いたしましたところでございます。

指定がなされますと、町では公民会ごとに航空写真に土砂災害の危険箇所や浸水箇所、避難所等を表示しましたマップを作成し、身の回りの危険箇所を認識していただくよう各世帯に配布をいたしているところでございます。

このほか、梅雨前には町内すべての地区において、消防機関、警察署などとともに防災点検を行っておるところでございます。また、土砂災害防止月間にあわせて、土砂災害が発生するおそれのある公民会で情報伝達訓練、避難訓練などの土砂災害防災訓練を行っております。

また、町長報告でも冒頭申し上げましたとおり、本年8月には九州地方整備局と大規模な災害時の応援に関する協定を締結いたしまして、これにより河川災害のみならず道路災害につきましても、大規模災害時には九州地方整備局からの人的な支援または物的な支援を受けられることとなったところでございます。

そのほか町内の測量会社5社の皆さんとも、大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定を締結いたしましたけれども、大規模な災害が発生しますと職員の対応が手薄になることから、こういった測量会社の方々に被害状況を調査していただいて町へ報告をしてもらおうと、あるいは巡視などを行っていただく、このようなことを協定をいたしているところでございます。

このように住民の生命と財産を守る対策を一步一步着実に進めまして、さつま町が安全で安心して住める町となりますよう、今後とも必要な施策を取り組んでまいりたいと思っております。

でございます。

次に、河川整備についてでございます。激特事業は一部を残し、本年度をもって終了することとなるが、依然として河川整備を要する箇所が残存する、河川整備計画の早期施行が待たれる中で、本町はどのような対策を講じるのかということについてでございます。

川内川の河川激特事業につきましては、本年度を最終年度としまして平成18年度の事業採択後、築堤工事、推込分水路開削、橋梁のかけかえなど、国・県において鋭意事業が進められまして、水害に強い安心な地域づくりが進んでいるところでございます。

残る事業につきましても、国の事業では荒瀬地区の宅地かさ上げと、柏原地区の小路下手の築堤、県の事業では久富木川の築堤工事、山崎橋、宮之城橋、宮都大橋、夜星川橋の護岸の工事が施工中でございますし、施工に向けて今後も協議、準備中であります。一部を除きますと、ほぼすべての事業が平成25年3月末完成予定ということで進められているところであります。

河川激特事業後の河川の整備につきましては、さつま町において河川激特事業により、平成18年出水で家屋の浸水被害のあった箇所は完了することになるため、まずは鶴田ダム再開発事業の平成27年度完成を目標に、鋭意進めていただくようお願いをしていきたいと考えているところであります。

今回特に被害を受けました県管理の河川の整備についてであります。特に紫尾山系や狩宿地域の中小河川につきましては、地勢上、毎年河川はんらんにより農地等災害を受けており、本年度も紫尾雨量観測所においては、6月としては過去6年間の平均降水量の約2.5倍に当たる1,560ミリの記録的な豪雨と、7月6日は3時間雨量が196ミリと記録的な短時間集中豪雨によりまして、海老川、大薄川、夜星川等が河川断面を超える流量を記録いたしまして、未堤箇所の多くが破堤をし、川沿いの水田が壊滅的な被害を受けたところであります。

本町のように農業生産を主幹産業としております農家の皆さん方の地域におきましては、集落が衰退しまして、町の活力低下につながるものが懸念をされるところでございます。このようなことから、先般8月29日に、鹿児島県の土木部長と農政部長、農業土木技監、それぞれに、これらの河川の再災害防止と被災箇所の築堤護岸の改修、さらには固定堰改修について要望を行ってきたところであります。

県の回答としましては、災害復旧については早急に対応していく。抜本的な改修等につきましては、築堤等でございますが、関係機関と連携をとり十分な調査を行った上で対応をしていきたいとのことでございました。

非常に厳しい財政の環境下でありますので、県の単独事業での対応も、寄州の除去とか、そういったことについても対応をしていただきますよう要望を行ってきたところでございまして、県とされましても予算の範囲内でこういったことについても処理をしていきたいとのことでございました。

町といたしましては、県の河川調査に十分な協力を行いまして、当面は県単独の事業であります河川等防災事業で寄州除去、立竹木の伐採を、海老川、大薄川、夜星川などの壊滅的な被害を受けました被災河川に絞って予算要望を行い、抜本的改修については今後も引き続き粘り強く要望をしていきたいと思うところでございます。1回目の答弁を終わらせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長から種々答弁いただきました。

まず、防災対策についてですが、先ほど答弁の中にもありました自主防災組織結成率94.6%というのが図られております。豪雨・台風による水害、土砂災害、それから平成9年の5月に発

生しました震度6強の地震等、それから先ほどお答えになりました、ことしの6月、7月の梅雨時期の集中豪雨と相当の被害を受けております。

こういった中において、自主防災組織の災害訓練、研修体制等は行っているんだということをお答えになりました。

ここで町長に再度お聞きしたいのは、この情報の整備、それから防災意識向上を図る研修会、そして防災リーダーの育成ということについて、どのような対策をとられてきたのか、その1点を最初お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

とにかく公の立場での災害対策というのは、やっぱり限りがございますので、やはり自主防災組織、自助あるいは共助というお互いの連携の中で対策を講じていく、これが被害を最小限に、あるいは迅速な対応ができると思っておるところでございます。

したがいまして、自主防災組織の結成については、先ほど申し上げましたとおり高い位置にはございますけれども、やはり全地域がこういう意識のもとで組織化をして、お互いに連携をとりながら地域の災害については地域で守っていくという、そういう意識が大事でございますので、毎年いろんな研修会も実施をいたしているところでございます。

ことしも、23年度の始まりの月に防災研修会を実施をいたしておりまして、防災アドバイザーの津田盛吉氏からいろんな話をお聞きしながら、いろいろな対応についての研修をいたしたところでございます。

やはり公民会長さんが、長くされるところもありますが、こういった方が地域の防災のリーダーになってもらっております。やはり、毎年公民会長さんがおかわりになるところは、後々の引き継ぎというんでしょうか、やっぱりその辺のところをしっかりとやらしてもらわないと。

1年交代で責任者がかわっていくとなると、やはり防災の体制のあり方ということにも問題が出てくるかと思っておりますので、できましたら、そういう防災のリーダーについては引き続き、やっぱり公民会長さんはかわられても、そういう責任者が継続する形が私は望ましいと思っております。

ただ、いろいろな地域の事情等ありますので、その辺はお互いに十分連携をとって、毎年訓練をやるとか、あるいはいろんな研修をするとか、それは大事なことだと思っております。リーダー研修については、毎年いろんな形でやっておりますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

いろんな情報提供のあり方についても、いろんな防災グッズの準備とか、それについては広報誌等でも、この6月にも出してありますし、新聞等にもそういった時期になりますと出ておるところでございますので。

情報の提供、これらについてはいろんな機会をとらえて、皆さん方が十分安全意識を高める、あるいは危機管理を持って対処していくという必要性をしっかりと受けとめていただくような手だてができたらと思っております。そのように努力をしてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

自主防災の件に関しましては、鹿児島県は県防災対策基本条例というので、町長がさきに答弁されました自助、共助、公助を基本に防災対策へ取り組むということをやっています。また、先日ある自主防災組織、公民会ですけれども、皆さんも新聞等でごらんになられたと思いますけど、地域が一丸となって防災マップを作成されたと。

これもさっき町長の答弁にありましたように、その地域の公民会長、それから防災リーダーとなる方が、この地域も非常に長く勤められて、この災害を受けられて非常に意識の高まりがある

んじゃないかと思います。地域を挙げられてそういう防災マップをつくられたと、避難所等をつくられたと、そういう一公民会でされるということは、すごいエネルギーもあったんだと私も痛感し、いち早くこの地域もということを考えているんですが。

そこになりましたときに、先ほど情報公開のところでもございましたけれども、今、うちの町の自主防災組織結成率については非常に高いところがありますけれども、その中身ははたしてどうかということになりますと、町長の答弁にありましたように、公民会長あるいはリーダーが1年ごとにかわっていく中じゃ不十分じゃないかと、そのように思っております。

それで、町長、今のところで自主防災組織が95%、組織率としては確立していますけど、私は完璧じゃないと思います。その中身の方向性とかいろんなことで、私は100%でないと考えているんですが、町長はそのところで、もう少し対策としてどのように考えてらっしゃるのか。100%いつているよという考えなのか、再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

自主防災活動については、組織率を当面は100%までもっていききたいということもございしますが、組織率を高めるだけはそのイメージではないわけでありまして、やっぱりそういう組織ができれば、いかに地域の皆さん方が一体となって、そういう危機管理意識を持って安全対策を早めに迅速に対応していくかというのが一番のねらいであります。

やはり訓練ですかね、そういう機会をリーダーを中心にして地域の皆さん方みんながそういう気持ちになっていただく、そのことがやっぱり大事であるかと思っております。

過去に災害を受けられた地域は、非常に意識も高いとは思っております。全く今までそういった災害も受けなくて、行政がこういうものをつくれということできたらいいんですけども、なかなか具体的な訓練までやってない。そういうところも確かにありますので、100%満足というところまではいかないと私も思っておりますので。

これからは高齢化がどんどんやっぱり進んでおります。災害時要援護者の家庭がどこどこにあつて、だれがそういう人たちを面倒見ていくのか、やっぱりその辺のところ具体的に地域で話し合いをされて、それぞれの役割分担をしながらみんなで助け合っていく、そういうことが大事ではないかと思っておりますので。

その辺のところをもっともっと意識を深め、そして具体的な行動につなげていく。それで万一の場合に、そういう訓練の成果が十分発揮される、そのことがやっぱり大事ではないかと思っておりますので、今後の課題というのは、そういうところかなと思っております。

○川口 憲男議員

全くおっしゃるように地域全体が危機意識とか、災害を受けたところでないと、いざという場合が起こったときに対策ができないと。福島震災、それから津波を見ましても、津波が10メートルあるいは15メートルぐらいに迫っているのに、気持ちがまだ2メートルか3メートルまではいいんだというような考えがあり、テレビ等を見ていると非常に危惧するところがありますけれども、やっぱりそれと同じようなところで、こういう災害等が起きたら、まず避難することが一番だと思います。

町長、先般18年の災害で私も水害を受けましたときに、そのときをもう一回振り返りますと、8時半ごろ家を出まして、その日にちょっと別の仕事がありまして、夜星川橋まで来ました。

しかし雨がすごいで、普通の雨でなくバタバタと降るような雨で、ことし7月にほたる橋の下流が冠水しまして、水が田んぼにズンと来る状態、全く同じような経過で、雨の状態を見まして、これは異常な雨だということで、夜星川橋を渡る手前で急遽、携帯電話から、仕事を休ませてくれと電話しました。そして、いち早く家に引き返したんですけれども。

家に引き返しまして9時過ぎだったんですが、川内川の増水が物すごく早く、すごい津波みたいな、ああいう大きなうねりで流れてくる状態がありました。そしてまた、7月の災害と同じように紫尾山系が相当降っておりまして、私のところには川内川の支流の柳野川があるんですけれども、柳野川のほうはるかに先に増水いたしました。

私のところから200メートル上流のところ、町道から1メートル、そして川からしますと5メートルぐらいのところ、家があるんですけれども、その住民の方が私のところに飛んで来て、「もううちは床下まで来る、もうこれではおれない」というような情報を受けまして、私も川内川を十分注視しとったんですけれども、その方のところに土のうを積まないかんということで、鶴田支所に電話を入れて土のう袋を準備し、消防も出てくれるようお願いいたしました。

そしたら、役場の対応は、もうそれどころじゃなかと、こっちも手がつかんとところだということで、すぐ公民会長のところに電話を入れまして、公民会長は仕事でいないと。もうどうにもできないということで、私は自分で走って行って公民会長の家に行き、その当時は有線放送だったんですけど、有線放送で地区の方に協力を呼びかけまして、土のうを積む準備をいたしました。

その土のう袋を支所にもらいに行くのも地区の方に、「済まんどんか、走って行って、土のう袋を50ばかり持ってきていくやん、電話してあつで持ってきてくいやん」と言って対応したんですけれども、もう、そのときに柳野に通じる町道は水がひざ上まで来ていまして、山道を土のうを担いでその家まで行ったんですが。

もう1時間もせんうちに、その家は床上まで浸水いたしました。うちの家も、床下浸水ぐらいで私はおさまると思っていたんですけど、甘い考えで、昼過ぎ、1時ごろにはもう床上浸水をし、あつという間に中のものを取り出す間もなく屋根まで来て、家まで流された状態です。

その間、町長、雨も降っておりました。当然私のところの防災無線も室内にありまして、全然聞こえもしませんでした。旧鶴田町が設置していた防災無線ですけれども。

そして、上にはダムからの放流サイレンがあるんですけれども、放流しますよというサイレンが1回鳴りますと、もう水が静まるまで放送はないです。だから、どれだけの水が流れているか、何をしているのか全然判らない状況の中で、情報が皆無、ゼロでした。

そうした中で、同僚の湯田の麥田議員によると、もう湯田の公民館も危ないよと、湯田が流れるよという情報があったということなんですけれども、全く私たちのところは消防も来ないし、また町の対応も全然来ないという状況の中じゃ、そういう情報伝達が全くなかったと私は思っております。

災害情報が、そういうような風雨時にもう少し的確にあり、先ほど答弁にありましたように、公民会長なり、あるいはその地域の防災無線の活用策がフルにできるようになったら、そういう方向性もなくなるんじゃないかと。早期に避難はできましたから人的被害はなくなったんですけども、これから先まだ雨の状況というのは予知できないわけです。

うちの町は水害だけと想定していても、福島みたいに地震と重なれば、紀伊半島にありますように小さな河川がせきとめられて、ダムになってあるいは孤立するところがたくさんあると思います。

そうしたところで地域住民の中で、やっぱり自主防災というのは非常に大事だと思うし、先ほど申されましたようにみんなが助け合う意識を持っていかないかんということも痛感しております。自主防災組織を確立することによって、この地域コミュニティもだんだん伸びていくんじゃないかと思っております。そのためには、町長、もう少し考えていただけることが大事じゃないかと思っております。

まず一番に大事と思うのは、この県河川の支流のところに水位計を設置する要望を県にされる

か、町独自で設置するか。あるいは、今、テレビ情報でよく柏原と紫尾山が出ますけれども、まだ心配なところは永野の辺とか、それから中津川の小学校近辺とか、あるいは泊野とか、こういうところに町の独自で雨量計をつけられて、情報が災害復興対策課のほうに随時来るとか、そういうような考え方もあると思いますが、そういう考えはないかちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

今のこの気象条件というのは、御案内のとおりどこでどういう集中豪雨があるか、どうもゲリラ的に発生をする状況が出ているわけでありまして、今までこういうことはなかったという安心感、大丈夫という意識があるとすれば、そういうことについてはやはりこれから先というのは払拭をしなければならない。その辺のやっぱり危機管理意識というのをどのように持っていただくか、というのが一つあるかと思っております。

災害を受けられた方々のテレビのああいふ映像なんか見て、80年、90年生きとってこんなことは初めてだったと、そういう言葉がついて出てくるわけですが、やはりそれだけ、今はどこでどんな災害が発生するか判らない、そういう不安定な気象状況の中にあると思っておりますので、そのことはやっぱりしっかりとお互いに認識をして受けとめていく必要があるのかなと思っております。まずは、そこからが発発じゃないかと。

今まで大丈夫だったからという、そういう意識をなくすことが大事かなと思っております。そういう意味でも、防災のいろんな研修というのは大事でございますし、そしてまた被害を最小限に食いとめるためには、やっぱりいかに迅速に正しい情報を伝達をしていくかというのが非常に大事なことだと思っております。

情報伝達手段というのはいろいろありますけども、過去においては、ほとんど公衆電話とか、現地に出ればその人が帰ってくるまで待つとか、そのような状況でありましたけど、今は情報機器というのがいろいろ発達をしまして、そういう対応も迅速化ができておりますけれども、なかなか場合によっては、屋外で、こういう無線も聞こえないということもあります。

また、家の構造からいたしましても、サッシを閉めておりますと外のほうは聞こえないとか、いろいろあるようですが、今は防災無線とかそういうものを整備して、またこれからもさらに充実する必要があるかと思っておりますのでございます。確かに今、気象台とか、あるいは鹿児島県のほうでも雨量計等も設置をしておりますが、まだあちこちにあつたほうがよりの確な情報把握には必要だと思っておりますのでございます。

この件については、県とか気象台等が設置しておりますインターネットを通じて配信をされておるようでありますから、場合によってはそちらのほうを携帯電話とかそういうところで検索はできるかと思っておりますけれども、ただ、一般的にはなかなか情報把握というのは難しい、テレビしか余りないということがあるかと思っておりますので、この辺についてはいろんな機会に、機会を設けてまた御要望はしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

この防災マップ等が、屋地と虎居だけは鹿児島高専の先生と生徒たちの協力できていったんだと。そのほかは全然できてないんですけど、ある地域で、一公民会が独自でつくったと。やっぱりそういうふうにして地域が活性化して、その地域で、自分たちのところはこういうところが危険とか、あるいはどこに避難したほうが一番いいよとか、そういうのができれば一番いいと思います。

答弁にありましたようにリーダー育成が一番いいし、1年でかわるようなリーダーじゃ防災については継続性がなくなったり、あるいはそこで途切れてしまうというようなところもあると思うんですが、ソフト的なところがありまして、どこまでできるかということとはちょっと疑問視す

るところもありますけど、まずは立ち上げをし、そういうところにいろんな情報をやっていく。

そしてこの前、7月の災害のときも、急傾斜地域で対策をしたところが再度崩れている。今の状況を見ますと、未調査だから、ここあたりは何もなかったから安心だということとは言えないんじゃないかと思います。山間部にいきますと、非常に危惧されるようなところがあると思います。

この紫尾山系の山の土質を見ますとどこでも起こり得る、相当な雨が降ったら地層崩壊というあれが出てきましたけれども、全くうちの町でもそういうところが見受けられるんじゃないかと思います。これは形が見えない施策かもしれませんが、やっぱりあらゆる面にそういう、さっきも申し上げましたけれども、未調査だから安心だという考え方を捨てて、起こり得る災害というのに対応するべきじゃないかと思います。

この件につきましては、自主防災組織の確立とか研修をやっていくということですので、ぜひ減災という立場で、防災という立場じゃなくして、災害を減らすという立場で取り組んでいただきたいと思います。

次の河川整備にちょっと移りたいと思います。答弁されました中に、県への要望、要請活動は、8月29日にいち早くしていただきましたということなんですけれども。

まず、県の関係でございますが、国土交通省関係の築堤工の説明で、今年度も荒瀬、小路下手、それから橋梁等が残っていくんだということでもございました。この用地未収箇所について、河川整備で対応していくと、国土交通省からそういうような返答をもらっています。しかし、用地の取得めど、それから河川整備がどうなるのか、私たちとしても全然示されていないと思っております。また、町としてもこのような状況の中をどういうふうに対応されていくのか。

持続した要請活動をしていくということがあったんですが、もう少し強く河川整備計画の中身を、町長、詰めていただきまして。以前ちょっと聞いた話では湧水町の阿波井堰とか、まだ優先順位的に早いんだということをおっしゃっていました。

しかし、だったら小路下手のところはいいのか、やっぱり地元の人たちも不安に思っているし、いろんなことを思っているしやいます。国任せじゃなくして、町もそこに踏み込んだ対策を講じるべき、あるいは話し合いになんらかの形を示すべきと思うんですが、国への要望活動について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほど防災点検は、毎年各公民館長さんとか、公民会長さんも一緒になって、地域の危険箇所というのは梅雨を前にして消防団一緒になって点検をいたして、それぞれ危険のランクごとに仕分けをしながら把握をいたしておるところで。

地域の消防団とか公民会長さんは、既に毎年の点検で、また新たに発生をしたそういう危険なところも把握をさせていただいておりますので、いざそういう梅雨どきになりましたら、いち早くそういうところの巡視をしていただいているところでございますので。

ハザードマップの作成につきましても、轟町のほうで取り組んでいただきましたけれども、これについても国土交通省とか町のほうで一体となって、そういう情報提供をしながら一緒につくり上げたことでございますので、そういう地域がまたふえていきますことは非常にありがたいことだと思っているところでございます。

みんなでやっぱり、そういう意識を持って取り組んでいくんだということが大事ではありますので、その辺については今後も推進はしていきたいと思っております。

それから、河川激特事業が最終の段階に入りまして、なかなか用地買収というのが難しいところが残っております。御承知のとおり小路下手地区が150メートルぐらい残っておりますけれども、これについては、国のほうには再三私のほうからも、最大の懸案でございまして、河川

事務所、それから九州地方整備局、こちらのほうにも強く、この辺の解決については引き続き努力をしていただくようにということでお願いをいたしてございます。

町が直接かかわっていることではないわけで、直接私どもが中に入ってということまでいきませんけれども、やはり協力、支援できるところは支援をしていくということで、これまでもやっておりますし、これについては精力的に取り組んでいただくように国のほうには引き続き要請もいたしているところでございます。

河川の整備計画については、30年スパンの中で計画はされていると思うんですが、これについてはやっぱり川内川流域全般のこととございますので、もしこういったところが残っていきなると、こういうところを優先しながら予算措置をしていただくような手だてというのは、これからも引き続きお願いをしていきたいと思うところでございます。

そしてまた、内水の問題とか課題がございますので、その辺についても当然として引き続き要望はしていく考えでございます。

○川口 憲男議員

河川整備計画、どこまでどうするという形が見えないところが現実ですので、ぜひ要請をしていただきたいと思います。

それと、大願寺には輪中堤ができて、この前もちょっと心配したところがあったんですが、恐らくことしの10月か12月にはある程度の形は、夜星川のほうは見えてくるんですが、先ほどの12号台風で三重の輪中堤が決壊しているんですね、町長。

新聞の情報があると思いますから判っていらっしゃると思うんですが、今度の7月の豪雨でも夜星川の上流、先ほど申し上げましたほたる橋のところは、従来の築堤をオーバーし、田んぼのほうが冠水をしているというような状況なんですけれども。

いずれ小路下手のほうも輪中堤ができていきますし、大願寺にはできております。この地区の方から、「輪中堤は安心と言ったんだけど、本当に安心なのか、決壊したがね、ここは大丈夫なのか」ということを言われて、答えを返すところがなかったんですが。町長、どうでしょう。

町長の思いの中には、情報を受けてまともに信用せざるを得ないというんですけど、国土交通省なんかの場合、輪中堤は安心ですよということだったんですけど、川内川から内側に入ってくるところは安心かもしれませんが、夜星川のあれだけの水が来たら、本当に決壊はしないという、安心ですよという言葉が発しているものかどうか、そこのところもちょっとお答え願いたいと思います。

それから、18年の災害を受けて、一番心配されているのは内水対策だったですよ。やはりここあたりもあわせて、国土交通省に要望し、どういう形を示すのか、私は町としても文章で回答をいただくべきじゃないかと思っております。町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどもありましたとおり今の時代というのは、いわゆる大規模な災害というのが起こり得るわけでありまして、想定外と言えれば怒られるかも判りませんが、100年に1回と言われても、それを超えるような雨が降るとかいろいろありますので、それに100%耐えられるということは、なかなか難しいのかなと思っております。

そういった気象変化の時代でありますので、いかなる災害が発生するか判りませんので、それは18年水害のそういうものについて耐えられるということで、今ずっと工事が進められてきたわけでありまして、ダムの再開発についてもそのような図式のもとに始まったわけでありまして、ああいうような災害の場合には安全であるということで理解をさせていただいております。

内水の問題は、もうこれは当初からいろんな課題がございましたので、これについては、常々

国土交通省のほうにはお願いをいたしておるところでございますし、当面、内水排水機場をつくらるとなると、極めて厳しい条件がありますので。

そういった条件を撤廃していただきたいというようなことも申し上げているわけでありまして、排水機場をつくらるとなると数億円かかるというようなことで、町のほうもまた、それなりの負担が出てくるかと思っておりますし、そこまでつくれる状況に早く持っていく必要があるかと思っております。

その前段として、当面の措置としましては、国土交通省に何とか排水ポンプ車をさつま町に設置をしていただきたいというようなことで、ダムの下流域ということではございますが、本町に設置をしていただきまして、これはことしの大雨の際も6回でしょうか、虎居樋門に設置をしていただいた経緯がございます。

そういうことでございますので、これは今後も引き続き大きな課題として考えておりますので、国土交通省のほうにはまた要望は続けてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

相手があることだし、いろいろなことがありますので、ただ、要請・要望活動は口が渴かんぐらいの程度ではすべきことだと、私は思います。

そのところは要望しておきますが、それと、県のほうには農地の復旧、例えば今後の災害に対する復興、復興というか復旧ですかね、それから河川整備の要望等をされたというふうに聞きまして資料もいただいておりますが、災害後にそういうことを早急に対応していただいたことは非常に感謝申し上げているところなんです。

7月の臨時議会のときに町長は、河川整備とあわせた農地の災害のところは、まず災害復旧が先で築堤はその後だと、これから要望された中で対応していくというような考え方だと思うんですが。

その築堤工が、例えば海老川、大薄川、夜星川、それから中津川の南方川、それを含めたところが7月答弁されました農地復旧と築堤工は別個のものと、今でもその考え方でいいのか、あるいは並行した復旧ができないかという要望活動について、再度お聞きしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

今回、8月29日、直接県の関係の部長のところにはまいりまして、実情を写真入りで箇所ごとに具体的に説明をいたしたところでございます。ああいう状況が出ておりますので、やはり災害を受けたわけですから、まずは災害復旧をするというのが原則でございます。

農地については農地災害復旧でやっぱりやる。あるいはこの河川敷については河川の復旧ということになります。その辺のやり方は、築堤護岸とか今まで土羽でずっと築堤をしてあったところは、今後はやっぱり破堤をしないようにブロックでやっていただきたいというようなことも言ってございますし、夜星川についても築堤をということで要望してあります。

あと、前川とかについては、狭隘部分の開削と築堤、固定堰の改修、南方川についても改修と固定堰改修と、そういうことで、それぞれ箇所ごとに河川ごとの要望をしてありますので、これはまた、抜本的な改修となると、やはり県としましても、その部分だけ抜本改修してもそれなら上流や下流がということになって、この辺は現地を十分調査した上で、どういう形が一番いいのかということは今後検討していきたいというようなことでございますので。

そういう上流、下流のバランスも考えながら整備をする必要があろうかと、そのような御答弁でございますので、今後、そういう何回も破堤をするようなところは、しっかりとした護岸でやってくださいと、そういうことは強く申し入れをいたしてございます。

そしてまた、固定堰についても、大雨のときは堰板を外せばいいんですけど、外せる余裕がな

いと。そういう管理をする方もなかなか難しいところがあって、非常に危険だというようなことで転倒式にできたらかえていただく。

すべてこの転倒式にするのか、部分的に転倒式にしていくかは、その河川断面において、やっぱりその辺のところはまた今後の河川整備計画を立てる必要がありますが、そういうことも県のほうには要望いたしてございます。

防災事業として、そういう固定堰については、通常の井堰の改修ということではなくて、防災事業というとらえ方で町としてもやっていきたいと。通常、受益者負担というのは当然出てまいりますけれども、何回もこういうところは災害を受けられておりますので、できたらそういう防災事業としてはもう町でやりますよというぐらいのやっぱり気持ちで対応していかないと。

農家の皆さん方も何回も被害を受けられて、その上に負担金も相当なお金を出さんにやいかんとなると、農業に対する意欲というのはますます低下するわけでありますから、そういうことにならないように今度十分検討していきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

残り5分を切りました。

○川口 憲男議員

町長、頭首工のことで、バランスゲートを併用したところができないかということをおっしゃったので、防災事業として町ができるものは町でもやっていくよというようなことを先ほど答弁されましたので、1回目の答弁のときに、たび重なる水害で農家が栽培意欲あるいは農家経営意欲をなくすと。

全くそのとおりで、この写真を見られても判るし、私も現場を見たんですけど、石ころ山からどうして稲穂をつくっていくかとなれば、表土も入れなきゃいけない、「もうここまではエネルギーはなかど」ということを、つくづくおっしゃっておりますけれども。

今、答弁いただきましたように、防災事業としての改修を求めていくということをおっしゃいましたので、その辺は県への要望活動をしていただきたいと思います。

最後に、ダム再開発事業も10月ごろから本格的に入るということで、道路整備がどうなのかなど、まだ私も行ってないんですけども、クレーンやいろんな設備がどんどん上がっていきます。その中であって、やっぱりあそこのダム公園の町有地のあり方、あるいは今の土を捨てる宇津良迫のあり方、そこらあたりも町で十分検討されるように要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

防災事業として取り組むのは、農地災害の場合は個人財産ですので、そこまでは通常の農地災害復旧でやらなければなりません、頭首工とかそういうのになると大きな利益になりまして、いわゆる多くの受益農家の方にかかわることありますから、頭首工については、やっぱり頭首工があそこにあること、固定堰であることによってせり上がって、やっぱり周辺の堤を破堤して農地の被害が出るという面もありますから。

そういうことのないように例えば転倒式にかえるとなると、防災事業としてのとらえ方として、それは町でみれるところはみると、そのほうがいいのかなど思っているところでございます。ただ、すべてのものということじゃなくて、こういうたびたび災害を受けたところに限っては、そういうことを考えていく必要があるかなと思っております。

○川口 憲男議員

済みません、1点。バランスゲートは、町長、先ほど防災的なのでやるということをお聞きしました。寄州の除去を当面要望していくということでした。そこだけは大きな費用はかからんと思う

んですけども、ある程度費用はかかりますけれども、寄州の除去は全河川的にぜひ要望していただきたいと。終わります。

○町長（日高 政勝君）

寄州除去の関係については、毎年県のほうに、それぞれ地域のほうから要望があつてきておりますので上げてございますが、何しろ県の予算が厳しい。県内市町村から要望がたくさん上がってきて、優先度が高いところからということで、非常に限られてきておりますが。

ただ、こうして寄州があることによって、また周辺の農地に影響が出ているというようなことがございますので、こういう被災箇所がもう毎年も続くようなところを早めに除去していただくように、県単事業として取り組んでいただくように、これも強く要望はいたしてきておりますので、また予算の獲得については努力をしてもらいたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、川口議員の質問を終わります。

次は、8番、平田昇議員の発言を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

先月の30日までという平成23年第6回さつま町議会への一般質問通告期限が差し迫ってきたとき、「今は合併して北薩森林組合となりましたが、私は30年昔から薩摩東部森林組合で働いてきた者です。組合で長年働いてきた私、——が議員であるあなたに、ぜひ聞いていただきたいことがあります。私が今まで置かれてきた立場からして、また町民の一人として思い続けてきたことを聞いてほしいのです」と言われ、面談することになりました。

1通の文書を渡されました。内容に目を通しますと、驚くことばかりでした。私に必死になって訴えられた内容のあらましを特に肝心と思うところをお伝えします。さつま町は旧薩摩東部森林組合に対して、平成20年7月の合併により北薩森林組合の一構成体となる以前から、毎年800万円を補助金という形で助成をしてきている。合併してからも補助は続いている。

その北薩森林組合の運営が大変混乱しているという。組合では合併当初から10数名の本町出身の職員が働いてきたが、それがことし8月末でわずか3名になってしまった。ただし、職員の実数等は事情が流動したので、私が情報を得たときの数値とずれがあると思います。御理解ください。

こうして林業作業も、薩摩川内市が主な作業現場となっているとのこと。合併してスタートした組合の運営が3年経って、自分も入れて7名が退職、さらに7名の方が退職願を提出されているとのこと。

繰り返します。ことし8月の末でさつま町出身の職員は3名になっており、林業作業も作業現場も薩摩川内市が中心になっており、本町区域は放置された形になっていると。山林所有者が仕事を頼みに行っても、本所で相談に乗ってくれる職員もいないのである。そうであれば、森林の育成、発展を願って活動するはずの森林組合の機能は既に失われているとしか言いようがないと説明されます。

その結果の組合の現状はどうか。大事なことからもう1回言わせていただきます。組合に除間伐採の作業を依頼してもこたえてもらえない。組合は機能する状態ではなくなっているから、さつま町からの800万円の毎年の補助が成果を上げたとはどうしても言えないという。

この説明を受けて私、平田が、組合の運営にどこまで言及できるのか迷いもあったのでございますが、さつま町の公金、さつま町民の大事な一般財源から毎年出されてきた800万円の補助金が、その成果を上げられないできたということは事実なのか、事実であればそれでいいのか、

これからも同じように金を出して補助を続けるのか、これをしっかり確認することが議会の一員であるものとして、避けて通れない責務である。これが私に今回一般質問を決意させたものです。

私が手にする文書で、さらに驚くことは、既に退職されている旧薩摩東部森林組合の役員3名、職員10数名によって組合に出ている不足金2,600万円を補てんするということになり、大方の方々は既に済まされたのだということです。多い人で600万円、300万円あるいは250万円、少ない方で3万円という額も列記してあるようです。

これはそれぞれの方々の組合に対する負債であるという形になっているとのこと。赤字がなぜ自分の負債になるのか、理解できない人もあるとのこと。これを生み出したものは何か。どういう組合の運営がこのような結果を生み出したのか。同組合の運営のあり方に公的な場で、この議場で、こうした疑問を提示することは第三者として越権だと、名誉毀損であるという声が出るかもしれない。しかし、それをおそれてはいけない。

乱脈な会計が同組合に波乱を持ち込んだことを想定している私は、本町からの毎年福利厚生面を加えれば1,000万円になるというその補助金で、なぜそれに相当する成果は生み出せなかったのか。これからも町長は、同組合に補助金を続けるのか、来年度予算に計上するのか、それを確かめたいのです。

今定例議会には米丸議員も森林・林業活性化対策についての質問通告をされておられます。森林についての業務等全く素人の私の質問は、まさに子供じみた単純極まる質問であると皆さんから受けとめられるかもしれませんが、私にとっては大事な質問であると思っております。それと、議会が設置する決算特別委員会は、これから平成22年度の決算審査に取り組むこととなりますが、厳正な事実糾明を期待したいと思います。

私の知り得た情報の概要を述べましたが、町長にたずねます。現在の森林組合の混乱は何に端を発しているかと判断されていますか。同組合は木材価格の低迷などから経営が悪化したのだとの判断でしょうか。この厳しい不景気にもしっかり取り組んでいる例があるのに。

さつま町が、ふるさとの森林を守り育てる力を取り戻してくれる日が来ることを願っての——からの訴えであり、それをかなえるために何とかしたいという思いを込めた私の一般質問です。町長は、組合の混乱は何に端を発しているとお考えですか。さつま町が今まで、毎年続けてきた補助金の成果を認められますか。1回目の質問です。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平田昇議員からの質問にお答えをさせていただきます。

北薩森林組合の事業への町の助成についての御質問でございますが、まず、森林組合の今回の状況に関する町の分析ということでございますけれども、北薩森林組合におきましては、旧薩摩東部森林組合の出身の職員が大量にやめたと聞いているとのことでございます。

一つは、どういう原因があったのかというようなことのようにございますけれども、確かに6月1日付で新しい代表理事組合長が選任をされておきまして、そしてまた、その後におきまして多数の職員の方々が退職をされております。町で確認をいたしました限りにおきましては、11名の職員が退職をされておられるようでございます。

森林組合の説明によりますと、合併前の薩摩東部森林組合のときの、いわゆる事務の処理の関係についてのことであったということございまして、森林組合の総会での組合長のお答えによりますと、不良債権があったというような表現をされておきまして、債権としての未収があったのかなというふうな理解をいたしておるところでございます。

さつま町出身の職員がやめられて、さつま町にかかわるいろんな事業執行に支障が今後出るのではないかというようなお話でございます。これについても確かに本町出身の方がやめられまして、事業の進捗、いろいろ影響が今後出るんじゃないかという心配もされておりますが。

これについては、9月1日付で人事の異動をされていらっしゃるようでありまして、事業の推進のための課におきまして、さつま町出身のいわゆる経験者という方々がそれぞれ二人、それから新しくまた経験者を一人採用されまして補充をされております。

そういうことで、しばらくはいろいろと支障が全くないとは言えませんが、こういった人員の補充によりまして、こういう事業の運営に支障がないようにやっていきたいというようなお話をいただいたところでございます。

本町の補助金の関係についてでございます。森林居住環境整備事業補助というのがございまして、これについては居住地の周辺の森林整備等によりまして、いわゆる里山エリアの再生を支援するための事業であります。杉とかヒノキの人工林と広葉樹の間伐を行う事業であります。

平成22年度におきましては、事業費8,602万円に対しまして国・県から68%の補助がございまして、町がこれに10%以内の補助ということで800万円の助成を行っているところでございます。町の補助金でありますから、当然として事業の執行状況というのはしっかりと確認をした上でないとやっぱり補助金は出しておりませんので。

森林組合に対する補助金はもう当然でありますけど、いろんな事業補助というのは、しっかりとそのための目的に従って事業が実施をされているか、それが確認された上で補助金というのは出しているわけでありまして。

もちろん実績報告とか、あるいは山の場合なんか特に、現地を踏査をして、検査をして、明らかにこれは実施をされているなということを確認して、補助金は支出をしておりますので、これについては当然として会計規則等に基づいて、そういう手続を踏まえてやっております。

これらについては、事業が実施されないとか、不適正な執行をしたということの事実は全く見受けられず、適正な事業が実施をされておりましたので、これについては補助金の支出をしているところでございます。そのほかの国・県の補助事業等につきましても、間伐実施のため、今後も適正な執行を確認しながら支出をすることについては変わりないわけでございます。

お聞きしますと、町が補助金を出している分、こういう継ぎ足しをして補助をする場合もありますが、例えば町有林のための除間伐の推進とか、そういう事業については今回の問題については何もないんですねと、そこは確認をいたしました。町に係る部分については、そういうことが全くないというようなことでございましたので、もう町の事業に係る分については、いわゆる担当課が常に現場に行って確認をした上で執行しているわけでありまして。

それでまた、この事業については、直接補助金としていわゆる林家のほうにも出るところがありますので、そういうところも審査をした上でのことであるので、それについては異常はないというようなことで確認をいたしておるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○平田 昇議員

大体予想していたとおりの答弁です。借金を抱えながら、さつま町は毎年貴重な一般財源から組合に対して補助金を礼遇してきた。そうじゃないんですか。

私の知る限りでは、その補助金は成果を出さなかったという情報しかない。無念の極みとしか言いようがない。町長の見解は、毎回ございます補助金による成果があったと思われていますが、あったと判断されるなら、どの運営面にどんな効果が認められますか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの森林居住環境整備事業、いわゆる里山の杉、ヒノキあるいは広葉樹も中にはあるかと思いますが、そういうところの整備を民間の方がやるというようなことで、それについて町が1割の補助金を国・県の事業にあわせて支出をしているわけでありまして、そういう里山の整備が行われているということを確認をした上で出しているわけでありまして、

あとは林家の方がやっぱり山を整備をして、やがてはまた伐期が来たら処分をしていかれるわけでありまして、そういう整備がなされておれば、当然としてやっぱり適正な執行がなされているということで確認をして流しているわけですから。何も不正なことがない以上は、出さない理由というのはないと私は思っております。

○平田 昇議員

何か知識のない私にとっては大変込み入った助成でございますが、精読させてしっかり勉強させていただきます。

森林を守り育て、木材を活用していくという事業目的に毎年つき込んできた800万円の補助を今後も続けるのであれば、県の認可を得て森林整備事業の入札に参加できる資格を持つ町内の民間事業者も補助対象とすべきではないのか。これまでの800万円から配分してもよいのではないのか。町長、以上3回目の質問です。

○町長（日高 政勝君）

今までは山の整備につきましては、公共的な機関であります、いわゆる森林組合というのがございましたので、そちらのほうに主に、主にというか、ほとんど委託して整備をお願いしてきているわけでございます。

民間の中にも、そういう資格を持ちながらいろいろ事業をやっている林業事業者というのが育ってきておるようでございます。そういうところから、町の例えばそういう事業等についても十分引き受けてやれますよというのがあれば、今までそういう申請がないものですから、ほとんど森林組合をお願いしているわけですが、そういうものが確実にやれますよという申請が上がってくれば、それはもう検討に値するかと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

補足がありますか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今、議員からございます事業ですけれども、森林居住環境整備事業につきましては、民有林の間伐ということになっております。

個人が実施をする、いわゆる間伐というのは定期的に進めていかないと山は荒れてくるということで、5年ないし10年のスパンで間伐をするんですが、本来ならば所有者がするところを、森林組合がかわってするということでございます。これは森林施業計画制度というのがありまして、その計画を立てるのが森林組合ということになっておりまして、この立てたところが事業主体となって事業を進める内容になっております。

そういうことで、組合が窓口になっているということであります。実際は所有者の山を手入れをする形の事業ということで、組合は事業費の一部、いわゆる手数料を取って、成果はそれぞれの所有者の山がきれいになるという形の事業、ということであります。

22年度につきましては、民有林176ヘクタールの山について間伐事業、一部層林施業といまして広葉樹林の整備も、うち35ヘクタール実施をしておりますが、あわせて176ヘクタールの間伐事業を実施をしたということでありまして、森林組合が窓口となりましてそれぞれの所有者の方々の山が手入れをされているということで、これまでもずっとそういう形で実施をしてきておりますので。

もし面積が少なくなりまして、例えば100ヘクタールぐらいしか間伐はできませんでしたよということになりますと800万円を切る形になると思う。10%以内という形で助成をしておりますので、その場合には例えば500万円とか600万円ぐらいの助成という形でその年度はなりますけれども、これまでのところ、その事業に見合うだけの実績があったということで助成をしてきたということでございます。

○平田 昇議員

面積確保のことでしょう。私は素人ですから、よくは知りませんが働く場所を確保していると、面積確保、これが難しいんだという説明なんです。私は、こういつて何十年も森林業務に取り組んでこられた方から悩みを訴えられれば、時と場合によっては監査を重視すべきだと思うのです。

さつま町からいただいてきた補助はこのような使い方をしましたと、ただいま町長も説明されましたが、単なる報告でなくて、ここにはこういう仕事をして、いただいた補助からこういう作業をしてこうなりましたよ、それを確認する、そういった監査のあり方がこれから大事ではないんでしょうかね。町長、御見解をお聞きしたい。

○町長（日高 政勝君）

事業を実施して補助金等を執行する場合については、当然として監査の対象に、その部分については、幾ら組合であっても補助金を出したその分野についての事業監査というのは当然できるわけです。補助の団体としてですね。

例えば、いろいろ問題があれば監査請求というのもできますけれども、法的にはそういうことはできるようになっておりますが、そこまで問題があるということとはございませんでしたので、そういうことはやっております。

その辺についてはまた、監査委員の立場で、これを調査したいなら調査してもらえば結構なことだと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ちょっと補足説明があります。

○耕地林業課長（山口 良一君）

先ほど22年度の事業として176ヘクタール実施をしたと言いましたけれども、これは国・県の助成に上乗せした形で町が助成するという形になっておりまして、もちろん国も県も検査をやっております、町は町単で上乗せですので、町はまた独自で検査を行ったということで。

それから面積確保ですが、森づくり推進員という方が町内25名いらっしゃいまして、その方々にもお願いしながら、面積の確保、実施をされる方々の推進をしてもらっているということでありまして、その調査をされた実績、そして間伐希望者の方々を集約して森林組合のほうで取りまとめ事業を進めているということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○平田 昇議員

実は私は、一般質問はここで閉めるつもりでいたのでございますが、昨日の朝、古い資料のつづりをめくっていた私の目についたのが、平成12年3月の南日本新聞の記事です。記事の見出しを読みます。

「薩摩東部森林組合の再建支援1億円を無利子融資、管内4町」、この4町というのは、旧宮之城、旧鶴田、旧薩摩、旧祁答院の4カ町になるわけでございますが、この管内4町で5カ年計画を立てたという新聞報道でございます。平成12年の3月、もう10年以上ですよ。

同組合は木材価格の低迷などから経営が悪化して、欠損金が1億4,400万円に上ることが判った。これに対して4カ町は、森林健全維持には組合の存在が重要であるとして、1、5カ年

単年度更新で1億円の無利子貸し付け。2、借入金利子2,000万円余りを補助する。3、林業作業班の班員の年齢を45歳以下から60歳以下に引き上げる、働く方々の対象を広げる。こういった支援策を決めたことを報じています。

平成12年3月の時点で1億4,400万円の赤字を出してしまったんです。当時の薩摩東部森林組合に対する旧の宮之城、鶴田、薩摩、祁答院、4町による支援策だったのです。私が気にとどめるのは、その新聞記事の横に私がメモした文章があるんです。恐らく組合に対する支援策を決定する審議の場だったのでしょうか、その報告を受けて書いたんでしょう。4カ町の中の一人の方なんでしょう。名前も書いてあります。名前はここでは言いません。

この方いわく、「今の答弁のままなら、そしてほかにだれも反対がなければ、この点だけに反対して着席していようと思います、反対です」と。そして、ここから言われることが大事なことなんですよね。「内部改善を先行しなければならぬのに、難題の先送りではないか。やがて、つけが大きくなって返ってきますよ」とこういうことを言っていらっしゃるんです。「優秀な人材も見切りをつけて組合を去っていくだろう、それが怖い」と。

組合運営の内部改善を先行せよと、難題の本質を見抜いた卓見を持った人もおられたんだなということを改めて知らされました。こういう意見が無視されてきた。そして、つけが回ってきた。町長、これから行政の方針も、その補助対象も組織が自己改善の意欲があるかどうか、それを補助対象の条件にすべきだと思うが、町長の見解を伺って私の一般質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

北薩森林組合につきましては今、体制もかわりまして、先般の総会の際にもいろいろ御質問が出ておりました。組合長の姿勢としましても、とにかく新たな体制のもとでしっかりと経営をやっていきたいというようなことも述べられておりました。

我々としては、そういう経営体としてこの事業がうまくやっていけるかというようなことについては、十分精査をしながらお願いをしていくところでありますので、事業執行がちょっと心配だなということになれば、それはいろいろ考える必要がありますが、今しばらくは体制を整えるまではいろいろあると思うんですけれども、今のところはそのような事業執行については、そう問題なくやっていけるのかなと期待をいたしておりますので。

今後も、先ほど出ましたいろんな事業体のことも含めて総合的な面から、さらなる厳正な執行については努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、平田議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね11時15分とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従い、質問をいたします。

1点目、町長のマニフェストについて。

日高町長は2年と4カ月前の選挙において、マニフェストを掲げて見事当選されました。これまでさつま町長になってから、一生懸命実現に向かって取り組んでいただいていると思いますが、そういう中で2年と4カ月を過ぎて折り返しに入っているのですが、そのマニフェストに掲げた事業の取り組みとその評価をどのようにとらえているのか、町長の考えをお伺いいたします。

2点目、河川激特事業について、4点ほど質問をいたします。

1点、ことし梅雨時の豪雨を踏まえて、河川激特事業の効果をどのようにとらえているのか伺う。2点、内水対策として整備した水中ポンプあるいは排水ポンプ車の運用状況とその効果について伺う。3点、国及び県が布設した樋門、樋管の管理体制の統一に向けて協議を進める考えはないかお伺いをいたします。4点、堤防等の草払い等、今後どのように管理する考えかお伺いします。1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員の質問の2項目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、町長マニフェストについてでございます。議員おっしゃられるとおり、私も就任をさせていただきましてから、もう2年4カ月ですかね、経過いたしているところでございます。まあ2年6カ月になるんですかね。（笑声）

町長の契約、マニフェストの取り組み状況とその評価についてのお尋ねでございます。私は町長就任以来、私の掲げました四つの戦略宣言及び8項目のプロジェクトを常に念頭に置きながら、その実現に向け積極的な町政運営に心がけてきているところでございます。

具体的な数値で申し上げますと、掲げました公約100%着手をいたしております。平成21年度で89事業の取り組みを行い、平成22年度におきましては実施完了も含め102事業へと取り組みを拡大してきているところでございます。

特に町民の健康づくりに関しましては、本年2月に健康づくり推進の町宣言を行い、まず町の姿勢を内外に表明するとともに、がん検診やペットドック受診に対する助成を初め、乳幼児医療費の無料化や小中学生の入院医療費の全額助成、子宮頸がん、肺炎球菌、水疱瘡など予防ワクチンの接種費用助成事業を新規に立ち上げまして、この予防対策、治療対策などの各支援体制の強化並びに推進体制の確立に向けた取り組みを進めているところであります。

本年度からまた健康づくりの関係につきましては、コーディネーターの配置も行ったところでございます。予防接種の関係でこの水疱瘡とか風疹、こういったところまでやっているところは本県内では初めてだというふうに考えております。

また、長引く景気低迷の中ではありますが、本町の基幹産業、地域資源の活用とも言うべき農林業の推進を図るべく、町とJA、県とのワンフロア化の構築によります推進体制の強化を図るとともに、野生鳥獣による農林産物の被害防止計画の策定、6次産業化の推進のための農産物加工施設整備事業の創設、優良種牛の導入及び家畜市場環境整備などの産地振興へと取り組みを進めております。

一方では、若者定住を図るために雇用の場の創出や生活しやすい環境づくりへも取り組みを進めるため、企業の新規立地や既存企業の事業所拡張への支援施策の拡充やものづくり企業振興会の活動サポート、そのほか魅力ある商店づくり支援として中小小売店の店舗改造のための助成措置や町内旅館業等の施設整備への補助など支援体制の強化も図っているところであります。また、時期に応じてプレミアムつきの商品券、昨年も1億円と過去にない金額の発行もいたしたところ

でございます。

また、教育面におきましては、各学校の特徴ある取り組みを支援するための措置、ブックスタート事業の創設、子ども図書館の整備については、これから取り組みをいたしますが、10月27日の読書週間の初日に開館をしたいと計画を進めております。郷土文化芸能活動のための支援措置等々、未来を担う創造性豊かな子供たちを育てる環境づくりにも取り組みを進めております。

なお、発達障害児のそういった施設整備についても民間の皆様方の御協力をいただきまして、町内で初めてのそういった支援体制も整ったところでございます。まさしく本町に潜在する発展的可能性、さつまの底力を十分に発揮できる環境整備を積極的に取り組んできているところでございます。

このようにマニフェストの実現のための新規事業の創設、基本事業内容の充実を進める一方で、中長期的行財政改革の中において、厳しい地方財政環境、職員の縮減、地域主権の拡大によります権限移譲など最少の経費、人数で最大の効果が求められる時代を迎えることも現状認識を持っておりまして、幅の広がる地方行政における事務事業の総量的見直しも必要と考えております。

本年度から本格的な事務事業評価制度を導入いたしまして、総合振興計画に基づく全事業の点検作業によります、より一層の選択と集中によります事務事業の推進に努めていくこととしていくところであります。

懸案となっております財政の関係につきましても、私が引き継いだ時点においては財政調整基金が14億円でございましたけれども、現在はその倍の約28億円に積み立てがふえておるところでございますし、また起債の関係につきましても、国が示す18%以下に収まって16%台まで引き下がってきておりまして、地方債依存度も下回っているところでございます。弾力的な行財政運営ができるように今後も努めていきたいと思うところであります。

御質問にもあります私のマニフェストに関する評価につきましても、町民の皆様、議会議員の皆様のお判断にゆだねるところではありますが、現時点におきまして、私のこれまでの2年間における思い、進捗率、自己評価といたしましては、本年度から取り組みを初めました事務事業評価をもとに判断いたしますと、進捗率及び自己評価ともに7~8割程度と考えているところであります。

次に、河川激特事業についてでございますが、本年度梅雨期の豪雨を踏まえて河川激特事業の効果をどのようにとらえているか伺うということについてでございます。

川内川河川激特事業につきましては、先ほど川口議員への答弁の中で申し上げましたように、山崎橋、宮之城橋等の橋梁と築堤の一部を除き本年6月から7月末に、ほぼ築堤、樋門等の完成を見たところであります。

本年度の梅雨時期の豪雨は6月から7月初めまで降雨が続きまして、特に6月11日、16日、あけて7月6日に大きな出水が3回発生をいたしました。このときの鶴田ダムへの流入量は、7月6日豪雨の流入量としましては平成18年7月豪雨に次ぐ歴代2位、6月16日豪雨の流入量は平成5年8月豪雨に次ぐ歴代4位というような川内川の改修史上でも大きな豪雨でございました。

この豪雨に対しまして、虎居地区においては築堤工事によります川幅を広げる工事と護岸整備、そして推込分水路の開削によりまして洪水の分派によります効果としまして宮之城水位観測地点、宮都大橋の下流でございますが、改修前と比べまして最高水位が約80センチメートル低下したとの報告をいただいたところでございます。

本年、平成18年災害に続きますところの記録的な豪雨が発生をいたしましたけれども、幸い

にも川内川のはんらんによる家屋等への大きな被害が発生しなかったことは、この激特事業による効果の関係というふうに理解をいたしてございまして、住民の生命、財産の確保というのできたのではないかと考えているところでございます。

一部には、そういう支川の関係で大きな被害が出ておりますけれども、本川のこういった被害については、こういう効果があったと思っております。残る激特事業と鶴田ダム再開発事業が早期に完成いたしまして、さらなる住民の安全安心ができるように、これからも関係先への要望は続けてまいりたいと思うところでございます。

それから、2番目の内水対策として整備しました水中ポンプの運用状況とその効果についてでございます。河川激特事業の築堤がほぼ完成をいたしまして、外水はんらんに対しては地域の安全像というのが格段に向上したところでございますが、一方、河川激特工事により築堤が大規模に整備されたことによりまして、住民の皆さんから内水による浸水被害が懸念をされると。

内水対策については、非常に要望の強いところでございます。このようなことから町といたしましても、この対応策としまして、排水ポンプ車の配備をぜひともということで河川事務所のほうに強くお願いを申し上げましたところ、平成22年度に本町に排水ポンプ車が配備をされたところでございます。

そして、町独自でも排水用の水中ポンプを新たに12基を購入をいたしたところでございます。町の所有している水中ポンプの運用、設置箇所につきましては、内水被害の発生は雨の降り方によりますけれども、まずは机上での検討を行いまして、樋管の位置が低く家屋が近接する箇所内水被害が早く発生すると考えまして、こういうところを優先的に設置することといたしたところでございます。

今年度は堤防工事の終わった箇所から事前設置をしまして、あらかじめ5カ所にポンプの本体とホースを設置をし、電源は停電時も考慮しリース会社から発電機の借用を予定をしておるところでございます。

なお、水中ポンプ操作については、災害対応協力職員によりますそのポンプの設置も含めまして、操作訓練を柏原・湯田地区、虎居地区、山崎地区の3ブロックに分けて実施をいたしたところでございます。また、夜間休日等の緊急設置として、町内の建設業者9社とポンプ設置・撤収の業務委託を締結をしております、ポンプの設置訓練も実施をいたしたところでございます。

本年度の水中ポンプの運用状況についてであります。水中ポンプを5カ所に設置をいたしました。6月から7月の豪雨時に3回、災害対応協力職員を配置したところであります。実際の稼働は6月16日出水と7月6日出水において、山崎地区の松元自動車横の久富木6号樋管でのみ排水ポンプの運転を行ったところでございます。

また、国の排水ポンプ車につきましては、虎居樋門に6回配置をしていただきました。実際の稼働は6月16日稼働をいたしております。

今年度激特事業の築堤が完成をしまして、初めての大きな出水を迎えたところでございます。水中ポンプの設置及び国への排水ポンプ車の配備要請をしたことで、地域の住民の皆様方が出水時の内水状況等を直接見られまして、完全とは言いませんけれども一定の安心感を得られたんじゃないかというふうに考えているところでございます。

次に、国及び県が布設した樋門、樋管の管理体制の統一に向けて協議を進める考えはないかということでありまして。国及び県の樋門、樋管の管理体制については、特に樋門、樋管の上屋の設置状況について伺われていると思っておりますので、これについて回答を申し上げたいと思っております。

今回、本町内の河川激特事業で設置をされました国と県の樋門、樋管の状況を見てみますと、排水を目的とした樋門、樋管で、巻き上げ式の操作を必要とする箇所は国が5カ所、県が3カ所

となっております。国の5カ所の樋門につきましては、すべてゲートが大きく、そして人的による巻き上げが困難なことから、動力式が併用されまして、操作盤とか電気設備、予備発電設備などもあるために上屋を設置をされているところがございます。

県のほうの3カ所の樋門につきましては、大願寺排水樋門はゲート規模も大きく人家も遠いため、操作の安全性が確保できないとして上屋を設置をしていただいております。久富木2号樋門につきましてはゲートも小さく、人家からも近いために安全性が確保できるんじゃないかということで設置をされていないということでもあります。

久富木1号樋門につきましては、古い山崎橋の撤去後に工事用の仮橋を撤去し、その後に築堤工事を行うということでもあります。この間は当樋門の操作を行う必要がないために、今後操作の安全性が確保できているか現地でも確認し決定したい、そのような考えに至っていらっしゃるようであります。

樋門の操作につきましては、夜間、暴風雨のときも行わなければならない場合もございますので、非常に危険を伴う作業であります。昨年も県に要望しているところですが、県管理の樋門についても、上屋、照明を整備していただきますよう引き続き要望はしていきたいと思っております。

この問題につきましては、被災地区の皆さん方と県議会の企画建設委員会との意見交換会もあって、こういう問題も出されておまして、県議会でも委員長報告がありまして議論がなされておるようでございます。

次に、堤防等の草払い等、今後どのように管理するか考えを伺うということでございます。

河川の管理は、基本的には河川法に定める河川管理者が洪水などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行わなければならないとされているところであります。国の管理する区間については、豪雨時等に災害が発生すると大規模災害となるなど、国土保全上または国民経済上特に重要な幹川であるため、国土交通大臣が直接管理をしている区間であります。

平常時の巡視（週2回）、洪水時の巡視（随時）、堤防点検、これらを円滑に行うため実施する堤防除草等が計画的に行われているところであります。これ以外の県の管理する河川の管理については、総延長も長く、維持的予算も少なく、除草等の管理が厳しいということになっております。今後、堤防等の除草については、町として、県にはこれまでも要望してきているところでございますが、維持管理の予算化に向けて強く要望してまいりたいと思っております。

先般の8月29日の県への要望の際もこのことも取り上げまして、いわゆる柏原地区等の地区町政座談会を行った際もこういった要望がございましたので、県のほうには何とか1回でも草払いができるようにということで、御要望申し上げたところであります。また、県のみんなの水辺景観整備推進事業等の事業を活用した地域住民のボランティアによる美化活動もできないかというふうに考えているところです。

県河川については、この事業の登録をしていただければ、燃料とか、軽作業の軍手とか、あるいは重機の借り上げ料とか、いろんなそういったことまで面倒を見てくれることもありますので、この辺については町のほうからもこういう制度がありますよということは啓発をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○森山 大議員

ただいま町長のほうから、いろいろと答弁をいただきました。まずマニフェストの取り組み評価ということについてお尋ねをしたところ、現段階におきますマニフェストの取り組みは100%であるというお答えでございます。そして評価は70%、80%であるということでご

ざいます。

私はマニフェストだけにこだわらないで、やはり必要な部分は町長になって、また見えてきた、感じられた部分というのはたくさんあると思いますから、今後この後期2年間で重点的に取り組みたいという事業等があるのかどうか、また、この4年間ではちょっと無理だという事業もあるものなのか、あれば町長、お聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

確かに選挙に打って出るときに、今までマニフェストをこれだけ掲げて選挙戦を戦った例というのは、この地方選挙の場合、我が町にはなかったんじゃないかと、過去の合併する前も。今はこういう政策を掲げながら、それに向かって町政の執行者としてはその実現に努力をしていく、こういう姿がやっぱり有権者の皆さん方にとっても判りやすいし、自分に対しても責任が出て、町政を進める必要があるかと思っているところでございます。

そういうことで、マニフェストに必ずしもとらわれなくても、当然として時代はどんどん変遷をしておりますので、これ以外にも新たな取り組みというのは出てまいります。そういうことで、そのときに応じてもっと必要なものは、それらをマニフェストよりも優先して取り組まなければならないこともありますので、それはその都度判断をしながら取り組みを進めていくわけでありませう。

先ほども申し上げましたとおり、80、90事業ありましたけど、現在では102事業まで拡大しているのはそういう意味合いがございませう。今後2年間においてどのようなこととございませうが、やはり少子高齢化がこれほど進んで、これからの未来を展望したときに、町民の皆さん方が住みなれた地域で本当に幸せを感じながら安心して過ごせる、このことが究極の目的になっていくのかなと思っております。

そのためには福祉部門というのは、今後はやっぱり避けて通れないだろうと思っております。我が一町だけで少子化対策というのはできないわけでありませうが、やはり国を挙げて、これから国を支えていく人をいかに育てていくかというのは、大変な課題になって、喫緊の課題ではないかと私は思っております。

この少子化対策、そしてまた高齢者の皆さん方がこれからも長い人生の中で生涯を終えるまで、本当にこの町に住んでよかったというようなまちづくりをやっぱりしっかりとする必要のあるかと思っております。

そしてまた、行政というものは幅広いものがございませうが、まだまだ行政の谷間に置かれている方々もいらっしゃいますので、そういう人たちにしっかりと光が当たる、そういうことも公平にやっぱりやっていく必要があるかと思っております。

これから非常に大きな課題がどんどん出てまいりますけど、交通対策の問題、これについては今、各地域それぞれ説明に回っておりますけれども、合併後この交通問題というのがずっとそのままの状態になっておまして、いわゆる高齢化が進行する中でやはりどこにいても交通の利便性というのは高めていく、そういう不便さをなくすということが大事であるかと思っております。

これについては今回デマンドバスとかあるいはコミュニティバスをさらに整備をする中で、さらに利便性のあるまちづくりをしていくことが必要かと思っております。高齢化が進んで免許を返納する方も多し、そういう方々あるいは子供たちの通学、そういうこともございませう。

学校再編の問題も出ておりますので、こういったことも考えまして、総合的に交通体系というのはさらにやっぱり充実を図っていく必要があるかと思っております。無駄な赤字路線をそのままにしておくことも、これはまず財政的な問題から見直すことが大事でございませうので、もっと効率的に財政的にもいい形に変えていく、このことが大事かと思っております。

そしてまた、学校再編も大きな課題ですね。これが地域住民の皆様方の十分な理解をいただいて、本当に今の子供たちの学校教育というのはどうあるべきかということを実践にお互いに考える時期ではないかと思っております。今を逃すとまだまだ厳しい環境に置かれるということでもありますから、やはりこういうせっぱ詰まった問題については先送りすることなく、やっぱり真正面から取り組んでいかなければならないと思っております。

あと、農業振興とか商工業の問題、これは当然として産業振興というのは大事でありますので、いろんな施策を講じながらこれからも本当に町が元気で夢を見ながら生活できるような手だてを講じていきたいと思っております。

余り長く語るのはあれですから、一応このようなことでお許しをいただきたいと思っております。

○森山 大議員

今後も積極的な取り組みを要請をいたします。

次に、河川激特事業について、河川激特事業はことし最終年度を迎えるということで、工事が一部の橋梁、築堤を除いてほぼ完成したと、その中でことしの梅雨にもかなりの雨が降ったわけでございます。6月には針持で1時間に66ミリ、狩宿では65ミリ、7月には狩宿で90ミリという雨が降り、針持雨量観測所では3時間で210ミリという上流で大変な激しい雨が降ったわけでございます。

この河川激特事業がほぼ終わった中で、ことしの梅雨時期のこういう大変な豪雨があったわけでございますけれども、河川改修、推込分水路などそういうものがなされて、そのあたりを踏まえて、町長は激特事業の効果をどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

平成18年7月のあの悲惨な災害を受けて、こういった国の激特事業の採択を得て事業実施がなされて、今ようやく姿が見えて安全安心のまちづくりの一步が進んでいくのかなと思っております。やはり川内川を抱えている以上これはずっとであります、水害時のこういう時期になりますと、心が休まる時はないと思っております。本川もですが、支川も多くありますので、やはりしっかりとした整備をしていただく、このことが非常に大事なことでございます。

過去においても、これほどまでに大型の事業というのは入ってなくて、九州でも一番大きな予算規模の中で整備が進められておりますけれども、本当にこの成果というのは、先ほどもありましたとおり水位の低減になって、いわゆる家屋の浸水等がなかったということは非常にありがたいことだったなと思っております。

今後におきましても、これが完全に終わりました、本当に流域の皆さん方が安心して過ごせる災害に強いまちづくりと申しましょうか、そういうことが大事かと思っております。先ほどもありましたとおり、やはり今、河川と土砂災害というのが一番町では大変な状況がありますので、この辺も平成9年の地震も踏まえて、あちこち整備はされておりますけれども、この局地的な豪雨に対しての対応というのがなかなか難しい面がございます。

迅速な対応をどうするかということもありますし、その辺の整備についてはさらに、お互いに危機管理意識を持ちながら常日ごろから、そういうハード的な整備については国・県等にも要望しながら、早めに整備が終わるように努めていきたいと思っております。

○森山 大議員

次に、先ほど内水対策の問題では川口議員のほうから質問をされたんですけども、再度確認の意味でお伺いをいたします。平成21年度に排水用の水中ポンプを12基購入されていると。特に住民にとっては、こういう堤防ができてくると内水対策が一番の不安材料というか懸念材料になってまいります。

その内水対策という意味から、さつま町で12基購入されたこと。それから国土交通省のほうからも排水ポンプ車を配備してもらってあると。ことしの梅雨期の豪雨の際に、排水ポンプ車や水中ポンプがどのように運用されたのか。そして、その効果をどのように見ておられるのかということをお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、12基購入をいたしまして、これを実際使ったのが今年度なんですけれども、5カ所に設置をいたしたところがございます。それぞれ職員を配置をしておりますけれども、その状況等については担当の課長のほうから詳しく説明を、回答をさせていただきたいと思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、今町長が申しました分について、ちょっと詳細に説明いたします。

全部で12基ありまして、下湯田第三樋門、柏原第一樋門、虎居の虎居一号樋管、山崎の久富木2号樋門、山崎の久富木6号樋管、5カ所に設置をしております。あとは、それぞれ人家密集地でございますので、内水がたまった場合の予備としまして、下湯田第三樋門、それから柏原第一樋門、虎居一号樋管、山崎の久富木2号樋門に4基、いわゆるダブルで設置すると。

これで9基でございます、さらに3基残るわけでございますけれども、緊急設置としましてA地区、湯田地区に1基、B地区、虎居地区に1基、それからC地区、山崎地区に1基ということで、すべて12基の配置計画はいたしております。

あと、効果でございますけれども、再度繰り返しになりますけれども、実際に5基を配置しまして、災害対応協力職員を24時間体制で配置しました中で、実際に稼働したのが山崎地区の松元自動車横、久富木6号樋管のみがスイッチを入れて排水の実際の運用をしております。以上でございます。

○森山 大議員

今、水中ポンプのことでいろいろと配置計画まで教えていただきました。今度、排水用の水中ポンプが稼働したということでございますけれども、水中ポンプと排水ポンプ車にはかなり能力に差があるのではないかとというような気が私しております。だから実際動いてみて違いがあれば、担当課長でもよろしいんですけれども、その能力というのはどういうものだったのか、お伺いをいたします。

○建設課長（三浦 広幸君）

今の12基購入している排水ポンプの能力は、毎分9トンでございます。ホースの高さによって若干能力は落ちますけれども、具体的に申しますと例えば松元自動車さんの横、あそこが2階構造になっておりまして、1階は自動車置き場ということになっております。あそこら辺が満水になっても1基で対応できるというような状況でございます。

○災害復興調整監（松山 兼二君）

国の虎居樋門に設置しました排水ポンプ車でございますけれども、毎分60立方メートル排水する能力があると、今回6月16日の出水で大体30分ぐらい動かしています。30分動かしまして、河川水が引き始めましたので、運用を停止したという状況でございます。以上です。

○森山 大議員

3番目に移りたいと思うんですけど、先ほど町長の答弁で、県の樋管、樋門は3カ所だと、大願寺排水樋門はゲート規模も大きくて人家も遠いために操作の安全性が確保できないので上屋を設置したと、久富木2号樋門については、ゲートが小さく、人家が近いために安全性が確保できるということございましたけれども。

この問題は、町長が先ほど申しましたように、昨年の7月21日に県議会の企画建設委員会の中で私も話をいたしました。国と県が布設した樋管、樋門の設備は、本当に全然違います。国は上屋があって、開閉が自動で、そして夜間用の照明もついております。県は上屋はございません。

それと開閉は手動で、夜間用の照明もついておりません。そういう部分をかえていくようにしなければ、再度繰り返すんですけれども、先ほど町長が言われましたように、台風が来て、強い暴風雨の中でも管理を任された方は出ていかなければなりません。

そういう状況のとき、夜間の照明もない、懐中電灯1本で雨がっぱで開閉は手動で、そして、ぎりぎりのところで門を閉めなければなりません。そうなれば、樋門操作というものは、一歩間違えたとすると、慌てて操作を間違えれば、樋門、樋管の意味をなさなくなりますから、安全対策の意味からも上屋の設置を要請したわけでございます。

そのときは県議の先生方も、私が言った分については実情を理解されてそれで検討するということでしたが、先ほど町長が言われたように、執行部としては、この樋門、樋管の安全対策というのは、上屋設置については検討しているということでございました。そして、町長のほうから引き続き要望していきたいという答弁がございました。

私も以前から、国及び県の樋門、樋管というのをこれでいいのだろうか、本当にすごく危機感を持っていたわけでございます。今、町長が要望されるということですので、ぜひ実現に向けて頑張りたいというふうに要請をしておきます。

次に移ります。4番目の堤防等の草払い等、今後どのように管理する考えかお伺いいたしました。先ほど答弁の中で、国の管理する堤防等の草払い等は、基本的に年2回ほど実施して、地元の方々にお願いをされて計画的に行われているということで、ことしは湯田地区、山崎地区は、河川の堤防が非常にきれいになっております。

それに比べ、県の管理する堤防等は先ほど答えの中にも、維持的予算も少なく厳しいということで荒れ放題でございます。今回新たに築堤も、夜星川、久富木川の2カ所で完成の予定でございます。

景観上も防災上もそのあたりを考えていかなければ、先ほどの答弁の中でも、河川の管理は河川管理者が災害を防止し安全を保持すると、そういう意味で堤防の草払いと立竹木の伐採等を本当していただきたい。町長もこのことについては、維持管理の予算化を県に要望するということですので、ぜひ頑張りたいと強く要請をしておきます。

それと、先ほどの答弁の中に、みんなの水辺景観整備推進事業という補助制度的なものがあるということで、これを活用して考えていきたいということですが、今その事業を実際この町内でされているところがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○建設課長（三浦 広幸君）

みんなの水辺景観整備推進事業の件でございますけれども、これは、今おっしゃいますとおり、県河川でなかなか伐採ができないということで、維持費の予算が少ないということで、北薩地域振興局が独自に創設した事業でありまして、今現在、薩摩川内市とさつま町が対象になっているわけでございますが、最近の情報ではまだ両自治体とも事例がないと。

町におきましては、5月26日の館長定例会におきまして、このカラーのパフレットでございますけれども、これを配布しまして関係河川があるところにつきましては頑張りたいということをお願いしております。また、さらに啓発の意味で、7月21日さつま町のお知らせ版、これを利用していただきまして全戸配布を行っております。ぜひ事業の活用をしていただきたいと思っております。

中身でございますけれども、県が管理する河川で、堤防のり面、あるいは管理河川のり面を

一定区間100メートル以上の除草、それから立竹木の伐採などの清掃活動を行う地域の自治会またはボランティア活動などを対象とします。そこに対して、燃料の支給、あるいはリース料の支給、それから活動時のけがをした際の保険、そういうもろもろを援助をするというものでございます。

ただ、事業をする際には県のほうに登録していただくということが条件になっております。以上でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○森山 大議員

先ほど、みんなの水辺景観整備推進事業の担当課長の答弁の中で、この事業の活用はまだないということでございますが、例えば久富木では毎年、砂浦橋付近の河川のやぶ払いの作業をされておられます。山崎地区も前はあったんですけども、今は護岸工事ではございません。二渡地区はほとんど国の管理でございます。

聞けば、この事業に該当するのではないかとという気もするんですけども、課長の話では条件の一つが100メートルという数字が出てまいりましたが、これは総体的に100メートルなのかそのあたりを担当課長でもよろしいので、この事業に該当するかどうかお伺いをいたします。

○建設課長（三浦 広幸君）

先ほどのみんなの水辺景観整備推進事業の件でございますが、今、森山議員がおっしゃるとおり、各地区におきまして町河川、あるいは道路、農道、県河川まで含めたボランティア作業を行われております。一般的にはこれに該当するような事業でございますけれども、ただ、申請をして、写真を撮ったり、若干複雑ないろんな手続が必要なものですから。

あちこちの公民館あるいは公民会、あるいはボランティアで行っていらっしゃると思いますので、そういう点につきましては、今ちょうど町の地域担当職員がそれぞれ張りついておりますので、せっかくこういう制度があるということでございますので、課内でも協議したんですけども、そういう職員を通じましてそういう申請かれこれを行っていただけると、そうすれば利用促進が図られていくんじゃないかということで考えております。

延長につきましては一定区間延長100メートルですから、大体あればよろしいというようなことでございますので、ある程度100メートルに近くないといけませんので、そういうことで御理解していただいて。

先ほど言いましたように、書類的なものについて面倒ということであれば、ぜひそういう地域担当職員を利用していただいて、結構あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○森山 大議員

今、課長のほうからすばらしい答弁をいただきまして、せっかくこういういい制度があるということですので、そうなれば地元の人たちも非常によろしいわけですから、ぜひ町のほうでもこ

ういったすばらしい取り組みは、しっかりとしていただきたいと要請をしておきます。

この質問で私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、森山議員の質問を終わります。

次は、15番、桑園憲一議員の発言を許します。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○桑園 憲一議員

農用地の保全対策について質問をさせていただきたいと思っております。

農用地の保全は、わが町の農業振興を推し進める上からも重要な業務であります。先祖伝来の農地を守る使命感と財産を守る観点から、農家によっては耕作されてきているというのは言うまでもありません。しかし、現状は圃場整備されたところでも、農業主はほとんどが高齢化が進み、耕作放棄地や遊休農地が目立つようになりつつあります。

一昨年の3月議会での農業農村支援策の町長の答弁で、現状を踏まえて耕作放棄地対策協議会を設立し、復元可能な農地については中山間地域等直接支払制度の集落協定農地に編入していただくよう集落に依頼して、農地の保全に努めるという答弁をいただいております。

将来は集落営農の足がかりにしたいということではありますが、それからちょうど1年半経つわけですが、その後どのような取り組みがなされたのか、また、協議会における今までの活動状況はどうであったのか、お伺いいたします。

2問目でございますが、国民年金の加入者の無年金対策についてでございますが、この国民年金の問題は、国から市町村への委任事務ではありますが、町民の生活に直接かかわる問題でありますので、質問をさせていただきます。

国民年金の加入者で、過去に年金の未払い保険料があって、老後に受け取る年金がゼロになってしまう人たちの救済対策として、さかのぼって支払える事後納付期間を2年から10年に延長する年金確保支援法というのが成立しております。

これの対象になる人たちへの周知徹底対策について、町としてどのような取り組みがなされるのか、町長の見解をお伺いします。

〔桑園 憲一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

桑園憲一議員からの2点にわたる質問にお答えさせていただきます。

まず、農用地の保全についてでございます。耕作放棄地対策協議会の活動と取り組み状況についてでございますが、国におきましては、食料自給率の低下に伴う強化対策としまして耕作放棄地の解消を掲げております。

耕作放棄地再生利用推進事業を平成20年度から実施をしております。その中で耕作放棄地の発生要因、荒廃状況、権利関係、周辺農業者、受け手となり得るものの対応等が地域によってさまざまでございますが、耕作放棄地の解消を図るためには、地域の実情に精通した事業実施主体が必要であるとしております。

こういったことを踏まえまして本町におきましても、これまで以上に関係機関との緊密な連携によりまして、耕作放棄地解消に向けた最善の農業政策を実施すべく、さつま町耕作放棄地対策協議会を平成21年1月に設立をいたしまして活動をしているところでございます。

協議会の活動と取り組み状況についてでございますが、平成20年度は協議会立ち上げとともに農業委員会の御協力をいただきまして、町内の耕作放棄地マップを作成をいたしまして、状況把

握に努めてきたところでございます。21年度は農政座談会等で国の事業内容説明を行った結果、永野地区の20アールが、これについては茶畑ではありますが、再生事業を実施いたしました。

また、協議会の実証圃ということで、130アール、これはジャガイモを鶴田地区に設置をいたしましたところでございます。22年度におきましては、実証圃の看板設置とともに宮之城地区の61アール、これも茶畑でございますけれども、再生事業を実施いたしましたところでございます。合わせますと211アールということになっております。

また、昨年度まで土地所有者によります再生事業は支援対象外、また農業体験施設以外は農用地区域内に限り対象でございましたが、本年度から事業の支援対象の見直しが行われまして、戦略作物の麦とか大豆、ソバ、菜種、飼料作物、新規需要米、加工用米を栽培する場合には、土地所有者によります再生作業及び農用地区域外においても可能となったところでございます。

今後の計画としましては、引き続き国の耕作放棄地再生推進事業を導入してまいりますとともに、担い手育成支援室で対応いたしております県の耕作放棄地解消推進事業との連携を図りながら、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを強化してまいりたいと思っております。

担い手育成支援室で取り組んでおりますことにつきましては、21年の6月に農地法等の一部改正がございましたので、農地を面的にまとめまして、効率的に利用できるようにするための農用地利用集積円滑化事業が創設をされたところであります。

農協が農地保有合理化法人として行っておりました農地保有合理化学業が廃止になりましたので、農協と協議、調整をいたしまして、新しい事業についてはさつま地域農業管理センターで行うことといたしたところでございます。

新制度におきましては、利用権設定6年以上の借り手に助成金の交付、5年以内の利用権設定の場合は集積を円滑にするため、複数の者で共有されている農地は共有持ち分の2分の1を超える同意でよいことになったところでございます。農用地の利用促進が担い手の育成、ひいては農地の保全につながりますので、本事業は最大に生かされるように推進をいたしたいと考えております。

また、県単事業の耕作放棄地解消推進事業を実施するために、今回、平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）に関係経費を計上いたしました。この事業は増加傾向にあります耕作放棄地の解消を推進するには、やはり担い手の皆さん方への集積化をさらに促進を図っていくことが必要になっておりますことから、これを支援するために担い手育成の視点から創設をされたものでございます。

事業内容としましては、農用地利用集積円滑化団体に、農地集積や耕作放棄地解消の推進を行う推進員の設置とか、農用地利用集積円滑化団体を通じて、認定農業者等が3年から5年の利用権設定を行った場合には、農地の出し手、受け手に助成をするということ。それから、農用地利用改善団体が地域ぐるみで行います農地の利用調整活動への助成とか、耕作放棄地解消にかかわります農業機械導入への助成というものがございます。

こういったことで関係機関、団体との連携を図りながら、効果が発揮できるように周知啓発してまいりたいと思っております。

耕作放棄地面積が366ヘクタールの中で、農用地の区域内においては約70ヘクタール、2割が耕作放棄地ということで非常に深刻な状況になっておりますので、とにかくこういった解消に向けての努力をしてまいりたいと思うところでございます。

次に、大きな2番目の国民年金加入者の無年金対策についてでございます。

年金受給資格のない無年金者への対応についてでございますが、国民年金の加入者が、過去に未払いだった保険料をさかのぼって支払える事後納付期間というのが、現行の2年間分から

10年間分に延長する年金確保支援法というのが、ことしの8月10日に交付をされたところであります。

国民年金は、御承知のとおり最低25年間保険料を納めなければ受給資格を得ることができないということであります。また25年以上保険料を納めても、満額の年金を受給するためには40年間納める必要があるというようなことになっております。

今回のこの年金確保支援法におきましては、事後納付期間を10年に延長しまして未納付分の納付を進めることで、こうした無年金者あるいは低年金になる人を救済するのが目的でございます。厚生労働省の推計によりますと、最大で1,600万人が将来の年金額を増やすことができるんじゃないかと、最大40万人が無年金にならずに済むと、そのような推計をいたしているようでございます。

また、同法においては、3年間の時限措置とされておりますので、3年間のうちできちんと納めた人を救済することになります。これには国が判りやすいモデルケースを示したり、徹底した周知啓発に力を入れていただく必要があるかと考えております。

なお、川内年金事務所に、さつま町のこれらに該当するものの状況を照会をいたしましたところ、国民年金、厚生年金、共済年金等の一元管理ができていないということから現段階では把握をできていないと、このような回答を受けております。

また、年金確保支援法の施行日は一定の準備期間が必要なことから、平成24年10月1日までの間で政令で定めるとされておまして、まだ政令の定めがございませんので、川内年金事務所においても具体的な運用情報というのは入っていないというようなことでございます。

町といたしましては、具体的に明らかになった段階で「広報さつま」とか、いろんなお知らせ版等を使いまして周知を図ってまいりたいと思っております。以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○桑園 憲一議員

2回目の質問をいたしますが、先ほど協議会を通じて、あるいは農政座談会等の中で、永野地区が20アール茶畑、あるいは鶴田地区でジャガイモの130アール、それから宮之城地区で茶畑が61アールということで、町全体では70ヘクタールの耕作放棄地がある中で今のところ211アールと、協議会ができた中ではこの事業が非常に進んでいないというのが数字的に見えるわけですが。

やはり、これだけ高齢化してきて、そしてまた地域においては、せっかく大きな投資をされて、莫大な金をかけて、しかも何十年とかかって圃場整備ができたわけですが、そういうところが荒れてくるのは本当に残念でならないわけですが。

こういういろんな取り組みをやったものについて、町長は町の広報誌に掲載をして皆さんにお知らせをしたいということがあったわけですが、広報誌に載せた経緯があるか担当課長でもいいです、教えていただきたいと思えます。

○農政課長（平田 孝一君）

耕作放棄地の取り組みの広報についてでありますけど、これまで担い手育成支援室のほうでトピックスを年間2回出させていただいております、この中でそういった取り組みの事例紹介というような形で紹介をさせていただいております。町の広報誌については、掲載はいたしてございません。

○桑園 憲一議員

やはり、せっかくこういう立派な耕作放棄地対策協議会を立ち上げているわけですので、広く町民に知ってもらって、そして農村部における高齢化がこれだけ進んできますと現状維持で農地

を守るというのは厳しいと思うんです。ですから、農地法の改正によって民間の企業も参入ができるようになっておるわけですから、広くやっぱり一般に知らしめるということも大事ではないかと思っております。

さっき町長のほうから、農用地利用集積円滑化団体に、農地集積あるいは耕作放棄地の解消に推進員の設置をすると、あるいは受け手、出し手農家への助成金を考えているというような説明があったわけですが。この推進員の設置はどのようなふうを考えていらっしゃるのか、地区内全域あるいは地域割でその推進員を設置されるのか、そこあたりについて答弁をお願いいたします。

○担い手育成支援室長（小椎八重廣樹君）

耕作放棄地解消推進事業にかかわる質問でございますが、これは県の新規事業であります。町長からもいろいろ要点については申し上げられましたが、いわゆる担い手育成の視点から担い手に、また企業参入等に集積することで耕作放棄地の解消または防止等を図ろうとする事業であります。

まず、推進員の関係ですが、農地保有合理化事業が廃止になりまして、農地利用集積円滑化事業ができました。これにつきましては先ほどありましたように、さつま地域農業管理センターのほうで事業を行っているところであります。

農地保有合理化事業は農協がその団体、法人となってその事業を進めておりましたが、それができなくなったということで管理センターがその新しい事業を行うわけですが、新しい事業を推進するために管理センターに一人推進員を置きまして、農地の貸し借り、利用権設定等々について、いろいろ助言、指導、あっせん、もろもろの業務を行うために設置するものでございます。

○桑園 憲一議員

農業管理センターのほうに推進員を一人設置ということでございますが、合併をいたしまして相当農用地の面積というのは増えてきていると思うんですが、本当にこの一人でその対応ができるのか。できれば、旧町の農用地について、せめて3名、そういう推進員を設置して、責任ある対応をするのがベターじゃないかなと思うんですが。

本町の担い手育成支援室には県の職員あるいは農協の職員が、ワンフロアの中で一緒に入って事務に対応しているわけですが、集落営農を非常に力をいれて推進しているようであるわけですが、なかなか中山間地域等直接支払制度の集落協定数も増えない、そして面積も若干減少していると。高齢化によって、あるいはまた集落が合併したりして、そういうことで減っているということは聞いているわけですけど。

しかし、第三期対策によって、10割単価の取り組みが非常にしやすいように制度改正がなされてしやすいわけですが、その中で本町は交付金額も鹿児島県で一番多いと聞いております。ですから、そういう中で、集落営農が余り進まないというのは何であるのか、やっぱり、そういうところもしっかりと分析をされる必要があるんじゃないかと思えます。

地域によっては、地区内に入作あるいは出作者がおって、なかなか地域の中で水田管理というのがうまくいかない地区もあるし、あるいは農地・水保全管理支払交付金ですかね、そういう事業なんかについても、町内9カ所で行われているようなんですが、ある地区によりますと高齢化でもうつくれないと、そして、その農地が圃場整備がされているけど、非常にかかりの悪いところがあって全く荒れ放題になっていると、それを役員の人たちが出向いて保全管理をしなければならぬ、あるいは水路の管理までせにやならんというような状況が出ているようです。

せっかく耕作放棄地対策協議会が設立されておるわけですから、町にはまたほかに関係機関によるいろんな体制があります。営農指導体制あるいは町の技連会、こういう組織もあるわけですので、しっかりと農地を効率的に利用するためには、担当室長のほうから言われました、この農

地利用集積円滑化事業を積極的にやっぱり推進をして、そして取り組む体制づくりが一番大事ではないかと思います。

町の職員の中でも、行政マンとしていろんなノウハウを持った担当職員がおるわけですので、そういう耕作放棄地が増えつつあるようなところについては、集落座談会あるいは担当職員が出向いてでも、あるいは関係機関の農業委員の皆さんもいらっしゃるわけですので、そういう人たちも含めてしっかりと話し合い活動を積みながらやっていければ、何とかこういう農用地の荒廃あるいは遊休農地を防げるんじゃないかなと思います。

農業管理センターというのが設立されてもう20年近くなりますかね、これに対しまして行政機関として毎年補助金が流れております。この補助金をもって管理センターは運営されてきているわけですが、管理センターが設立されて4～5年するときには、独立採算でしっかりとやれるように取り組んでいただきたいという当時の町長なんかの話があったことを記憶しているわけですが。

町長、毎年このような状況で、本年も282万円の補助金が流れているようですけど、今、この農業管理センターの運用、あるいはそれだけの補助金を出しての投資効果というのが本当に毎年見えてきているのか、町長の見解をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

農業管理センターの関係につきましては、もう以前からいろいろ議論もあるところでございますが、農作業の受委託事業というのが主体になっております。耕起から整地、田植えとか収穫とか、もみ運搬、防除、そういったことでございまして。

面積的にも22年度で51.4ヘクタールですが、21年度で15.1ヘクタールですので、対比をしますと340%ぐらいの伸びでございます。こういうことで、年々高齢化が進んでおりますので、こういう受委託の関係が伸びているのかなと思っております。

この管理センターのあり方等につきましても、いろいろと議論がなされておるところでございまして、これらについてはまた農業公社的な方向での検討も今は進められておるところでございまして。とにかく、この地域の農業を守る、農地を守っていくという形では、やっぱり関係機関一体となった何らかの取り組みが必要でございますので、農協とかそういう皆さん方との話し合いはまだ継続して行っていききたいと思うところでございます。

○桑園 憲一議員

やはり農業管理センターの本来の業務がただ受委託だけじゃなくて、これだけ遊休農地があれば、荒廃農地が農用地の中に増えつつあるんだったら、そういうところも含めてしっかりと話し合い活動あるいは、さっきも言いました耕作放棄地対策協議会、こういう会議等もできれば頻繁に開けるような体制づくりも大事になってくるんじゃないかなと思います。

圃場整備が推進されてもうほとんど終わっている状況でございますが、当時からすると非常に作物あるいは人的な条件も変わって、しかも、その当時の農業主であった人たちがほとんど高齢化しております。しかも後継者はなかなか育たないということで、かかりの悪いところはほとんど荒廃化あるいは遊休農地化してきているような状況であります。

全国には耕作放棄地をうまく活用して、学校の児童とか生徒の農業体験活動をしてもらう一校一農園事業というものに取り組んでいる自治体もあるわけでございますが、子供たちにソバを植えさせて収穫させたり、そしてそば打ち体験学習を行わせたり、あるいはまた民間団体に対しましても、必要な経費の助成をしながら活用策を図っている例が全国にはたくさんあります。

要は市町村がやる気があるのかないのかで決まるんじゃないかなと思います。県内一の集落協定も結んでおるわけですから、こういう耕作放棄地の解消に取り組んでいただきたい。せっかく

耕作放棄地対策協議会というのでできているわけですので、これをうまく活用して積極的な取り組みをやっていただきたいと思います。これはお願いをいたしておきます。

それから、先ほどお願いしました年金確保の、いわゆる国民年金の問題でございますが、町長の答弁の中で、原則25年、これは受給資格でございますが、免除期間を含めて25年なければいけないと、それから、満額の年金をもらうには40年間納めなければならないと。

しかし、今の状況では月額6万6,000円というのが支給額でございます。一番心配しているのが、いわゆる会社員とかあるいは公務員の奥さんなんか、年金を三号被保険者から二号被保険者に切りかえるのを忘れて、そしてもらえないというのが非常に全国的にも多いということを知っております。だから、この切りかえ届け出をしっかりと担当のほうでも見落としがないようにやってもらいたいと思います。

先ほど町長の答弁でも、全国に40万人の無年金者が今回の法改正によって救済されるというようなことが言われております。その人が住んでいる地域で何らかの救済策がなければ、その地域には生活保護世帯が増えるということでございます。全国に今、生活保護受給者が200万人を超えているという状況は言われておりますので、ぜひ今回のこの法改正によりまして救済される方は100%救済されるように。

そうしてまた、来年の24年の10月だったですかね、準備期間がかかるということですが、地区によって年金相談をくまなくされて、無年金者の解消にぜひ努めていただきたいと思います。再度お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今回の年金確保支援法の施行に伴いまして、いろんな理由で保険料を支払わなかった時代があった方々については、こういう一定期間の中で納めればもらえるような状況がありますので、このことについてはとにかく、こういう制度ができましたよということを対象者の方が熟知をして納めていただく、このことが大事でありますので。

十分なるやっぱり広報が必要かなと思っているところでありますので。広報誌なりあるいはお知らせ版とか、そういうことを活用しながら周知を図っていきたいと思っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、桑園憲一議員の質問を終わります。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

私は、通告に従い順次質問させていただきます。

まず、「後輩よ、先輩の夢をもう一度」についてでございますが、夏の全国高校野球選手権大会は、準国技と言っても過言ではないと思います。

鹿児島大会では、薩摩中央高校がノーシード校ながら優勝戦まで上り詰めました。惜しくも敗れましたが、選手の皆さん方がやればできるという自信と勇気、信念を身につけた偉大な大会であったと思います。

町民に与えた感動は、薩摩中央高校の実績とさつま町のPRを県下全域に示させていただいたと思います。町民の皆様も連戦連勝に圧倒され、その余韻が「後輩よ、先輩の夢をもう一度」、甲子園を目指して頑張れという声に変わったと。町民の皆様方が一緒になって薩摩中央高校の生徒が励みとなる内容と、選手の皆さんが練習でかく汗が希望に輝くよう、励ましのスローガンを設置し本町の取り組む意欲を示していただきたいと思います。

次に、郷土の高校の活性化策構築についてでございますが、薩摩中央高校の1塁側の応援団は、スタンドからこぼれるような勢いであった。応援も過熱し、その勢いは異様な姿でありました。選手が与えたこのエネルギーを本町の宣伝にぜひ生かすべきと考えます。

町民が一緒になった宣伝効果策として、統一したはっぴの上着をつくり、仮称さつま町元気隊として町内、町外の大会、祭り、イベントで着れる型につくり上げて着用し、宣伝効果を図るには町民の盛り上がりが必要です。他の市町村から、またさつま町の応援隊が来たと言われるような勢いをつくりたいものです。

本町にも、まばらにはいろいろありますが、相手側を圧倒する数のアピールが必要です。新たな発想として、町民が一緒になったさつま町の宣伝ができるように、さつま町元気隊をつくり上げ町の宣伝に努めたいものです。町長も、町の宣伝のために大きな支援を得ることにもなりますので、ぜひ関係者とも十分協議をし構築をしていただきたい。本町の状況を見たときに、新たな発想としてぜひ取り組んでいただきたい。町長の取り組む姿勢をお伺いいたします。

次に、再生エネルギー対策についてでございますが、再生エネルギー法案は、福島原発事故以前から法の検討はなされていきました。事故によって放射能被害拡大に対し、国は安全性の高い再生エネルギーの導入のために特別措置法の成立を図り、来年7月には施行されます。これは発電した電力を電力会社が買い取る義務づけと固定価格で買い取る制度で、発電事業への新規参入や普及と促進が強化されます。

本町も太陽光発電の設置を図るために、自然災害の問題と事業企画に該当する地域場所が何カ所あるか検討を図るための早急な調査をしていただきたい。この事業の導入ができれば、事業者と地権者の間で契約が交わされ、その収益金は地権者の方の中で、低額年金者と高齢者は生活改善と救済策にもなりますので、地権者の収益は恒久的収益となりますし、ひいては町の恒久的税収にも見込まれますので、太陽光発電設置についてお伺いいたします。

次に、工業団地関係でございますが、工業団地は企業誘致を目的に造成されましたが、誘致は思うように進まず、造成地は長期間空白が続いております。この際、太陽光発電の区画面積に該当する土地の確保ができれば、造成地の長期間空白解消にもなると考えます。

造成時の話も聞きますが、現在大きく道路整備が進み、時代にあった今以上の有効的な土地利用を進めることが最良かと考えます。事業導入を前提にして、対策としてこの点についてお伺いいたします。

次に、管理組合設置関係でございますが、太陽光発電設置には広域的な広範囲な土地が必要です。耕作放棄地、原野等の利活用が必要です。問題は農地法の規制解除であります。国策事業に法改正を期待し、耕作放棄地、原野に事業導入ができるよう法改正となれば、耕作放棄地、原野等を再利用し、土地をよみがえらせることとなります。

事業導入ができれば、事業推進を図るために、事業者、地権者との間で交わす契約においては、町、事業者、地権者、この三者による新たな管理組合を設置し地権者との信頼を得ることが大事と考えますが、管理組合設置に向けて、町長の考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員からの2項目にわたっての御質問でございますので、お答えをさせていただきます。まず、第一点目の薩摩中央高校の決勝戦躍進の関連での御質問でございます。

甲子園を目指すスローガンの設置について、これを機会に、町と高校の活性化策を構築する考

えはないかというようなことでございます。ことしの第93回全国高等学校野球選手権鹿児島大会において、薩摩中央高等学校はノーシードにもかかわらず見事決勝戦へ勝ち進み、歴史的な快挙と報じられるほど町民に深い感動と夢を与え、地域に一体感と活力が生まれたことはもとより、地方の公立高校へも大きな励みとなったと考えております。

決勝戦当日におきましては、町民はもとより町出身者など関係者の多くの皆様方が、鴨池の野球場に応援に駆けつけていただきました。1塁側の応援席を埋めるほどの大応援団となったところでございます。本当に薩摩中央高校の選手の皆さんには、大きな力強い励みになったんじゃないかと思った次第でございます。

このことにつきまして、高校野球を通じまして、県内はもとより全国に対しまして薩摩中央高校の存在あるいはまた、あわせてさつま町のPRをするいい機会になったと思っております。御質問の甲子園を目指すスローガンの設置についてであります。高校球児の最大の目標は甲子園出場だと思っております。この目標達成のため監督を初め野球部員、毎日厳しい練習を行っていると思っております。

御質問のスローガンの設置については、野球以外の部におきましてもそれぞれ目標を掲げながら、一生懸命練習に取り組んでおられると思っております。それぞれの部の後援会としての保護者会の皆さん方においても、それぞれの部のスローガンを決めて取り組んでいただけるものと思っておりますので、主体はそういった皆さん方で考えていただければありがたいことだと思っております。

しかし、例えば甲子園出場とか全国大会に行けるような、そんなすばらしい、みんなが注目するようなそういう大会となりますと、当然として、町としましてもスローガンとかそういったことについては支援をしていく必要もあるかと思っております。

次に、これを機に町と高校の活性化策を構築する考えはないかということでございます。

薩摩中央高等学校では地域と一体化し、地域とともに発展する学校、こういったことを目指しまして、商店街の空き店舗を活用したアンテナショップ「にこにこ広場」の開設とか花プランターの提供、それぞれ屋地、虎居の商店街あるいは各事業所に提供をしていただいておりますし、また交通安全の週間においては生徒の皆さんがキャンペーンに参加をしていただいております。

そのほかのボランティア活動、吹奏楽やダンス部の皆さん方においては、町内の地域行事への参加もいただいておりますし、農業工学科の初市あるいは暮市への参加、こういったことも取り組んでいただくなど非常にさまざまな地域活動に頑張ってもらっているところでございます。

町としましては、薩摩中央高等学校の振興発展を図るため、既に関係機関、団体、議会の代表、農業委員会の代表、中学校長、中学校のPTA会長、福祉協議会長、農協の組合長あるいはまた同窓会の会長、こういった方々を委員としますさつま町高等学校振興対策協議会というものを設置をいたしております。

この中で学校におきます資格取得の状況あるいは進学、就職状況、そして各種部活動とかそういったもの等につきましても紹介をする協議会だよりというものを作成をいたしまして、印刷をしながら各家庭への配布をいたしております。特に教育講演会というものも、この協議会の中で主催しながら高等学校の生徒の皆さん方に聴講していただく、そういう機会も設けているところでございます。

これまでも歌手の同校卒業生の稼木美優さんとか、あるいはまたオリンピックの選手とか、そういう方々をお呼びしながら、生徒たちのこれからの歩む道の糧にさせていただく機会も設けてい

るところでございます。

高校振興に関する諸対策あるいは高校教育の充実、普及、高校と地域の連絡調整などの支援に努めてきておりますので、今後も引き続き、議員おっしゃるとおりの連携というんですかそういうことにつきましては、高等学校PTAあるいは三校同窓会の皆さん方とも連携をとりながら活性化に取り組んでいきたいと思っております。

次の大きな2番目の再生エネルギーの関係についてでございます。

太陽光発電の設置についてであります。御承知のとおり再生可能エネルギー特措法というのが、ことしの8月26日可決成立をしております。この法律につきましては風力あるいは太陽光こういった新たな再生可能エネルギーを一定期間、電力会社に全量を買取することを義務づける制度でございますが、法律の施行というのが来年の7月の予定になっております。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、こういった再生可能エネルギーでありますけれども。

法律の趣旨というのが、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーが、現段階では火力発電などと比べますとコストが非常に高くつく、発電ビジネスとしては成り立ちにくいという面があって普及がなかなか進まないという状況がありましたことから、発電事業者は採算の取れる程度の高めの価格で一定期間、電力会社を買取らせるということによりまして、発電ビジネスへの新規参入事業者の促進を図るということになっておるところでございます。

そういうことで電力確保を図るというようなことではございますが、また、家庭での太陽光発電については、自宅の使用分を除いた余剰の電力を買取る現行の制度が継続されるということになっております。現在の電力の買取り価格というのが42円ということになっておりますが、太陽光発電システムの低コスト化も予想され、買取り価格については今後年々下がっていくことも予想されております。

御質問にありました太陽光発電の設備については、国においては平成21年11月より太陽光発電の余剰電力買取制度がスタートしたことに伴いまして、今後の設置促進策としましては設置補助でなく電力買取制度へ移行する、そういった方向になっておるところでございます。

しかしながら、今回の東日本大震災とか福島第一原子力発電所の事故を受けまして、国としましての原子力政策、こういったことについてはやっぱり見直しの方向とか、それにかわるようなエネルギーの確保などいろいろ論議はあるところでございますが、まだ具体的な明確な方向性というものは示されていないところでございます。

今回の再生可能エネルギー特措法の成立を受けまして、風力とか太陽光などの再生可能エネルギーをビジネスとする事業者の新規参入の促進を図るということになっております。原子力発電所の点検後の再稼働とか、原子力にかかわる代替エネルギーの確保というまだまだ不透明な部分も多いところでございまして。

これを具体的に進めるとなると、今後の国の方針が具体的に明らかになる、そういう状況を見極めながら、太陽光発電施設の設置の促進策等については、今後やっぱり町の財政状況のこともありますので、そういったことも勘案しながら検討を進める必要があるかと思っております。

農林水産省におきましても、先ほどの耕作放棄地の問題はございましたが、こういうところを活用して太陽光発電を設置できないかと、そういう案も検討はされておりますけれども、まだまだ具体的なところは見えておりません。今も申し上げましたとおり、そういった動向を踏まえながら、対応できるかどうかについては今後研究をしてまいりたいと思っております。

次に、工業団地、耕作放棄地等の事業推進の管理組合の設置について、それから恒久的な税収を考えるべきではないかということでございます。

今回の再生可能エネルギー特措法の成立を受けまして、国内の大手企業が遊休農地を活用した

太陽光発電の取り組み、いわゆるメガソーラーの計画を打ち出しておりましたが、今後もいろんな形でそういう動きは出てくるものと思っているところでございます。

工業団地における太陽光発電の設置によります利活用につきましては、今後の国の方針等を見極めながら検討してまいりますけれども、この工業団地についてはやはり、その目的によって造成をしているところでございますので、あくまでも企業誘致、そしてまた雇用の創出という面を第一と考えながら進めていく必要があるかと思っているところでございます。

この耕作放棄地への事業推進の管理組合の設置についてでございますが、先ほども耕作放棄地の解消の問題もいろいろ御意見をいただいたところでありますけれども、これについては耕作放棄地対策協議会というものを関係機関で立ち上げて、徐々にではありますけれども、そういう取り組みを進めておる段階でございますので、今後そういった耕作放棄地のマップの作成とか、あるいは必要であれば実証圃の設置ということも必要じゃないかなと思っているところでございます。

引き続き国の耕作放棄地再生利用推進事業の推進とか、あるいは県の耕作放棄地解消推進事業、こういった事業との連携を図りながら、この耕作放棄地については解消を進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、まだまだ再生可能エネルギーの関係については、今後いろんな取り組みの方向性というのが出てくるのではないかと思いますので、そういった状況を踏まえながら、できるところはまた研究、検討をいたしていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内田 芳博議員

このスローガン設置についてでございますが、私はこのように考えるわけです。スローガン設置については、できれば設置場所としては山崎大橋の三叉路あたりがいいのではないかと。それは川内、鹿児島市から行き帰りの方々によく見える場所で、宣伝効果も考えて、これは一つの考えです。

設置については関係者とよく協議し、後々の管理面等もしっかりと協議をし、皆様に長く親しまれ励まされるような薩摩中央高校の教育の向上につながればと思い、設置の検討、今後の管理に対する件を含めてお尋ねをしたかったですけれども、今の町長の答弁では、いろいろ部活動があります、その部活動がやはり主体になってすべきではないかというようなお答えであります。

やはりスローガンを公共の施設、そして学校にいろいろ下げるのは、いろいろな努力を見とるわけですが、高校のやはり野球となれば準国技的な野球でございます。そしてその威力は、準優勝でさえもこれだけの意欲が出てきたと。

だから私は、やはり生徒の汗が光り輝くようなスローガンをしっかりと設置して、そうして励ましてやりたい。これが、県で優勝し甲子園に行ったならば、これは非常な本町のPRになったと思います。そして飲む席では、「勝って優勝すれば、町は何千万円補助を組まんにゃならんぞかい」と、こういう喜びの声も出ました。

私は、やはり部というのは公平性がありますから、この部だけをこうするという事は非常に町としても難しい点もあると思います。それはやはり高校の父兄会とかOBとかそういう方々が主体になってするのが、当たりさわりのない当然なやり方であろうと私は思うけれども、問題のこのことを考えたときは、町もスローガンの設置はしてやってもいいのではないのでしょうかと思って質問しているんですが、この点について再度町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の薩摩中央高校の野球のすばらしい戦いぶりについては、本当感動をいただいたところでございます。これは等しく町民の皆様、同じようなことだったと思っております。そういうことで、今、議員おっしゃるとおり、その気持ちを表すと、そしてまた今後のあれにもつなげていきたいという気持ちは重々理解はいたしておりますが。

町として、やはり今の段階であるそこにスローガンを張れということまではちょっと、いろいろ配慮すべきところがあるかと思っておりますので、気持ちとしては十分理解はいたしますけれども。

例えば、先ほどもおっしゃいました、やはり全国大会に確実に行くという段階になれば、これはもう同じ気持ちとして、頑張っていくかにやいかんというのがありますけど、今の段階では特別なそういう部活に対してだけそれをやることについては、いかがなものかなと思っておりますのでございます。

○内田 芳博議員

この件につきましては、いろいろな問題が出たときは、何とか質問の方向で、やはり訴えたり、そしてその主体になる方々に、こういうやはり設置をする促しもひとつ考えていただければと思いますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思っております。

次に、町と高校の活性化策構築についてでございますが、鹿児島大会は、選手の皆さんがさつま町をよみがえらせる勢いを与えてくれた大会であったと思っております。元気さつま町を目標に町民が一緒となって宣伝ができるように統一した宣伝用のはっぴを着用し、宣伝したいものです。

それには町の宣伝ムードをつくる必要があると考えますので、着手する考えを再度お伺いいたします。できれば、来年度の夏の大会には統一したはっぴで応援をし、選手の皆さんから得た元気を恩返ししてやりたいと思っておりますが、この点については先ほどの答弁の中で町長のほうから答弁がございませんでしたので、再度この点についてお答えをいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

来年も、できたらそういうすばらしい試合を展開をしていただくことを望んでおるところであり、ただ応援のはっぴを町でそろえていくかということになりますと、いろいろまたそういう高校との関係とかありますので。

ただ、町の観光PRのため、いろんなイベントのときにはっぴを着る場合がありますけれども、それは準備をしてありまして、今回やっぱり、さつま町のPRをするために対外的に見てももつといいものと。

この前も大阪に行ったときに、各市町村のはっぴを見たら、非常に、なかなか見劣りがしたものですから、これじゃいかんなと思って、ああいう多くの人の中にも、さつま町をやっぱり大きくPRするためには、それなりにふさわしいはっぴもつくるべきじゃないかということで、今回予算もお願いしているところでございます。そういうことで、そういうものを着て応援をされたら、いい宣伝にもなるかと思っております。

ただ、高校のいわゆる教育的なそういう中でのあれですので、その辺が許されるのかどうかは、やっぱり高校の野球というのはそれなりの規定がありますので、その辺のところも十分考えながら、やっぱりやるべきだろうと思っております。

○内田 芳博議員

私は質問がちょっと舌足らずやったかもしれませんが、町にはっぴをそろえるということではないんです。関係者とそういうはっぴをつくる企画をして、それはやっぱり町民一人一人が自分で買って、そして町民が一緒になってアピールするには、何と言っても数が多くなければ、もろもろの少しずつのはっぴはありますけれども、やはり数だと。

ただ、高校のやはりそういう大会のときに応援をすると、これは私はそれを着て行って応援するのは当然なことだと思います。こういうことは一つも悪いことではないと、私はそう思うわけですけれども。高野連やいろんな方、やっぱりそういう関係者から見れば、いろいろな問題もあるかもしれないと思いますが。

今のはっぴの場合は、これは町につくれということではないです。これは私が舌足らずだったと思います。これは、やはりそういう関係者としてしっかりとしたいものをつくって、そしてそれを町民が買って、そして一緒になって応援をします。

そして、その数がこの衰退していく町のやはり活力につながってくれば大変ありがたいなど、そういうことを教えたあの1塁側の応援団の勢いであったということをおっしゃるわけですから、この点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

趣旨を了解しまして、今後関係者のほうと可能性については話はしてみたいと思っております。

○内田 芳博議員

その点についてはやはり、早期にひとつ取り組んでいただきますように要請をしておきます。

次に、再生エネルギー事業の中でも特に太陽光発電は、孫氏が事業導入に意欲を示され、国、県、市町村に事業協力の依頼がなされました。国が海洋、農地、林野等の法改正内容をどのように示されるものか、各県、市町村は期待に注視されるものと考えます。

また、新たな産業の期待感に事業検討が急がれると考えられますので、本町も新たな産業として時代の先取りをするために早急な設置対策、取り組み、そして場所と地域というのをやはり調査すべきではないかこのように考えますが、この点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回のいろんな原子力の事故を背景にしながら、再生エネルギーの問題がにわかに議論になってきているわけでありまして、今後は自然エネルギー、太陽光、太陽熱あるいはバイオマス、いろいろあるかと思っておりますけれども、この辺の分野については恐らくいろんな分野での研究が進んでいくだろうと思っておりますし、国がまた新たな政策として、こうした法律もできたわけでありますから、いろいろとまた具体的などころが出てくるのではないかと考えておりますので。

そういったことを踏まえながら、また自治体としても、全国の自治体の中でもいろんな取り組みをしておるようでありまして、我が町としてどういうものができるかということについては、いろいろと研究はしてまいりたいと思っております。

○内田 芳博議員

私は、研究をされるのも大事なことです、そういうのに当てはまる町内の地域、場所というのをやはり早急に調査する必要があるのではないかと、このように思いますが、この点について再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

風力の関係も、例えば高台、山というのが、紫尾山を初め中岳とかいろいろありますので、そういうところの調査というのは、今でも電力事業者のほうで一部においては計画はされて、景観上のほうで中止になったところもあります。風力発電をつけたいということでもありましたけれども、それはちょっと景観上いかなものかというようなこともありまして、それはできなかったようであります。

小水力発電の問題については、川内川も流れておりますし、いろいろありますので、そういった可能性のあるエネルギーがあるとするならば調査というか、これもやっぱり専門的な分野でありますから、どこまで踏み込んでやれるかというのは今後の課題であります、先ほどから申し

上げますとおり具体的に国がどういう方向で示してくるか、そこをまずは見極めていきたいと思っております。

○内田 芳博議員

そのことは見極めて内容がよしとなれば、ひとつ早急な調査をしていただきますように、この点も強く要請をさせていただきます。

次に、管理組合設置についてでございますが、原発の寿命は40年と言われております。本町の衰退期に新たな産業として設置が必要であるのではないかと、このように考えましたが、国策事業ですので、農地法の規制解除が全国町村会の中でいろいろと問題に上がってくるのではなかろうかと思うが、解除の問題については町長の力量を十分発揮していただきたいとこのように考えますが、この点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

管理組合の関係につきましては、具体的に事業を推進するとなると、そういった組合組織で運営をしていくのかということも課題になるかと思っておりますけれども、今の段階でこういう方向づけをするということまでは至らないと思っておりますのでございます。

とにかく、こういう用地というんですかね、適当なところを活用して新たな利用価値を生み出す、このことについてはいい御提案だと思っておりますが、先ほどの工業団地についてはその目的がございまして、また耕作放棄地についても、まずはやっぱり農業のまちとしてのそういう農地としての復活利用ができれば、第一義的にはいいのかなと思っておりますので。

どうしても、そういう利用ができないということになりますと、新たな利用ということも目的を変えながらでも検討していく、これはやぶさかではないと思っておりますが、今後そういう政策というのが具体的にどういうもので示されるかというのが不透明なところがありますので、今後そういった動向を踏まえながら対処をしていきたいと思っております。

○内田 芳博議員

一昔前といいましょうか、そのときは一般質問等でよく言われた言葉でした、企業誘致を盛んに言う時代は、時代の先取りをせえと、10年ぐらい前は非常に強く言われました。

これはまだ若干よく固まらない状況ではありますけれども、しかし法の施行はされるということになっておるわけですから、やはり本町に合うか合わないかという点も一つはありますけれども、時代の先取りをしてそして町民の皆様にも明るい話題として提供することも、やはり行政、議会の努めではないかとこのように私は考えますので、ぜひこの問題にも行政として力量を発揮して取り組んでいただくようにと思っておりますので、私の質問は、これを申し上げて終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内田議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね2時35分とします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時33分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、10番、岩元涼一議員の発言を許します。

[岩元 涼一議員登壇]

○岩元 涼一議員

それでは、通告しておりました3点について質問いたします。

初めに川内原子力発電所の再稼働に対する町長の見解について伺います。

現在、川内原子力発電所については1号機が定期点検に入り停止しているところですが、今月1日より新たに2号機も定期点検に入ったところでもあります。この定期点検は13カ月ごとに行うように法律で定められており、その再稼働については立地県の県知事の許可が必要とされています。

原子力発電所の安全神話については、東日本大震災による福島原発の事故によってもろくも崩れ去り、その被害範囲の広さと将来への不安は想像を絶するものがあり、いまだに避難を余儀なくされ帰宅を許されない住民の無念さは、察するに余りあるものがあります。

震災後、全国各地の原発は次々と定期点検に入っていますが、震災前に既に試験運転を行っていた1基のみが営業運転を開始した以外は再稼働していないところでもあります。

国は、安全基準を満たしたものについては再稼働を認めるとしていますが、菅前総理大臣がストレストテストという新たな基準を示したことや、立地県の県知事が安全性が確保されていないことを理由に許可を見合わせているため、再稼働に至っていないところでもあります。

一方、九州電力は、原発に対する住民説明会で協力会社などの関係者を動員してやらせメールを発信させ、住民の民意を操作するような事態があったことが判明し大きな問題となっているところでもあります。

また、8月29日には、長崎県の火力発電所において燃料タンクを補修したことを隠し、そのことを修理業者に口どめをしていたことも報道されております。これらの件を見ても、地域独占企業としての傲慢な体質がうかがえ、電気供給事業者としての責任感は伝わってこないばかりか電力会社に対する不信感は募るばかりであります。

そのような中、川内原発1号機の再稼働について伊藤知事は、「安全性を最重点に置き、できるものは再稼働させていくべき」と再稼働に前向きな発言をされているところですが、安全性が保証されたとは言い切れず、また住民感情としてもそこまでの理解に至っていないのが現状と思われる。川内原発に隣接している自治体として、再稼働に対する町長の見解を伺います。

次に、稲発酵粗飼料について伺いますが、WCSと言ったほうが判りやすいかと思しますので、WCSという表現で質問をいたします。

昨年より本町もWCSが導入されたことから、本年も作付が行われたところではありますが、その栽培については、WCSが作付されている圃場よりも隣接する圃場に対しての散布農薬に基準が設けられており、一斉防除などでJAが示している農薬が使用できず、農家が困惑している状況が見受けられたところでもあります。

WCSの栽培を希望された方には、昨年の反省をもとに改善策として事前に隣接圃場は使用農薬に制限があることなどについて説明会を実施され、隣接圃場の耕作者に説明を行うとともに、同意書を作成するよう指導されているとのことですが、無人ヘリでの航空防除の散布区域においても同様に使用農薬に制限があることから、WCSの隣接圃場は散布対象外となっているところでもあります。

高齢農家にとって防除作業は重労働であることから、航空防除に頼っているのが実情であり、また散布農薬が限られていることや飛散農薬を防止しなければならないことから、思うような防除もできないところでもあります。同意書を作成する時点で、説明、了承されていると言われればそれまでですが、関係農家同士で十分な共通理解がなされていたかについては疑問が残ります。

このようにWCSは、周囲に対しては厳しい制約を課しているところですが、実際に隣接圃場

で制限範囲内の農薬が使用されていたのか、登録外の農薬が使われていなかったかなど、飛散農薬の確認についての検査をどのようにされるのか伺います。

次に、中学校の再編について伺います。

平成21年6月に提出された学校適正規模等検討委員会の答申を受けて進められていた学校再編計画をもとに3年後の再編を目標とした第一次計画と、6年後を目標とした第二次計画が具体的な基本計画（案）として策定されるとともに、再編対象となる学校が示され、それぞれの対象地区において再編についての説明がなされているところだと思いますが、実際に再編対象となった学校の保護者の皆さんや地域の方々からさまざまな意見が出てきているのではないかと思います。

今回提示された第一次計画の対象となる鶴田中学校と薩摩中学校の再編計画についても、薩摩中の保護者から、統合するなら町内全域を対象として1校に再編してほしいという意見が出されていることは、教育委員会でも承知されていることと思います。

私ども議会が5月に行った議会報告会においても、2校での再編ではなく、将来を見据えた1町1中学校とする再編を進めたらどうかという意見が多く出されたところであり、再編計画を進めるには、対象となる学校の保護者やその地域の理解が不可欠であり、強引に計画を押し進めることはできません。再編するなら1校にとという町民の意見に対する町長と教育長、それぞれの見解を伺います。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から出されました3項目についての御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、原発の問題でございます。川内原子力発電所のことにつきましては、1号機が本年の5月10日から、2号機は今月の1日から、いずれも定期検査のため停止状態となっております。

原発の再稼働につきましては、定期検査に加え、国が新たに原発の安全性を総合的に評価するストレステストの実施を求めたことから、第一次評価におきましては、設計上の想定を超える事象について、原発の施設がどれぐらい耐えられるかの余裕度を調べ、第二次の評価におきましては、原発稼働後に設計上の想定を大幅に超える事象の発生を仮定し、どの程度まで炉心損傷に至らずに耐えることができるかを調べるようになっております。

このストレステストにつきましてはいつまでに終了するのか、現在のところ時期は明確にされておられません。川内原子力発電所の再稼働の時期も、このようなことから見通せないところにあるようでございます。

ところで、薩摩川内市に隣接する我が町といたしましては、福島原発のような事故が起きた場合、当然避難を余儀なくされる事態も想定されますので、非常に深い関心を持っているところでございます。これまでも九州電力のほうに対しましては、いろいろと申し出もいたしてきているところでございます。

再稼働につきましては、徹底した安全性の確保と、これまで立地の市だけ、あるいはそれを統轄する都道府県だけということになっておりましたが、今回の例を見ますとおりそういう関係のところだけに限らず、やはり周辺市町村まで含んだ関係住民の十分なる理解が必要であると、そういったことがやっぱり前提条件とされるべきであるというふうに考えております。

このようなことではございますが、一方では円高とか、株安、デフレ、こういったことに加えまして電力不足も顕在化してきておまして、経済界、特に製造業にとりましては大変厳しい状

況におかれておるようでございます。こういった環境下にあつて国際競争に打ち勝っていくためには、やっぱり海外への生産をシフトしていく企業も出てきているところでございます。

こうなりますと、やはり日本の産業の空洞化に拍車がかかり、ひいてはやっぱり雇用の縮小につながる、日本の景気がますます冷え込んでいくというような悪循環に陥ってしまうことも懸念をされるところであります。このことは国全体の問題だけでなく、やはり我が町にとっても同様な状況がうかがい知れるところでございます。

国におきましては、先般新政権が発足をいたしました。今後この新しい政権におきまして、確固としたやはりエネルギー政策というのを早急に打ち出していただきまして、より安全で安心して経済活動や社会生活が営める国家を構築をしていかれるよう強く期待をいたしているところでございます。

次に、稲の発酵粗飼料の栽培基準についてでございます。御存じのように、稲WCSは子実が完熟する前に稲を刈り取り、穂と茎葉を丸ごとサイレージ化して、青刈り稲とは違うような飼料作物として使うということになっておるわけでありまして。

昨年度本町におきましては、15.7ヘクタールの稲WCSが作付されたところでありますが、本年度は3倍近くの42.1ヘクタールが作付をされており、また昨年作付された中でさまざまな問題、課題というのが出てまいりましたので、本年度は作付の希望者を対象にいたしまして説明会を4月に開催をいたしております。

作付圃場、そして品種、病害虫防除等について共通理解を得た上で、なおかつ栽培基準等を遵守できる方のみ作付をお願いしたところであります。特に農薬の散布につきましては、主食用の稲の登録農薬のうち、国により稲WCSでの安全性が確認された農薬しか使用できないため、隣接する水田の農家や防除組織等の協力が必要不可欠となっているところでございます。

そういうことから、まずは隣接の田んぼからの農薬飛散、特に収穫間際の農薬散布への注意、それから飛散しやすい粉剤の使用は避けてもらい、飛散しにくい錠剤の使用をお願いするなどの措置を講じるように指導してまいったところでございます。

また、WCS作付農家におきましても、周辺の主食用の稲に対する病害虫の発生源にならないように必要最小限の防除は行う、こういうことを確認をしていたところでございます。

御質問にありますこの飛散農薬の検査体制についてであります。現時点では町として残留農薬の検査等を実施する計画は持っていないところであります。と申しますのも、最終的には、稲WCS作付者においてポジティブリスト制度、いわゆる残留農薬制度に伴います農薬飛散防止についての同意書も隣接耕作者との間で交わしておりますので、安全性は確認されているものと確信をいたしているものでございます。

また、昨年は内容をよく理解せずに同意書に署名、捺印をされた方も多かったとのことで、こゝしは同意書を提出いただいたすべての隣接耕作者の方に、稲WCS栽培基準と使用農薬一覧を添えて同意内容の確認を行ったところでございます。

しかしながら、稲WCSと主食用稲が混在する圃場において、完全に飛散農薬が防止できる保証もないことから、今後におきましては稲WCSの作付は、水系ごとの団地化に限るとか、何らかの制限を加えることも検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

3番目の中学校の再編については、まず教育長が答弁をいたしましてからお答えをさせていただきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

中学校の再編につきましては、当方から先にお答えさせていただきます。

議員の質問の中にもありましたように、平成21年6月にいただきました「さつま町立小・中学校の規模等の適正化について」の答申内容を審議される中でも、再編する場合、すぐ中学校を1校にするか、当面は2校にするか、熱心に議論されたということですが、生徒数の状況、教育課程等いろいろなことを考慮された上で、当面は2校という結論を出されたと聞いております。

教育委員会としましては、答申内容を議論されたときの環境と現在も状況が変わっていないことや学校再編を進めている先進地の状況等も参考にした上で、教育の活性化を図る観点から当面2校で進めていくことを前提に実施計画（案）を策定したところでございます。

その理由としましては、三つ上げますと、一つは、生徒の士気の高揚を図る観点からでございます。規模はやや違いがありますが、町内に中学校が2校あることにより学校同士の切磋琢磨する機会が持て、学習活動、例えばスポーツ大会や部活動面でお互いの学校が競い合うことで、運動意欲や運動技術の向上が図られるものと考えております。

二つ目は、教職員の資質向上を図り、学校の活性化を図る観点からでございます。それぞれの学校で相互の研究授業を公開したり、合同研修会をしたりすることでお互いの学校の教師の指導力を高め、生徒の学習意欲を図る方策や学力向上につながる情報交換ができること。

加えまして2校でありますので、1校ですと校長が一人でありまして、校長会を持ちましても話し相手はいないわけでございます。2校ですと、校長も二人いることで意見交換ができ、刺激も生まれ、お互いの学校の教育の活性化が図られると考えております。

三つ目は、セーフティネット確保の観点からでございます。中学生の時期は思春期で多感なころでありますだけに、生徒たちが学校に不適合を起こしてしまう可能性があることも予想されます。もし1校にしますと、こういう場合はその対象の生徒は町外の学校に行かざるを得ませんので、2校にして選択できる余地を残しておくことも大事であると考えており、セーフティネットを図る観点からも大事であると考えております。

こういうことから、ある程度の学校規模が確保ができる間は2校が望ましいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

中学校の再編の関係について、お答えをさせていただきます。

学校再編につきましては、本町行政の最重要課題の一つと考えております。これは合併直後の平成18年に策定されております総合振興計画に、学校再編の問題につきましてもこの方向性が既に出されておりました。

義務教育という人材育成の根幹をなす分野でありますことから、この施策の推進については、教育委員会でこれを専門に審議をしていただく各界、各地域の代表、学識経験者などからなる検討委員会が平成19年に設置をされておまして、2年間かけて委員の皆さん方が慎重に検討いただきまして、本町の将来の学校のあるべき姿ということについて答申もいただいております。21年の6月にそれが出されたということでもあります。

中には、もっと早くやるべきではなかったかという御意見も保護者の中には出ておるところであり、現状の非常に少子化が進んでいる中でそういう意見も出されてきております。その答申の中に、やはり中学校については当面は2校でという答申になっております。

私も、教育活動に支障がない程度の学校規模が確保できれば、教育活動の活性化を図る観点からは、先ほど教育長からも説明がありましたが、中学校は複数あったほうがやはりお互い切磋琢磨

磨する機会ができるということがございます。

1校であれば、お互いにライバル意識を持つてするという機会というのがなかなかできにくい面もあるかと思っておりますし、また一方では、中学の思春期の時代でありますのでいろんな問題が発生したときに、全く1校であれば町外に転校しなければならないと、そういう事態も発生することも予想されると。

2校であれば、いずれかの学校のほうに転校ができると、そういうメリットもあるかと考えておりますので、第一案と示されました状況を考えましたときに、複数あったほうがよいというふうに考えておるところでございます。

総合的にこういう判断もありますが、今、町政座談会で、20の公民館のうち12一応終えて、それぞれ町民の皆さん方からも御意見をいただいております、いろんな意見が出ております、確かにそういう意見も出ておりますが。

これから9月は、小中学校のPTAの方々、これから小学校に上がられる幼稚園、保育園の保護者の方々についてもやはり説明をしていく必要があるかということでございますので、そこで出される意見等も参考にしながら、総合的に判断をしながら検討していくということになろうかと思っておるところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○岩元 涼一議員

質問を3点ほどいたしておりますので、原発の問題からやっていきますけれども、もう再編のところは覚えているかどうか判りませんので、もし間違いがありましたらまた指摘をお願いしたいと思います。

この原発の問題についてですけれども、放射能の観点から言いますと当然あってはならないことですが、微量なセシウムが検出されたというような報道も具体的に出てまいります。それは確かに自然界に存在するようなレベルのものであるということでございますけれども、原発を抱えている市と隣接するさつま町にとって、例えばそういう測定機器を設置してあるかどうか、そこ辺についてはどうですか。

○町長(日高 政勝君)

この放射線の測定の機器であります、今まで国の考え方が、もしもの場合の防災の拠点の範囲の地域というのが、8キロ、10キロ、そういうところではございましたので。そういうところには、モニタリングポストとかそういうものを設置はしてあります。

しかし、私どものところについては、そういう範囲外のことでありましたので、特段のそういった機器は設置はしてございません。

○岩元 涼一議員

設置はしてないということでございますが、今回の福島原発の件を見ますと、30キロあるいは50キロというところまで広範囲に及んでいるのはもう報道でもなされているようでございます。

そういう点からいけばEPZが10キロ圏内ということでございますけれども、我が町も20キロ、30キロ、40キロ圏にあるわけですから、そういうのを国に求めるか、九州電力に求めるのか筋がどうか判りませんが、設置をするようにという要請を国にするべきであると思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○町長(日高 政勝君)

今回の福島原発の事故を踏まえたとき、やはり今の国が定める10キロ圏内ということは考えられないわけありますので、周辺市町の皆さん方、今9市町で担当課長レベルで話し合いが行

われておりますが、これについてはまだ情報の連絡会という段階になっておりますので。

できましたら首長段階のところまで拡大をしていただきまして、やはり今ありますような問題を含めて、E P Zについてはもっと拡大をしていただくような申し入れもしていきたいと思っておりますし、そうなれば当然としてそういった測定の機器についても、配備をしていただきたいということもお願いしていきたいと思っております。九州電力のほうには、機器については私どものところもぜひ設置をしていただくようにということで申し入れはしてありますけれども。

これが、ただ一町の問題だけじゃなくて、やはり国が年度内にはこのE P Zの関係を示していくというようなことでありますので、それが何キロまでになるかはっきり判りませんが、30キロになるのかどうかははっきりしませんけれども、そうなりますと、当然範囲については、こういった測定というのは必要不可欠なものになるかと思っておりますので、これは強く関係市町と一体となって申し入れをしていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

この原子力政策というのは、国が国策という形も含めて推進をやってきておりますし、各地域に電力会社を設けて、先ほど1回目の質問の中でも申し上げましたが、地域のもう独占企業という体制を国がそういう形で、裏を返せば保護をしてきたというような面もございます。

そして立地するときには当然立地自治体でもですけど立地県、本県で言いますと薩摩川内市と鹿児島県、その首長、地元の理解が必要だということですが、伊藤知事も周辺の自治体の意見は参考意見としてとめ置くぐらいの認識ではないかなと、新聞報道等を見ておりますと。

そういうことになったら、先ほども申し上げましたが、本町には、西風の場合なんか特に川内川を通り道として逆に影響を及ぼすと、これはだれの目にも明らかとか、そういう点がございいます。

福島原発も近くの10キロよりも20キロ、30キロのところ放射能が高いというような結果も出ているわけですから、そうするとただ立地自治体と立地県だけの承認、理解だけでいいのかと、周辺の自治体の理解も当然求めていかなければならないのではないかなという気がするんですが。

今の伊藤知事の発言を聞いておりますと、単なる参考意見ですね。先ほど町長のほうから出ましたように、周辺の自治体はただ連絡協議会みたいなものに過ぎないと、今のところは。そこはまだ強く要請していくべきであると思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

議員がおっしゃるとおり、私どもも全く同じような考えを持っているわけでありますので、単に立地市町、それから都道府県だけでなく、やはりスポット的にもいろいろ被害が拡大しておりますから、やはり少なくとも周辺の市町の皆さん方の意見を、地域住民の意見をしっかりと聞いていただくようなそういうシステムをどうしても構築していただくように、これは強く要望していきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

恐らくこれは、法律でその制度の中で定められていると思いますので、国のほうにも強く要請をしていくべきであると思います。

それと、その福島原発の事故を教訓として非常用の電源車を配備したということで、我々議会のほうでも原発のほうを見させていただいたわけですが、確かにその電源車は準備してあるんですが、これは報道等によりますと電源が喪失した場合の必要最小限のものであると、しかし、実際の原発の中ではまだ膨大な電力が必要であると。

そのためには高压電源車も当然必要になってくるんだが、これは2年、3年というスパンでな

いと準備ができないというような報道がなされています。そういう点を考えれば、果たして今の時点で安全性が確保されたと言えるのかどうか、町長はどのように考えておられるか。

○町長（日高 政勝君）

最初、緊急安全対策として必要最小限のそういう電源車を配備をするとか、あるいはホースを準備するとかそういう形のもので経済産業省から要請されてきて、これは全国の原子力を持っていくどこのところでもですが、これについてはすぐ対応されてきて、経済産業省の許可もそれでいいというようなことになったようですが。

その後、ストレステスト、耐性調査というものがまた打ち出されましたので、これについては今いろいろ準備がされておるといふようなこととございます。電源車については、仰せのとおり高圧についてはまだ3～4年ぐらいでしょうか、準備にかかるということになっておりますので、この間どうするかということとありますが、幸いに福島の場合と違って、薩摩川内市にあります原子力については高台13メートルのところにあると。

そのほかまた、そういった電源車等についても高台に配備するといふようなこととありまして、大きな津波があるいは地震が来たときに大丈夫かと、確としたものは言えませんが、やはり今の段階ではそれなりの対応をしているといふようなこととありますので、そういった整備ができるだけ早く整うことを願っているといふようなこととございます。

○岩元 涼一議員

町長のほうから先ほど製造業の海外流出等の話も出ているように、現時点では原発に頼らざるを得ない側面もあるとは思いますが。

しかし、町民の安心といふのもまたそれ以上に大事なこととございますので、まず原発の再稼働については安全性の確保、この点について、隣接する自治体として十分関心を持って注視していただきたいといふことを申し上げておきたいと思っております。このような事故が2度とないように、祈るばかりなんです。

次に、WCSについてでございます。先ほど検査は考えていないといふようなこととございます。それについて同意書が作成してある以上、これはもう性善説によってといふような解釈であろうかと思っておりますが、本年は病虫害の発生が少なかったといふようなこととございまして、農家の皆さんもそれほどの防除といふのはなかったわけですが。

年によっては、相当な防除をしいられるような年も考えられます。その中で、国がこれはだめですよといふようなのは、散布するなといふようなことと同意をとってあるといふこととございますけれども、それが確実に守られたかどうかといふようなところについては、検査をするかそういう方法しかないのかなといふ気がするんですが、その辺を含めての検査をしないといふ考えなのかどうか。

○町長（日高 政勝君）

昨年からの問題が出ておりまして、昨年の反省を踏まえて、とにかく隣接者の皆さん方の同意を得る、そしてお互いにそういう約束事を守っていくといふこととありますから、やはり信頼関係のその域になるわけとあります。

私も少しくつってございまして、WCSがお隣の田んぼでありました。通常は航空防除をお願いするんですけども、それがだめといふことで、粒剤を買って隣の田んぼに飛散しないようにやったわけとありますが、そこについては、お互いに最初から、やっぱりどっちも了解していかないと、今おっしゃったとおり、今後やっぱり続けていくとなると、お互いの信頼関係と同意をいただいでやっていかないといろいろあるのかなと思っております。

したがって、どうしてもこういうWCSについては、水系ごとにやっぱり団地化を設けて

いかないと、棚田の真ん中につくってもらっても本当にいろいろ問題があるのかなと思っております。今後についてはまた、しっかりとその辺は来年に向かって指導していく必要があるかと思っ

ているところがございます。とにかくトラブルの発生の可能性もあるところですが、今のところ罰則の規定もないところ

○岩元 涼一議員

まさか町長がWCSの隣接耕作者であったとは（笑声）ただいま初めて聞きましたので、私も

そうなのですが、そこについてちょっと見解をと思ったんですが、私よりちょっと詳しくそうなので、この点についてはやめようかと。（笑声）

町長も今、そういうふうに隣接するところには非常に迷惑であるというのはもう十分お判りだと思

います。そういうところで同意書をもらえばいいという考えか、登録がとれていない農薬は散布できませんよ。WCSというのは昨年からですよ。水稲は、食料米はそれ以前にあったわけですから、その

○町長（日高 政勝君）

ときは使われていた農薬が、WCSが突然来たことによってこれは使うなということなんです。それは果たして本末転倒ではないのか、どうなのか。あとから来たほうが強くて、先にいたほう

が遠慮すると。これは先ほど町長も粒剤をふったとおっしゃいましたので、そういう点については、なぜそういうところに認められたのか。あとで、そういう地域を示して棚田ではできませんよというのを指導すべきじゃないかと質

問するつもりだったんですが、町長が先ほどもう（笑声）答弁されましたので、なぜ隣接するところでも同意書だけでいいと、そういう形で本年はWCSを認められたのかどうかです。この41ヘクタール、（「42」と発言する者あり）42ヘクタールですね。もう約3倍ですよ。国がそういう制度をつくってきたから、それを利用しない手はないということだろうとは思

○岩元 涼一議員

うんですが、その点について、担当課長でも、町長でも結構です。一つは、WCSの問題というのは、自給飼料を確保すると、口蹄疫なんかがあつて、とにかく安全な飼料を確保する、そういう意味合いからいきますと、今度の新しくできた米作関係のWCS

はいいことじゃないかと思っております。とにかく、これを制度的にもやっぱり反当8万円、相当なお金ですから。やっぱり所得的にも労力を余りかけない割には収入があるということですから、できれば農家がこういった制度をう

まく活用できるところはして農家所得を増やす、これはもう非常にいいことだと思います。ただ、先ほどありますとおり、当初説明をする場においても、水系ごとにあるいはできれば団地化のところ

ど、そこ辺の条件整備がなされてから導入されるのであればいいんだけど、「あなたは農薬をふるな」という言い方しか聞こえないもんですからね。

そこについては登録農薬の問題になりますから、ここで議論しても始まりませんが、その辺については制度の問題、改善すべき点と思いますので、先ほど町長もおっしゃったように、この制度が来年以降も続くとすれば、今の政権を見ても続かないか判らないですけども、その点については改善すべきところは改善して、こういう国の施策にのっとった制度を進めていくという体制をつくっていただきたいと申し上げておきたいと思います。

それと最後に、中学校の再編についてなんですが、最初の答申の中には、「将来を見据えると1町1中学校が望ましい」と出ておりました。今度は新たに適正化の基本計画ですか、「さつま町立小・中学校の規模等の適正化について」を尊重するとしながら、今度の基本計画の中からは「将来を見据えると1町1中学校が望ましい」という表現がなくなっているような気がするんですが。

そこについては先ほどおっしゃったように、2校での再編を念頭にした計画であるということから、将来についてはという文言が削除されたのかどうか、教育長のお考えを。

○教育長（東 修一君）

あの中ではそのように載っておりましたが、第三次計画のときに「児童生徒数の状況を見て検討する」と、小学校も中学校も合わせてとそのように書いてございますので、将来、今のような状況でどうしても児童生徒数が減っていけば、また答申の趣旨に沿った形で検討したいと。

ちなみに、そのスパンをどの程度考えて2校を考えているのかというようなことであろうと思いますが、今私どもが推計できるのは、ちょうど10年先でございます。中学校の場合は、小学校が6年ございます、それからその下にゼロ歳児までの6年がございますから、そこまでしかある程度の正確な推計はできないわけですが。

それをしますと、私どもの計画の中では、もちろん前提としまして、今一次計画どおりもし認めてもらった場合、小学校の卒業生が中学校に入ってきますので、そういうのを検討しますと平成35年度、12～13年先でございますけれども、平成29年度から中学校は35人学級になります、1年から学年進行でいきますので、そうしますと、トータルで今私どもの推計では174名、二つにした場合の小さいほうの学校が。

学級が2学級、3学級、2学級の計7学級と、こういう形で推計ができるものですから、当面2学級ができるような状況でありますのでこのような計画を立てましたと。結論は、第三次計画の中で、もし必要があれば1校というのはまた検討していきますということでございます。

○岩元 涼一議員

35年度までは、小さいほうの学校が174名が想定されると。ということは、少なくとも35年までは2校体制でいくということですよ。26年計画となると10年する間に174名と、あとは三次計画ということなんですが、10年後ぐらいにまた三次計画で1校にというような、再編というようなことも現時点で考えておられるのかどうか。

○教育長（東 修一君）

そのところは、こういう長期的な計画でございますので、児童生徒数の推移状況を見てやるというふうに具体的に決めたわけじゃないんですが、そういう状況を見て検討をしていきたいと。

ただ非常に短いスパンで、もう2校するんであったら1校にしたらいんじゃないかという意見が出ますので、少なくとも10年間、10年を超すスパンで今私どもは検討をしております、26年4月が第一次、29年4月が第二次でございますので、その再編が済みまして2～3年経ちますと、またいろんな状況が出てくると思いますので。

これは小学校も同じようなことでございまして、今のままずっと維持できるかどうかというのは推察できないわけでございます。小学校の場合は、6年先しか、ゼロ歳児までしか対象ができないわけでございますので。そういうことで考えておるといことで御理解をいただきたいと。

ただ、最後に町長のほうからも答弁ございましたように、いろんな意見がございまして、これを死守するということではございませんので、案として今出しております、私どもはこういう理念でつくりましたのでこういうことですよということを皆さんに訴えてはいきますけれども、あとはまた、いろんなところの判断にゆだねるということでございます。

○岩元 涼一議員

先ほど教育長の答弁の中で、2校にするのは生徒の士気だとか、校長が二人いたほうがいいと私は受け取ったんですが。それから、転校生が出た場合にはセーフティネットとしてもう一つ学校、極端な言い方をすれば、スペアが必要だよというようなふうには私には聞こえなかったんですよ、どうも説得力がないというか。

やはり、私がある程度ここに理解を示すのは財政的に非常に厳しいと、これは子供の教育に財政を言っでは怒られるかもしれませんが、そういう視点もあるんじゃないかと私は考えるんですよ。そこ辺も、その計画の中に全然ないのかどうかですね、基準になかったのか、これは町長のほうにお答えいただきたいと思うんですが。（笑声）その財政的な視点も当然入っているんだよということを、やはり言うておかれたほうが。

今までの計画とかの中には全然財政的にどうこうというのが出てこないものですから、厳しいですよというのは言うておかれたほうがいいんじゃないですか。（笑声）

○教育長（東 修一君）

財政的視点につきましてですが、この答申をお願いしますときにも、教育の活性化を図るためにどうすればいいかということで議論をしていただいたということでございますので、もちろん財政的な視点も最終的には考えなくちゃいけないんですが、まず、この再編の根底にあるのは、子供たちをどんな形で育成していくかという観点でやったということを御認識いただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

学校再編というのは本当に長い歴史を踏まえてのことで、どっちかという町政で考えればタブー的な課題です、はっきり言って。それでもやっぱりしなければならぬと、そういう時期に来ているんだということを御理解していただいて、やはりこれから世の中を支えていく未来の子供たちでありますから、しっかりとした学校の教育環境というのは整えてやるべきで、やっぱり見逃しはできないと、それは私どもに与えられた責務と役割だと思っておりますので。

ただ単に財政的な問題とか、今、教育長からもありましたとおり、そういう視点からだけではもういかなのかなと思っております。確かに財政的な面から見たら、それはもう非常に大節減になりますので、それはありますけれども、そこよりも先ほどからございまして、子供の教育はどういう環境でやっぱり施すべきかということに視点をおいて、考えていくべきであろうと思っております。

○岩元 涼一議員

お二人とも大変崇高な教育理念をお持ちでございますので、ただ県内の市町村の中にも、学校再編については明らかに財政再建の面も入っているんだと言われる首長もおります。そして逆に、子供の教育は少人数教育でもいいんだと、この方向で伸ばしてやりたいという自治体も首長もいらっしゃるんですよ。

ですから、それは自治体の考え方ですので、そこまでその考え方に対して私も申し上げるつも

りはありませんが、やはりそういう自治体の方もいらっしやると。たまたま我が町は、そういう教育理念にのっとなって、やっぱり少人数教育の弊害があるという観点からこういうふうに進めてこられたというの理解を申したいと思います。

それと、仮に2校再編になった場合、一方の中学校からもう一方の中学校へ、基本的には学区制があるから認めないという方向性なのか、それとも保護者、子供から希望があれば、学区制の特例というか、そういうものをつくる気があるかどうか、教育長に。

○教育長（東 修一君）

学区制の関係ですが、これは複数ある以上は法律で学区をつくるようになっております。基本的にはその学区に従って行っていただくと。余りこれを柔軟に対応しますと、またいろいろ問題も出てきますので、どうしても移らなくちゃいけない、さっき言いましたように不登校を起こすとか、いろんなこととか。

あるいは今、非常に家庭が多様化しておりまして、共働きの家庭が多くて、中学生ですから帰って一人で生活できないということはないんですが、小学校あたりは帰って一人でできないから、ばあちゃんがいる別な学区のほうに行きたいとか、そういう特別な条件がございますので、それについてはまた教育委員会の委員会できいろいろ検討さして、特例として扱っていきたいというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

この学校再編につきましては、当然地域から学校が消えるということです。100年を超す歴史を持った学校がなくなるということは、この地域にとってはもう痛恨の極みではないかなという気がします。

しかし、地域が廃れていくばかりじゃいかんでということで、地域の方々が協力しあって、何とか地域を盛り上げようと一生懸命頑張っている地域もあるのは、もう事実でございます。それは町長も教育長も十分お判りのことと思うところでございますが。

しかし、人口減、少子化というのは、もう目に見えてますます進行するだけで、その35年以降というのも、大体推計すれば出てくるんじゃないかなというような気がするわけですが。

これは通告をいたしておりませんから、町長にお答えを求めるかどうかですけれども、ただ少なくなっていくから、合併、合併でいけば、基本的に全部合併ということになるんですね。やはり人口を増やすためにはどうすればいいかと、この辺も同時にやっぱり考えていかんやならんとところがあると思うんです。この跡地利用についてもですね。

これは通告いたしておりませんので、答弁なしと言われればそれだけですけれども、大局的見地に立って、町長がその辺についてどのような考えをお持ちなのか、町長の思いというものを伺って質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

町政の今の現状を考えたときに、人口がどんどん減っていくということについては、本当に危惧の念を抱いているところでございまして、何とか人口をこれ以上減らさないとか、ふやすことについてはなかなか難しい課題でございますが、できるだけ減らないような努力、例えば企業誘致に対しましても、あるいは分譲住宅に対しましても、移り住んでいただくような、そういう方々を増やしていくということがまずは大事であるかと思っております。

少子化対策の問題についても、大きな柱に据えておるとおり、とにかくここに住んでいる人たちが、やっぱり生き生きと日々を過ごしていただくことが、また大事なことでございますし、できれば若者が町内にとどまっておいただく、そういうことが本当に大事であると思っておりますので、これは永遠なるこれからも課題になるかと思っておりますので、一生懸命取り組みをさして

いただきたいと思います。

学校の関係についても、ずっと歴史的にかかわりの深いものがございまして、学校がなくなるということについては本当に地域の活性化に大きな影響が出てくると、そういう懸念も抱いております。

そういうことで、何とか地域の振興につながるような、そういう利用計画というのは当然として、地域の皆さんと一緒に考えていかないと、行政が一方的にこういうのはいけんじゃろかいというわけにもまいりませんので、何とかシンボリックな学校に匹敵するような活性化対策というのは、いろんな知恵を出していく必要があるかと思っていますところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、岩元議員の質問を終わります。

△延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は、午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後3時34分

平成23年第6回さつま町議会定例会

第 3 日

平成23年9月13日

平成23年第6回定例会一般質問
平成23年9月13日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(18) 木下 敬子	<p>1 療育について</p> <p>(1) 療育施設「クオラバンビーノ」が4月に開設されたが、これまでの経緯と現況及び今後の運営の方向性について伺う</p> <p>(2) 当該児童が普通学校に就学する際の環境が整っているか伺う</p> <p>2 障害児の学童保育について</p> <p>(1) 長期休業中における学童保育の利用状況と今後の対応について</p> <p>3 乳幼児医療費助成制度について</p> <p>(1) 制度の利用手続きについて、申請手続きの簡素化に向けて検討する考えはないか伺う</p>
2	(2) 東 哲雄	<p>1 農業振興について</p> <p>(1) 本町は水稲と他品目との複合経営が主体であるが、園芸との組み合わせは取り組みやすいことから園芸作物による所得向上と産地づくりを更に推進すべきと思うが町長の考えを伺う</p> <p>2 農道整備について</p> <p>(1) 農道整備は計画的に整備が進められていると思うが、地元要望から着工まで長期間を要する。国の事業見直し等で厳しい中、早期着工の方策はできないか伺う</p> <p>3 地域振興について</p> <p>(1) 平江線に接した土砂捨て場が完了した後の活用策をどう考えているのか伺う</p>
3	(4) 米丸 文武	<p>1 森林・林業活性化対策について</p> <p>(1) 政府は、今後10年以内に国産材自給率を50%以上とする「森林・林業再生プラン」を作成して、平成23年度より本格実施することとしている。そこで町として、森林・林業の活性化をどのように進められるか伺う</p> <p>(2) 北薩森林組合の職員の半数近い14～15人の退職者があると聞くが、森林組合の果たす役割と、町有林・民有林の森林整備等に及ぼす影響をどのように捉えているか伺う</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>(3) 木材業者は昭和50年頃に当地域に50社近い業者がいたが、現在10社前後の事業者しかない状況である。一方、本町の65%の森林には主伐期を迎えた山林が増加しつつある。こうした状況を踏まえ対策を講じる考えがあるのか伺う</p> <p>2 山林管理条例の制定について</p> <p>(1) 木材搬出後の山林管理、災害防止について、伐採後採算の合わない材を伐倒したまま放置したり、搬出後の作業路の水切り処置などをせずに放置された山林が目立つ。山林保護、農地・道路等の災害防止のために、売り渡した所有者や購入業者に切り出し後の山林保護、作業道の保護処置を義務付ける条例を制定して被害防止に取り組む考えはないか伺う</p>
4	(19) 木下 賢治	<p>1 学校統廃合施策について</p> <p>(1) 基本計画(案)策定までの経緯を伺う</p> <p>(2) 計画(案)公表後、町民の種々の意見を聴取されたと思うが、現段階での所感を伺う</p> <p>(3) 答申を尊重するとあるが、対象となる児童、生徒の保護者や地域の意向は尊重できないか伺う</p> <p>2 学校統廃合の考え方と対象地域の地域づくり施策について</p> <p>(1) 計画策定にあたり、町長として提案等の関与があったのか伺う</p> <p>(2) 計画(案)公表から計画決定まで短期間である。行政主導ではなく民意を尊重した施策を望むが、町長の考えを伺う</p> <p>(3) 廃校跡地の活用策や対象校区の地域づくりの構想を提示した上での計画決定が望ましいが町長の考えを伺う</p>

平成23年第6回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成23年9月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
耕地林業課長 山口良一君	学校教育課長 山元芳彦君
健康増進課長 村山茂樹君	農政課長 平田孝一君
福祉課長 二階堂清一君	建設課長 三浦広幸君
総務課長 紺屋一幸君	災害復興調整監 松山兼二君
財政課長 下市真義君	
企画課長 湯下吉郎君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第6回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1、一般質問を、第2日の会議に引き続き行います。

まず、18番、木下敬子議員の発言を許します。

〔木下 敬子議員登壇〕

○木下 敬子議員

おはようございます。通告に沿って質問をさせていただきます。

保護者の念願であった療育施設「クオラバンビーノ」が4月に開設され、5カ月がたちました。速やかな対応により実現できたことは、関係各位の御尽力のたまものであると思っています。これまでの経緯と現況、そして今後の運営の方向性についてお尋ねいたします。

次に、当該児童が普通学校に就学する際の環境、受入体制が整っているかという点について教育長にお尋ねいたします。

二つ目として、障害児の学童保育についてであります。長期休業中における学童保育の利用状況と今後の対応についてお伺いいたします。

三つ目として、乳幼児の医療費助成制度についてであります。制度の利用手続について、申請手続の簡素化に向けて検討する考えはないか、現時点では償還制度がとられておりますが、この方法でしか無料化の手続ができないのか、この点についてお伺いいたします。

〔木下 敬子議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。木下敬子議員からの3項目にわたります質問にお答えをさせていただきます。まず、療育の関係についてでございます。療育施設「クオラバンビーノ」が、4月に開設をされたところでございます。これまでの経緯と現況について伺うということでございます。

少子高齢化が叫ばれる中、この町に生まれた子供たちが健やかに成長していくことは、町民すべての共通した願いであります。このような中であって、最近の子供たちの中に、あやしても笑わない、表情がない、言葉が遅い、こういったことなどの気になる事例が全国的に多くなってきております。成長段階での不得手な部分、少しおくらしている部分は、早期の療育でかなりのところまで改善できると言われているところであります。

多くの市町が子供たちのこのような発達障害、発達保障に積極的に取り組む中で、本町でも、この部分においては、行政としましてもおくれた部分があったのではないかと考えておるところでございます。私も就任をいたしましてから、途中で保健師の話を聞きまして、これは何とかせんないかなと思ひまして、いろいろと関係課の職員とも協議をしながら進めてまいったところでございますが。

本町におきましても、にわかに療育の機運が高まりまして、1年半にわたり関係者で協議を重ねてまいりました結果、この4月に町内での療育が実現をいたしましたところでございます。現在、5カ月経過をいたしまして、16名の方が利用登録をされております。利用者の方々の感想を聞いてみますと、通い始めて4カ月を過ぎ、子供もゆっくりではあるが成長をしていますという御

意見や、保育士さん方の温かい御助言や御指導を受けることで、身の回りのことが少しずつできるようになり、社会性が出てきて母親にとって大変喜ばしいことがたくさんありますというような御意見。

両親と話ができるようになり、さつま町で生活していく中で支えになります、こういったことなどの感想が寄せられまして、町にとっても必要な施設であるなということを改めて実感をしているところでございます。

町としましても、利用者負担の軽減を図るため立てかえ払いの期間をなくしまして、利用者負担を直接施設側に支払うように配慮をいたしたところでございます。先進地の事例からいたしまして、1年目で軌道に乗せることは困難であるということでございますが、5カ月を経過したところでは、収支のバランスに少しは不安が残りますけれども、おおむね順調に推移しているものと考えております。

なお、運営などを含めた今後の方向性についてのお尋ねでございますが、「クオラバンビーノ」を立ち上げるに当たりまして、毎月1回、行政側と施設側と連絡会を設置をいたしまして、現状や課題、利用者の意見などについて話し合いをしております。今後の方向性につきましては、このような場での意見を取り入れながら、発達に偏りやおくれがある子供たちと、その保護者とともに歩んでいける療育施設を目指してまいりたいと考えております。

また、利用者の保護者から施設側への要望といたしまして、母子分離、施設整備、給食についての要望も寄せられているところであります。

療育施設の財政運営については、報酬単価そのものが安いという関係もございまして、収支のバランスをとるとということについてはなかなか難しい面もございまして、療育施設を単に福祉事業としてとらえるのではなくて、さつま町の将来を担う子供たちの成長を支援するもので、町としましても、できる限りのかかわりを持ちまして支援をしていきたいと思っているところであります。

現在の児童福祉の水準は、障害を持っている子供がまちに生まれましても、そのまちによって育てる力があるかというところがありますので、そういうところまで、今、徐々にではございますが、進められてきていると思っているところでございます。

一番大切なことは、療育についての理解の求め方でございます。発達障害、またはそのおそれのある子供は、現在では全体の20%存在すると言われております。利用される方はまだまだ少ない状態でございます。療育は、子供たちが成長していく上で、少し不得手の部分、少しおくれしている部分を取り戻してあげるということで、必ずしも障害という言葉でくれないということもございまして。

保護者の皆さんはもちろんでございますが、一般の方々についても広く理解を求めていくことが必要ではないかと思っておりますので、そういった点で今後も努力をしてまいりたいと思っております。

次に、障害児の学童保育について、長期休業中における学童保育の利用状況と今後の対応についてのお尋ねでございます。町内での療育の実現にあわせまして、ぜひ障害児学童保育も町内で同時にスタートをさせたいという強い思いがございました。障害児学童保育の場合、養護学校に通学される方も利用されますので、養護学校のバスがとまる場所の近くに設置することが理想的であります。

幸いにしまして、宮之城ふくし園が障害児学童保育に取り組む意向を示されまして、町といたしまして、養護学校のバス停留所となっております鉄道記念館近くの旧宮之城法務局建物を使用させていただくことにいたしましたところでございます。

5月27日から、事業所名「みらくる」として運営されておりますが、現在の利用状況は、平日で3人ぐらい、土曜日で5～6人、今回の夏休み中は1日9人ぐらい、延べ140人から150人ぐらいの方が利用をされました。

潜在的な需要はかなり高いにもかかわらず、スペース的な関係もございまして、現在の利用者は養護学校に通う子供の皆さんの利用にとどまっているようでございます。

今後の対応としましては、事業者側の課題であります。長期休みなどの利用者が多いときだけの人員配置の問題があります。学童保育は、家庭や学校でもない第三の世界と言われております。このような場を通じて、地域とのかかわり、異年齢とのかかわりなど幅広い対応が求められております。

また、利用者が増加していく中で、場所をどう確保していくのかも今後の大きな課題となっております。

次の3問目の乳幼児医療費助成の制度について、制度の利用手続について申請手続の簡素化に向けて検討する考えはないかということでございます。

乳幼児医療費助成制度の件につきましては、これは、私の政策の大きな柱の一つである子どもすこやか育成宣言を掲げまして、その施策の中で、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持、増進を図るために、小学校就学前まで乳幼児の医療費については、保険診療にかかる自己負担額の全額を助成する制度を設けて取り組んでいるところであります。

この医療費助成の方法としましては、大きく分けまして二つあります。医療機関の窓口での支払いが不要な現物給付。それともう一つは、医療機関窓口で医療費の自己負担額を一たんお支払いをいただきまして、後日、役場に申請をして自己負担額が償還をされる償還払いがでございます。

また、償還払いにつきましても、毎回役場で申請する通常の償還払いと、助成申請をしていれば自動的に指定の口座に自己負担金を入金する自動償還払いがでございます。この乳幼児医療費助成事業については、後者の自動償還払いで助成する取り扱いにいたしているところでございます。

では、なぜこの方法によることになったのかということでございますが、確かに、この方法については手間がかかること、あるいは一時的に本人が病院の窓口で負担をしなければならないということで、多額になる場合がございます。申請手続の簡素化ができる現物給付の助成方法ができないかと、そういったことを求められる声もございます。

この事業につきましては、県の補助事業を活用して取り組んでおりますので、これは自動償還払いということになっているところでございます。県の補助事業を受けるためには、自動償還払いでということになっておるわけでありまして。

現物給付の助成方法を求める声があるということでございますが、当事業については、今申し上げましたとおり、県の補助事業を活用して取り組んでおります。

要望のあります現物給付を行いますと、結局、窓口の本人負担というのがなくなるのですけれども、これをやりますと、やはり本人負担がないということで無料になるわけでありまして、このことが多重受診につながっていくというようなことになりまして、結局は医療費の増につながると、そういった懸念があります関係から、県におきましては、その補助事業の対象が自動償還払いというのが条件となっております。

このようなことから、町としましては、こういった自動償還払いを適用しないと県のこういった補助金を受けられないということがございますので、このような自動償還払いで現在進めているというようなことでございますので、保護者の皆さん方についてはその辺の説明も十分する必要がありますかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

町民におかれましては、当初の1回の申請だけで、その後は国保連合会からの報告に基づきま

して、いわゆるレセプト点検をやりますので、その審査後に町が本人口座へ本人負担分を入金をすると、そういうシステムにしているところでございます。

なお、県外等で受診された場合におきましては、領収書を持参していただきますと償還払いの取り扱いをしておりますので、役場での手続が必要としているというようなことでございます。

以上、お答えをさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

おはようございます。普通学校に就学する際の受入体制、環境整備についてでございますが、現在、特別に支援が必要な児童生徒につきましては、専門家、学校関係者などからなる就学指導委員会で、就学前に就学相談を実施し、障害の状態や子供、保護者の意見等も踏まえ、特別支援学校、特別支援学級、通常学級等への就学を指導しております。

その結果、御質問の普通学校に就学する、つまり特別支援学級、通常学級へ就学するようになった児童生徒の受入体制、教育環境についてでございますが、全教職員の共通理解のもとに教育活動を進めますことを基本といたしまして、特別な配慮が必要なことから、該当の児童生徒が在籍する学校には、まず、特別支援学級を設置する学校には経験者を担任として配置し、通常学級に在籍する生徒に対しては、特別支援教育支援員、支援員と呼ばせていただきますが、支援員を配置し、担任と連携を図りながら一人一人に応じたきめ細かな指導ができる体制を整えております。

現在、該当する児童生徒が在籍する特別支援学級は、四つの小学校、三つの中学校にございます。それから、通常学級に在籍する学校といいますのが7小学校1中学校にございますが、その各校一人ずつ、8人の支援員を配置しまして、児童生徒の実態により年間120日、または180日の勤務をお願いしているところでございます。

特別支援学級には専門の担任を配置し指導しますとともに、通常学級に就学する児童生徒に係るこの支援員は、教員免許は持っていても単独で指導をすることはできませんけれども、担任の指導のもとにおける学習支援、車いすの乗りおりなど教室間移動等における介助、必要に応じて身支度の手伝いを行うなどの日常生活上の介助など、児童生徒の実態に応じた支援に努めております。

また、ハード面では、危険防止のために防護さくを設置したり、介助のために手すりを設置したり、トイレの改修を行ったりして、受入体制を整えておるところでございます。今後とも該当児童生徒が普通の学校で安心して就学できる環境を整えてまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○木下 敬子議員

最初の療育施設のことなのですか、現時点では16名の利用者の方が登録されているということなのですが、私は、さきの一般質問の中で療育施設を設立する要請をいたしました。そのときに、行政、事業所、保護者の連携を密にしてほしいということをお願い申し上げておきました。この件については毎月、連絡会もあり協議がなされているということでもありますので、また、保護者の要望・意見も十分に寄せられているということなので、安心いたしました。

保護者の要望も、すぐに対応できるもの、長い時間有するものなどがあると思いますが、事業者側とよく協議をして、しっかりと支援をしてくださるよう要請いたします。

ただいま町長は、町にとってとても必要な施設であるということを実感したとおっしゃられました。町長の支援の度合いで、このことに対して町長の認識がどれくらいあるかということをは

かれるのではないかと私は考えております。大いに期待して、見届けていきたいものと思っております。

ところで、こういった施設は大部分が町・市で立ち上げております。先ほど町長がおっしゃられたように、収支のバランスが非常にとりづらいということなどがあり難しいということでしたが、私は基本的には町で立ち上げてほしかったという思いも持っております。

ですが、町の将来を担う子供たちの成長は、しっかり行政で保障してあげるといった意味合いも持っていると思いますので、民間で立ち上げた施設であっても事業者任せにすることなく、支援するところはしっかり支援してほしいということ再度申し述べておきます。

事業者の方もとっても熱心に取り組まれていらっしゃいます。保護者の方が安心して、親子ともども楽しく過ごせる施設にしたいと抱負を話されていまして。始まったばかりで、まだまだこれからという施設ですが、温かい目でもって行方を見守っていただきたいと思っております。

次に、教育長のほうに先にお尋ねしたいのですが、就学児童の件なのですけれども、今、お話によれば受入体制も十分に配慮してやってきてくださっているということでしたので、現在では7小学校1中学校に一人ずつ、8人の教育支援員が配置されているということですが、まず、その方々は、ここでは特に発達障害について質問をしておりますのでこの件についてお尋ねするわけですが、専門的知識をお持ちなのかどうかということ。

また、もしこの支援員が3カ月とか半年とか長期休業をとらなければならないようなことが生じた場合に、すぐに補充ができるのか。といいますのは、入学前に療育を受けて学校に入学してくるわけですが、そのときに継続してそのような対応がとれるのかということ、また、教育支援員は担任補助が大きな役割であると今言われましたので、補充できない場合は担任に負担がかかり過ぎないかという懸念があるのでお尋ねするわけです。

また、支援が必要な子供は人とのコミュニケーションをするのが難しかったり、こだわりがあったりと、非常にデリケートな部分も持っております。その辺のこともあわせて今一度お聞きいたしたいと思っております。

○教育長（東 修一君）

三つの質問があったかと思いますが、まず、1点目の専門性ございますけれども、町単独で支援員は配置をすることにしておりまして、教員の免許を持っていることを前提にしております。その中で、私が直接面接もして配置をしておるわけですが、そういう認識を持っているかどうか、その専門性については、必ずしもその専門の大学は出ておりませんけれども、認識については大いに持っているというふうに考えております。

ここに特別支援教育支援員の報告書がございますけれども、例えば、このような形で報告を毎月出してもらうようにしているのですが、自閉症スペクトラムの診断を受けた児童が入学するに当たり支援の配置を受けると、入学前に保護者と管理職との間で児童の支援について情報交換を行ったと、それから、保育園からの移行支援シートをもとに管理職と担任で該当の理解を図ったと。

そして、支援員と担任が打ち合わせを行い、さらに入学してくる該当児童について全職員で見守ろうという共通認識を行ったというような、こういう形で必ずしも最初から専門という知識はないにしても、いろんなことを学びましてその人に応じた指導ができるような形で、私どももまた、この特別支援教育研修会というのも持ちましてその認識を深めるようにしているところでございます。

それから、二つ目の、この人の都合が悪くなった場合のその補充はどうかということですが、先ほど申し上げましたように、町単独で実施しております。県とか国を通す必要もござ

いませんので、適宜にその補充ができるように私どもは対応しているところでございます。

それから、三つ目は、それがいなくなれば担任に負担がかかるのではないかとということですが、できるだけ早く支援員を配置するように努めているところでございます。

以上でございます。

○木下 敬子議員

よく判りました。安心して子供たちが学校に行けると思っています。学校生活を送るすべての児童生徒が安心して毎日を送れるよう、細心の心配りをしていただきたいと思っています。

次に、一般教員に対してなのですが、この発達障害についての研修会が行われているかどうかということについてお尋ねいたします。

先日、新聞に、発達障害児の支援策を考えるという講演があり、その中で、特別支援教育支援員から、先生たちと連携をするため教員らが発達障害を学ぶ機会をつくってほしいという声が寄せられたとありました。このことは今では社会的な問題にもなっていることですので、こうした意見が出されるということは、一般的に見て教員全員が研修する機会が少ないのではないかと、うらぶけだと思のですが、さつま町の場合はどんな状況でしょうか。

○教育長（東 修一君）

事例を申し上げたほうがはっきりすると思えますけれども、例えば、ここに盈進小学校の計画がございしますが、4月11日、5月12日、6月、7月、8月、月にほぼ1回ずつ、まず全職員で校内研修会、これに事例研修会という形で該当児童生徒の実態を全教職員で把握し、担任だけでなく教職員の意見も取り入れながら、指導法について共通理解を図っているというようなこと。

それから、いろんな校内研修では、出水養護学校等からの専門家を講師として招聘しながら学習も続けていると、そういうようなことでございまして、ほぼ全教職員であったり、あるいは特別支援教育指導員であったり、管理職等であったりしながら月1回程度は研修をしますとともに、全職員にも事例研修等を通じながら該当児童の教育がしっかりなされるように、いろいろ研修を進めているというところでございます。

○木下 敬子議員

よく理解いたしました。次に移りたいと思えます。

長期休業中の学童保育の件であります。この障害児学童保育も保護者の強い思いから実現されたものであり、保護者の努力に敬意を表するものであります。先ほども町長の答弁にありましたように、現在は事業所「みらくる」として運営されておりますが、町長が今後の課題として言われましたように、利用者が増加していく中、今の場所は手狭であります。

ですから、これは事業者側の問題ではあると思うのですが、何とか場所の確保は行政側としても協力してほしいということを、先ほど町長もそういう考えをお持ちだということをお聞きいたしましたので、これは要請をしておきます。これからは学校の統廃合も進んでまいりますので、そういう件とあわせて検討していただければありがたいものと考えております。

ところで去年は、さつま町障害児の学童保育を実現する会の保護者が、夏休み中にサマースクール、冬休みにウインタースクールを開催いたしました。今年度も3回のサマースクールを行っていますが、このイベント型の学童保育をするに当たっては、ボランティアの確保と、経済的な面でもかなり苦慮していらっしゃいます。

先ほど町長も言われましたように、こういう面に目が向いていなかったというようなこともおっしゃっていただいたのですが、こういう前向きに取り組んでいる組織・団体に少しなりとも助成できないものかどうか、町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの障害児のこういった「みらくる」の関係、確かに利用者が増えてまいりますと、狭隘な所がありますので、不自由をおかけする点があるかと思っております。

今の場所のちょうど2階は別の事業の利用者になっております。この事業というのが23年度で一応終了をいたしますので、そうなりますとその2階があいてくるのかなと思っておりますので、当面はそういった利用も可能性が出てくるのかなと思っておりますので、そこは、その時期にまた十分配慮をしていきたいと思っております。

行く行くは、先ほどありましたとおり、将来的にはまた別の所も考えていく必要もあろうかと思っておりますので、それは、その状況によりまして検討をさせていただきたいと思っております。

長期休業中のサマースクール、ウインタースクールについても、昨年から実施をさせていただきまして本当ありがたいことだなと思っておりますのでございます。私も開所式には出席をさせていただきました。こういう形で、町内でも、この長期休業中に保護者の皆さん非常に御苦労があるようでございますから、こんな所で一緒に共同生活ができるようになるとありがたいことだと思っておりますので。

そういった活動に対する支援につきましては、元気再生事業というのを今新しく創設をいたしておりますので、こういった活用もしていただければありがたいと思っておりますので、できる分野はこれからもいろいろこういった支援につきましては積極的にやっていきたいと思っております。

○木下 敬子議員

今まで、障害児童生徒のことについてお尋ねしてきたわけですが、ここで保護者の思いをしたためた文章を御紹介いたします。

私たちの願い。我が子がお友達と楽しげにわいわい遊ぶ。子供らしく、放課後や夏休みや冬休みなど、長いに休みを楽しく生き生きと過ごしてほしい。そんな普通のことを経験させたい。長い間願ってきました。多くの方々のおかげで、平成22年度にサマースクールやウインタースクールを開催、平成23年度5月に学童保育が開設と、願いが少しずつ実現してきています。

さつま町で生活している我が子が、さらに地域の方々に温かいまなざしで見守ってもらえたら、もっと願いがかなうかもしれない。親としてできることは何だろうと思い、今回の講演会を企画しました。我が子が笑って過ごせる日を1日も多くつくるために、これからも親としてできることを取り組んでいきます。

以上のような文章が、講演会をしたときに皆さんに配られた中に入っております。

そして、最後に私のほうからもう一つ、繰り返しになるのですが、要請をいたします。私は、これらのことについて多少なりともかかわりを今まで持ってきたのですが、まだまだ理解されていないということを実感いたしております。さつま町の場合は、扉をほんの少しあけた状態と言ってもいいのではないかと思います。

発達障害児、身体・知的障害者のことを理解するために、いろいろな機会をとらえて勉強会を開催してほしいのです。正しい知識を持てば偏見もなくなまいります。障害のある子もない子も、子供はみんな支援が必要な存在です。しつけが悪いの一言で片づけられることのないよう、さつま町全体で子育てができる、そんな地域をつくっていかれるよう関係機関の密なる取り組みを要望して、この件については終わりたいと思います。

次に、乳幼児の医療費無料化についてであります。平成22年1月から始まったこの制度は、小さい子どもさんを持つ保護者の方から大変喜ばれておりました。が、その一方では、今説明をいただいたのですが、現物給付を望む声、これも大きくなってきております。

この事業は県の補助事業であり、事業の対象が償還払いであるということですので変えること

はできないのだと、難しいのだということは今、町長のほうから説明をいただいたわけなのですが、それを変えるのが政策、町長の腕の見せどころと言いたいところなのですが、我が町の乏しい財源をもってそれは無理なことだと思っております。

しかしながら今、若い夫婦は経済的に非常に厳しい状況にあります。毎月の生活費にもゆとりもなく、それを補充するボーナスも支給されていないのが現状であります。急にぐあいが悪くなった子どもたちを病院に連れていくときに、まず財布の中身を見て心配をしながら、そして、一つしかない小児科、もしそこが閉まっていたら町外にまで行かなければならない、そういうことも心配しながら。

病院の心配やら子供の心配やらお金の心配をしながら、そして看病をしていく、そういう若い母親の姿を想像をしてみてください。環境が整わなければ、幾ら少子化対策云々と言われても子供は産めません。こういう現状を町長は、町村会の会議やら県のほうに行かれたときに、関係の課もそうなのですが、いつもこういうことを訴えて、やっぱり制度の見直し、そういうことを要望をしてきていただきたいと思っております。

それから、先ほど現物給付にしない理由の中の一つに、多重受診につながるということを町長がおっしゃいました。私は、子供の場合には多重受診にはならないと思います。急に熱が出た子供を抱えて行くのが精いっぱいです。病院で見てもらいます。ぐずっている子をあやしながら、先生に気兼ねをしながら見てもらいます。

そういう状況にあって、2～3日薬をもらったりして、どうしてもぐあいがよくなるまいといったときにはほかの病院にまた診てもらおう。それは大人も子供も同じですので、そういうことはあり得ると思いますが、頭から受診が多重受診につながるのではないかということだけは、考えの中から払拭していただかないと、若い夫婦、小さい子供を持つ親にしてはたまらない気持ちであろうかと思えます。

質問というのか何というのか、私の思いなのですが、こういうことをいろいろ考えて、本当にこれが少子化対策に向かうように、ちょっと本題から離れるのですが、小児科の場合にも、小児科としてうたっているのは1軒しかございません。そういうところで、やっぱり医者確保、そういうこともあわせて検討をしていただくように要望をして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

乳幼児医療費の関係で、窓口負担をなくする現物給付、私も当初はこういう形でできないかということで担当課のほうも申し上げたのですが、ただ県の補助金をもらって実施をしているようで、県も非常に厳しい中でこういう補助制度をつくっておるものですから、やはり窓口負担が、直接受診をされた時点で全く要らないとなると、やっぱり多重受診という形につながるのではなかなという懸念があって、県の条件がそういうことになっているということで。

私のほうがそういうことをしているという意味ではございませんので、もし、県の適用にならないとなると県の分まで町が全部負担をせんないかんということで、かえって負担増になるというようなことをございますから、できたら県の補助事業をうまく活用して、町の負担分はすべて保護者負担には求めないということにしているわけでありますので。

私も、中学生までは入院費の分は無料にいたしました。できたら中学生までは医療費も無料にしていきたいとそういう願いも持っておりますので、今の段階では急にはいかないと思うのですが。

例えば、補助事業があるのは補助事業をうまく活用していく、このことが町の財政負担を少なくするということになりまますので、そういう面ではまた、県にはこういう実態がありますよと、

多重受診にはつながりませんよということも訴えながら、所管課のほうには、できるだけ現物給付のほうに取り扱いを変更していただくように要望は続けてまいりたいと思うところでございます。

小児科医の確保の問題については今、地域医療の問題で、郡の医師会もございしますが、その中でも北薩医療圏の中で、我が町においても、産科医にしろ、あるいはこの小児科の問題というのは大きな課題でございますので、こういったことも含めて何とかこの医療圏の中でお互いに派遣をし合うようなシステムはできないのかとか、済生会川内病院、あるいは川内市民病院、それから、出水の関係も含めまして今、お医者さん方一緒になってこの検討はいたしているところでございますが。

今のこの厳しい、医師、あるいは看護師についてもですけれども、不足な状況の中で、県を挙げて地方に十分派遣ができるようなシステムを何とか構築できないかということも、今議論になっているところでありますので、引き続きこの問題については強く要請も要望も続けていきたいと思っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、木下敬子議員の質問を終わります。

次は、2番、東哲雄議員の発言を許します。

〔東 哲雄議員登壇〕

○東 哲雄議員

先の通告に基づき、次の点について質問をいたします。

1点目は農業振興についてであります。本町は、水稻の割合が高く、水稻と園芸、果樹、畜産など他品目を組み合わせた複合経営が主体となっておりますが、特に施設を伴わない園芸との組み合わせは多くの人を取り組みやすいことから、面積拡大の可能性が高い園芸作物による所得向上と産地づくりを更に推進すべきと思うが、考えを伺いたい。

2点目は農道整備についてであります。農道整備は、計画的に整備が進められていると思っておりますが、地元要望から着工まで長期間を要し、作業の効率化など、その間不便を来しているところでございます。国の事業見直し等で道路、農道予算等の厳しい状況は判りますが、早期着工の方策はできないか伺いたい。

3点目は地域振興についてであります。平江線に接した土砂捨て場は、平成18年の豪雨災害復旧工事等により発生した土砂の搬入がされてきておりますが、完了したあとの活用策をどう考えているのか伺いたい。

〔東 哲雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

東哲雄議員からの御質問にそれぞれお答えをさせていただきます。

まず農業振興についてでございますが、水稻と園芸、こういった組み合わせによる所得向上、産地づくりということの御質問でございます。

本町の農業振興につきましては、平成18年度に計画を立てましたさつま町農業いきいきプランに基づきまして重点品目を設定をいたしまして、これまで推進を図ってきているところでございます。これまでの5カ年を総括して重点品目の栽培の推移を見てみますと、施設園芸のイチゴ栽培では面積の減少がありまして、そのほかトマトの栽培におきましては、新規及び後継者が就農もしており、栽培規模も横ばいというような状況になっております。

また、露地品目ではゴボウ、カボチャ、里芋を推進してまいったところでございますが、中で

もカボチャについては、水田での栽培面積の伸びとともに畑地での栽培が伸びてきております。平成22年度の栽培面積も、23ヘクタールに達してきているところであります。

このさつま町農業いきいきプランも平成22年度で5カ年の最終年となりまして、本年度から新たな5カ年計画をするために現在、計画立案の最終段階に入っておるところでございます。その計画の中で、これまで推進をしてまいりました重点品目や推進拡大品目を一部見直しをしまして、新たに白ネギとジャンボインゲンを加えまして推進をしていく考えでございます。

これについては、予算のほうにも計上させていただいたところでございます。カボチャ等の露地の園芸産地育成を進める上で、特に栽培を開始する際の生産資材費がかかるというようなこととございまして、さらに安定生産を目指していただくために、町といたしましては露地野菜の生産資材や優良種苗等の経費の一部助成を実施をいたしまして、生産安定と産地づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、販売支援につきましては、これまで大阪、京都、東京、それぞれの市場におきましてトップセールスも行っておりますが、これもまたJAと一体となりまして機会を見てまたやっていきたいと思っております。栽培技術支援につきましても、町内にあります青果物を取り扱う農協、青果市場、青果物取扱業者へ出荷を行う農家等へ、技連会において栽培指導を実施していくようこれまでも調整を行っているところでございます。

産地拡大推進につきましては、日常の恒常的な推進と、年に2回、推進座談会を、秋・冬作を8月に、春・夏作を2月に、町技連会園芸部会主催により宮之城青果市場等も加わっていただき開催をしているところでございます。今後もさつま町の目玉となる作物の産地づくりを進めまして、安定生産と農家の所得向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、複合経営についての考え方でございます。認定農業者の経営の実態に即しましてお答えをさせていただきます。本町の認定農業者の中で、水稲と他品目とのこの複合経営は約130経営体で56%、うち水稲と園芸の複合は約60経営体で26%となっております。複合経営の場合は、水稲プラス他品目で農業経営改善計画を作成をいたしまして、農業所得等の目標を掲げて適当と認められた場合に認定をいたしているところでございます。

しかしながら近年、米については、消費量の減少、生産調整、機械や資材の高騰及び価格の低迷などの要因から、収益率が下がってきております。現在の水稲経営の単独では、戸別所得補償制度を抜きにした場合に、15ヘクタール耕作して収支ゼロで、これ以上の耕作をして初めて黒字に転換すると、そういった試算も出ております。

したがって、水稲単独では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる年間農業所得を確保できないと、農業経営改善計画は成り立たないという現状にございますので、どうしてもやっぱりこの複合経営の場合は他品目の黒字部分で水稲分の赤字を補てんしていく、こういう経営実態ではないかと思っております。

このようなことから、ある程度この営農条件を同じくする水稲については、農作業の受委託、共同作業及び集落営農を推進をしまして、いわゆるコスト削減、効率化の改善を図って収益率を高める取り組みをやっぱり進めていく必要があるかと思っております。

水稲部分の改善を図ることで、複合する品目に対して重点経営が可能となりまして、この収益率も上がるということになりますので、このような農業経営と改善を理論的に、具体的に示しながら、御指摘のありました園芸作物による所得向上と産地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次の農道整備の関係についてでございます。農道整備については、地元要望から着工までには非常に長い期間がかかるところでございまして、お尋ねにありますとおり、この早期着工の方策

はできないかということでございます。十分御承知のとおり、国あるいは県の補助事業を導入をして整備を進めてきているところでございますが、この事業導入までには一定の流れで手続が進められるところでございます。

この流れを申し上げますと、1年目に地元要望に基づき県に申請を行うと。そして、2年目には事業採択が可能と思われる箇所についてこの計画書を作成をしております。そして、3年目に作成された計画書で国のヒアリングを受け、その結果事業を採択されれば初めて事業着工と、そういう流れになっておるところでございます。

このように、農業農村事業というのは、計画書作成や事業効果算定等に期間を要することから、要望から事業採択まで通常早くて3年はかかるような状況になっております。

議員御指摘のとおり、国の事業仕分けによりまして、農道整備に関する予算というのは過去の30%程度まで落ち込んでいるところであります。さらに、農道整備だけ単独で実施するということについては、該当する事業がもうないと、あってもなかなか採択が厳しいというところでございまして、当然としておしてくるということになっております。

この農道整備の関係につきましては、できればほかの事業と組み合わせを計画して実施する方法でないとなかなか先に進まないということがございます。御要望いただいている地域の方々には非常に御迷惑をかけておりますが、このような実情にあることを御理解をいただきたいと思っております。

今度新しい政権もできましたけど、今円高と景気対策の関係も論じられておりますが、これが具体的にどのような計画になっていくのか、三次補正、そしてまた来年度当初予算に向けての作業がこれから始まりますけれども、その中でどのような政策が打ち出されてくるのか、我々も関心を持っておりますけれども、そういう中では、できるものがあれば積極的に取り寄せていきたいと思っております。

次に、地域振興の関係について、平江線に接した土砂捨て場が完了したあとの活用策をどう考えているかということでもあります。現在、町道平江線沿いの宇津良迫を鶴田ダムの再開発事業の工事で発生する土砂の埋め立て中でございます。予定では平成27年度に鶴田ダムの再開発事業が終了をいたします。それと同時に、この約2.5ヘクタールの埋立地が完成する計画でございます。

なお、事業完了までには埋立地に接する山林への周回連絡道路等を整備いたしますと、最終的に平面としての利用できる面積というのは約2ヘクタールと見込んでいるところでございます。非常に広大な面積になるというふうに考えておりますので、御質問にありますようなこの活用策については、特に地元の神子地区の地域づくり活性化計画書でも、住みよい地域づくりの中で、ダム再開発事業に係る埋立地の活用がうたわれているところでございます。町の基本構想におきましても、総合的な水防活動拠点としての活用策を現在模索をしているところであります。

近年の災害において、想定外の雨量であったこと、あるいは避難場所となっている公民館も被害を受けたことなど報道されておりますが、これに対応できるよう近隣公民会にある急傾斜地崩壊危険箇所の緊急的な一時避難場所として、あるいはまた柏原、湯田などの各地に分散してある水防資材、ブロックとか袋詰め玉石、こういったものの、できたら置き場として活用し、あるいは災害時等に緊急に使用する応急用の仮設資材、大型土のうとか、そういった製作ヤードとして活用できればと考えているところであります。

もちろん、この跡地利用については、先ほども申し上げましたとおり、地元の神子地区でもいろいろお考えもあるようでございますので、その辺についてはお互いに協議をしながら、できる範囲のことはまた国土交通省あたりとも話を進めていく考えは持っております。

ただ、後々のこの維持管理ということもありますので、そしてまた、今申しあげましたような防災上の有効活用が図られるというようなことがございますので、これについては今後また十分協議をしながら詰めをしていきたいと思っておりますのでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○東 哲雄議員

ただいまそれぞれに答弁をいただきました。

まず、農業振興でございますけれども、先の新聞で、葉たばこも工芸作物ということで水稲と複合経営はされておったわけでございますけれども、23年度産で廃作希望の募集等もとられているということでございます。10アール当たり28万円の協力金ですか、そういうのが支払われるということが出ておりました。

北薩地方においても、半数を下回るぐらい減るんじゃないかという記事がありましたけれども、本町においては、この葉たばこの関係についてはどのような状況にあるのか、廃作申し込み、そういうものが情報としてあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

たばこ作の廃作の関係であります。23年、ことし現在で16名の方が22.25ヘクタール、たばこ耕作をされておりますが、本年限りでやめる方というのが、薩摩地区が6名、それと宮之城地区が1名ということで計7名の方がやめられるというふうにお聞きしております。

そうなりますと、現在15名ですから残りが8名ということになりまして、これまで本町にとりましては高収益が望める葉たばこ栽培だったんですが、ここ数年、病害虫の発生、それとやはり健康志向によりたばこの売り上げ減、そういったものもありまして、会社のほうでことしは廃作奨励金を10アール当たり28万円交付するというようなこともございまして、7名の方が一応廃作されるということをお聞きしております。

まことに残念なことでありますけど、いたし方ないことかなというふうに思います。

○東 哲雄議員

8名の方が残られるということでございまして、22年度の生産額等を見てもみますと、1億700万円ぐらいということでございますので、半分ぐらいになるということで大分落ち込むということでございますが、やめられた方がどういう経営転換をされるのか、そこ辺も含めて、やはり園芸のほうにも取り組んでいただければなというふうにも期待もするわけでございます。

さっきも町長のほうから説明がございましたけれども、野菜のほうで見てもみますと、22年度で9億9,400万円という数字が出ておりますけれども、トマト、イチゴが3億1,400万円ぐらい、それから、カボチャ、里芋、ゴボウ、ジャンボインゲン、白ネギ、1億5,200万円ぐらいです。そういうことで、共販、それから民間のほうに出荷をされているのが4億6,600万円。その他ということで5億2,800万円出ておりますけれども、これにつきましては直売所とかそういう部分だというふう聞いております。

一方、水田転作のほうで見ますと、これまで水田を活用したこの重点品目ということで3品目を進めてこられたわけでございますけれども、先ほどありましたように、カボチャは若干の伸びですが、ゴボウ、里芋については減少の傾向にあるようでございます。

きのうの質問にもありましたように、やはりこの転作では、WCS、そういうのが大きく伸びておりまして、団地化をすればまだ増加していく傾向にあるわけでございますが、やはり水田を活用したこの重点3品目というのが、もうある程度限界に来ているんじゃないかなというふうにも思っておりまして、やはり園芸振興を含めてさらに拡大するとすれば、畑作のほうでやっていかなければこの面的拡大はもう望めないんじゃないかと思っておりますのでございます。

それから、さっきの答弁で、今いきいきプランのほうを作成をしているということでございましたけれども、作成も大詰めに入っているというふうにも聞いておるところでございますけれども、ジャンボインゲン、白ネギ、これらにつきましては、22年度では1ヘクタールということでございますけれども、生産額から見ますと10アールで72万円、それから白ネギで42万円というような金額になるわけでございますけれども。

非常に高収益の野菜といいますか、産品ということで、今後またこのいきいきプランの中でもさらに進めていくんだという答弁がございましたけれども、まだこのいきいきプランが最終的に作成はされていないということでございますけれども、その辺についてちょっと詳しく説明をいただければと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

まず、たばこの廃作の関係でありますけれども、7名の方がやめられるということで、地域の中核的農家の方々だったわけですが、近年高齢化も進んでおります。ただ、たばこ作の中で、いろんな栽培技術、そういった小まめな管理等もされることに慣れておりますから、できましたら園芸等に誘導をしていきたいということで、11月ごろに農林技術協会の中で相談会を実施していきたいというふうに考えております。

それと、いきいきプランの策定状況ですが、現在策定を急いでおりまして、もう完成に近づいております。その中で重点品目の見直しの関係も取り組んでおりまして、これまで水田を主体としたカボチャ、里芋、ゴボウ、そういったものも推奨をできておりましたが。

議員のほうからもありましたように、本町の耕地の68%を占める水田がどうしても隣接し、普通作の中のそういった水田で園芸を取り組むのにはやはり問題があるというようなことで、畑地へどんどん移行をしているというような状況にあります。そういった中で、やはり畑地を使ったそういった園芸の取り組みというのを推進をしておりまして、その中で、今回見直しも考えております。

重点品目につきましては、これまで特色を生かした農業振興を推進することとして、園芸2品目、果樹5品目を推進することに今度はいたしております。その重点品目としましては一応イチゴ、里芋を、今回見直しをしております。

重点品目におきましても、農家の高齢化等によりまして面積が減少傾向にあるもの、ロットが少なく生産量をふやす必要があるもの、流通販売面で面積拡大に対応できるものなどがありまして、これらを考慮しまして一応5品目を積極的に推進を図る、拡大推進品目というものを設定させていただきまして、この拡大推進品目の中に、トマト、ゴボウ、カボチャ等を設定をいたしております。

さらに、比較的省力的で高齢者等でも栽培できそうな品目、あるいは価格等で有利に販売できそうな品目ということで、今回、ジャンボインゲン、白ネギ、そういった2品目も推進品目ということで設定をさせていただいているところであります。

それぞれ5年後の面積に向かって拡大計画を今策定しておりまして、ジャンボインゲンで、現在1ヘクタールあるんですが、これを5年後には3ヘクタールまで持っていきたいと、そしてまた収量も現在のものを少しでも引き上げていきたいと、そして白ネギについても現在1ヘクタールあるわけですが、これも10ヘクタールまでは持っていきたいというようなことで、一応計画を立てているところでございます。以上であります。

○東 哲雄議員

いきいきプランの内容をお聞きしたわけですが、カボチャについてはどれぐらいまで面積を持っていかれるのか。

○農政課長（平田 孝一君）

カボチャにつきましては、春と秋の2タイプがあるわけですが、現在20ヘクタールあるものを25ヘクタールまでは持っていきたいというふうに一応計画をいたしております。

○東 哲雄議員

カボチャは今、いろんなグループもそれぞれできているようでございまして、面積はある程度伸びてきているんじゃないかなと思っております。

今度、このトマト、ゴボウ、カボチャを拡大推進品目ということでございまして、その中でも、やはり多くの方が取り組めるといいますとやっぱりカボチャじゃないかと思っておりますので、その辺の推進というのが大事じゃないかなと思っております。それから、先ほど技術指導等を、いろいろ青果物の業者とかそういう方もやっているということでございまして、非常に大事な事ではないかなというふうに思っております。

これから町内の生産者は、それぞれ農協、それから卸売市場、それからその青果物業者、それぞれに出荷をされておられると思っておりますが、その中で、例を言えば、農協のほうで規格に合わないものが出てきた場合には、その別の民間のそういう業者の方で販売を全部やってもらうとか、やはりそういう横の連携といえますか、そういうことをしっかりつくっていくことがそういう生産者の所得の確保につながっていくわけですから。

やはりその役割というのを技連会、先ほど言われましたけれども、やはり町の職員も仲介役という立場でさらに頑張ってください、そのことが大事じゃないかなと思っております。特にこれから、今申しましたような横の連携、そういうものが流通の面で大事じゃないかと、そのように思っておりますけれども、その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

御指摘にありますように、こうして関係機関で構成します技連会というのがございます。こういう人たちが各専門部会を設けて、具体的にどのように推進をしていくかということを中心に話し合いもいたしております。

本当、おっしゃるとおり、こういう技連会の機能をいかに発揮をするかということが大事ではございます。役場のほうで事務局も持っておりますが、それぞれの専門部で関係機関、それぞれわかれて協議をいたす場がございますので、先ほどもありました園芸のこういう振興については、特に専門的な立場でまた協議をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

御承知のとおり、町とか農協、普及センター関係の技術者の集団でありますから、専門的な立場でいろんな意見も出しあって農家の皆さん方に移してしていく、そういう役割でありますから今後も十分この機能が発揮されるように努力をしてきていきたいと思うところでございます。

○東 哲雄議員

ぜひ、そうした取り組みを進めていただきたいと思います。そして、農業いきいきプランが最終的な段階ということでございますので、先ほど、拡大品目、推進品目等も示されましたので、目標数値等をしっかりと立てて、その中でこの農業振興と農業所得向上、これにつながる取り組みをしっかりと進めていただきたいと思いますというふうに要請をしておきたいと思っております。

それから、次に農道整備でございますが、先ほど答弁ありましたように、農道整備は財政負担等が伴いますので右から左へというわけにもいかない、それはもう判っているわけでございます。いわゆる基本計画、実施計画、3カ年のローリング、そういう中で実施をされていくと思っておりますけれども、ただ3年で実施、着工になればまだいいんですけど、4年も5年もかかってしまっているところも、やっぱり実際にあるんじゃないかなと思っております。

整備をしてもらおうということで、受益者の機運が高まって、そしてそれぞれ同意書をもらっ

て、そして要望書を出す。それから4年、5年経ってしまう。ある程度高齢の方がおられると世代交代をしてしまうんです。そして、今度はいざ着工となる場合、用地の交渉に行く、そういう場合にまた用地交渉が難しくなってしまう。そして4～5年たつ間に、この生産意欲ですか、そういうのもなくなってしまう、そういうこともやはり出てくるわけです。

農道には、一般公道的なそういう農道もあると思います。それと純粋な、いわゆる幅1.8メートルぐらいの農道もやはりあると思います。自立促進計画ですか、そういう中にも示されておりますけれども、そういう純粋な農道、そういうものについて町長は地区、箇所、そういうものは把握されておられるものか。

○町長（日高 政勝君）

農道整備については、非常に各地域からもいまだ要望の多いところがございます、今までも中山間地域総合整備事業の中でやってきておりましたけれども、これも一つはまた仕分けになったりということもございまして、なかなか今、国の考え方も厳しくなっている。基盤整備そのものが、やはり土地改良を含めて非常に見方が変わってきているというのが実情でございます。

中山間地域等直接支払制度等がありまして、その面で比較的幅員の狭いところとか、あるいは舗装してないところについては、大分そちらのほうでも整備がなされてきたのかなと思っております。

ただ、受益面積がかなり多くて農道も集中をしている地域については、何らかの補助事業等を取り入れてやらないと、なかなか進捗しないというようなことがありますので、できたらそういう事業を導入をしながら計画的に進めていくということが一番よろしいんですけども、計画をしてから実施まで3年以上はかかるというようなことになっておりますので、この辺については何らかの方策を考える必要がございます。

とにかく農道整備、単発的には非常に事業採択が難しい面がありますので、何らかのほかの事業とセットでできるものがあれば、そういう計画を立てて進めていくことも必要かなと思っております。

それで、景気対策でも今までどおりああいう形で出てくれば、少しずつでもそういうものを入れてやれないこともないんですけども、それが打ち出されてこない難しい面もあるところでございます。とにかく、いろいろ知恵は出していきたいと思っております。

○東 哲雄議員

なかなか県のほうの採択が厳しいということでございますけれども、その辺で、きのうもマニフェストの質問もありまして、100%着手し、また財政調整基金も28億円ですか、そういう話も出たわけでございますけれども、ここ数年国からの交付金ということで、今言われましたように、その中で対応されてきた部分もあるということはわかっております。

ですから、特に県の事業採択ということであれば、やはり要望活動、その辺もしっかりとやる必要があるんじゃないかなとこのように思っております。負担金を伴うのであれば、やはりそれなりに負担金は準備をしてやれるんだという、やっぱりその辺もしっかりと県にアピールしながら、そして事業採択に向けて要望活動をする、そういうことも大事じゃないかなと思うんですけども、その辺はその方策としてどのようなものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

県の皆さんとはもう逐次、振興局、あるいは県の本課等々で協議もいたしておりますし、そういう場も、具体的に今でもやってきておりますが、なかなか国の制度、あるいは県の財政の状況というのがありまして、我々市町村のほうではそういう実施の意欲はかなりあるんですけども、動いている全体的な中では早急にとるところまでいかないのが現実でございます。

そういうことで、町のこういう地域の皆さん方の要望に対しては、もう常々お伝えもしておりますし、また、実現に向かって何とかやっていただきたいということも申し上げているところでもありますので、今後も引き続きその辺については努力をしていく考えであります。

○東 哲雄議員

道路の整備につきましては、事業内容そして事業箇所があると思いますが、費用対効果といえますか、その辺も非常に大事じゃないかと思っておりますが、その辺については年次的にといえますか、事業採択に向けてそういう計画作成等をされる場合、やはりしっかりと検証されて、そしてその順位といえますか、その辺はされておられるものか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

要望をいただいている農道整備の関係については、その要望の内容によって事業がすぐできる、例えば事業費が少ない部分等については、事業があります。例えば農山漁村プロジェクト支援交付金事業というのがありますけれども、その場合は事業費が1,000万円から1,500万円ぐらいの内容の分ができるというのがございます。

そういう事業を活用できるということですが、例えば事業費がたくさんかかるような要望箇所等については、対象となる事業がなかなか見つけにくいということでもあります。

先ほど町長のほうからもありましたように、そういう農道については、中山間地域総合整備事業あるいは農地環境整備事業というような、ほかの事業とセットになった事業というのがありますけれども、その事業については現在町内で進めておりますので、新たにそれを導入するというのがなかなか難しいということでありまして、そちらが終わったらその地域に持っていけるというような状況であります。

以前はまだほかにもいろいろ事業があったというふうに聞いておりますが、また予算的にもつかなくなったということもありまして、なかなかこの農道整備単独ではできにくくなっているという実情であります。私どもは、要望箇所の古い部分については、できるだけ先にとということでも県とも協議をしておりますけれども、そういう実情でありますのでなかなか要望のどおり、順位どおりにはいってないという実情でございます。

○東 哲雄議員

中山間地域総合整備事業ですか、今後そういう計画がある所はいいんですけれども、それはないところもあるわけですから、その辺は特に、今後県のほうにもさらに強く要望しながら1日も早い着工、それを目指していただきたい、もうそのことだけです、このことを要請をしておきたいと思えます。

次に、宇津良迫のことですけれども、さきの答弁では一時避難場所とか水防資材とか災害時の資材とか、そういうことも言われておりますが、せつかく埋め立てて大きな面積も確保できるわけですから、さきにありましたように、地元のほうでもこれからいろいろとまた要望等も出てくるんじゃないかと思っておりますのでございます。

ダム公園等もあったわけですけれども、豪雨災害、また再開発、それから道路改良とか、そういうことで今、姿はなくなってきているわけですけれども、町としての構想もですけれども、やはり地元の方のこれからの要望も十分聞いていくということでもございましたので、そういう中で、やはり国土交通省のほうにも最終的な整備ところで相談できるところはやっぱりしていくべきではないかと思っておりますのでございます。

そういうことで、町長は国に対してもやっていくんだということでもございましたけれども、最後にもう一度考えをお聞きして終わりたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

ダムの再開発事業がもう既に着工になっておりまして、事業年度が平成27年度までということですので、大体この事業が終了をする前までには町としての考え方もしっかり出しながら、そしてまたは地元意見も、どこまでできるかというのがございますが、その辺のところもまとめながら国土交通省のほうにはお願いをしていきたいと思っております。

基本的には、先ほど申し上げましたようなことでございますが、やはりあれだけの広大な用地でありますから、有効活用を。

また、地元の皆さん方もこの再開発についてはいろいろと御協力もいただいております。それで、そういうこともあわせながら、災害があったときの一時避難的な場所とか、そういう形での活用とかいろいろ考えておりますけれども、そこはまた十分話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、2番、東議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時12分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、森林・林業活性化対策についてということでございまして、農林水産省は、平成21年の12月に「森林・林業再生プラン」を作成して、木材など森林資源を最大限活用して雇用環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へと転換するとして、次の3点を理念としております。

理念の一つが、森林の有する多面的機能の持続的発揮ということで、森林・林業にかかわる人材育成を強化するとともに、森林所有者の林業への関心も呼び戻し、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産など、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保するとしております。

2番目に、林業木材産業の地域資源創造型産業への再生ということで、林業木材産業を環境をベースとした我が国の成長戦略の中に位置づけて、木材の安定供給体制を確立するとともに、川下での加工・流通体制を整備して、山村地域における雇用への貢献を図る。

3番目に、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素化社会への貢献ということで、木材をマテリアルからエネルギーまで多様の段階に利用するとしております。また、化石資源の利用削減に貢献して、低炭素社会の実現に貢献する。

また、木材利用の拡大が、林業、山村の活性化、森林の適切な整備、保全の推進につながっていくことの国民理解の醸成にも取り組むとしておりまして、今、我が国の森林につきましては、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある。しかし、路網整備や、施業の集約化のおくれから生産性が低く、価格も低迷する中、森林所有者の関心は低下、相続などで自ら山林

の所有をする意識すら低下してきているというふうに言われております。

このようなことでは森林の適切な管理に支障を来すことも危惧されていることから、今後10年間をめぐり木材の自給率50%を目指すということで、23年度より本格的実施することとしております。この中には、国はもちろん都道府県、市町村、森林組合や所有者の役割まで諸項目について取り上げてございます。さつま町においても対象となる山林が多く存在しておりますので、この国のプランを受けて本町の森林・林業の活性化と森林整備計画について町長の考えをお伺いさせていただきます。

続きまして、森林組合の職員の半数近い14人から15人の退職者がいると聞いておりますが、森林組合の果たす役割と、町有林、民有林の森林整備等に及ぼす影響をどのように捉えておられるものかお伺いします。

3番目に、木材業者は昭和50年ごろに当地域に50社近い業者がおりましたけれども、現在10社前後の事業者しかない状況でございます。一方、本町の65%以上の森林には主伐期を迎えた山林が増加しつつあります。こうした状況を踏まえて、これらの対策をどのように講じられる考えなのかお伺いいたします。

大きな2番目といたしまして、山林管理条例の制定についてということで、木材搬出後の山林管理、災害の防止について、伐採後、採算の合わない材を伐倒したまま放置したり、それから搬出後の作業路の水切りの処理などをせずに放置された山林が目立っております。

山林保護、農地、農道等、また人家災害防止のためにも、売り渡した山林の所有者や購入業者に、切り出し後の山林保護と作業道の保護、処置を義務付ける条例を制定して、被害防止に取り組むお考えがないかお伺いをして、1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員からで出されましたそれぞれの項目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、森林・林業活性化対策についてでございますが、国は「森林・林業再生プラン」を作成をいたしまして、10年後の木材自給率を50%以上を目指すということでございまして、これまでの森林計画制度の見直し、あるいは森林経営計画に基づいたまとまりのある施業の仕組みづくり、低コスト作業の確立、担い手林業事業者の育成等によりまして再生プランをより実効性のあるものにしていくことといたしておるところでございます。

また、本年度におきまして、世界の森林の減少とか、劣化を食いとめて、持続可能な森林等の利用促進を図っていくというようなこと等で、国連においても「国際森林年」ということを定めているところがございます。

このようなことから、町といたしましても、国あるいは国際的な流れの方向というのが本格的に動き始めたということでございますので、より地域の実情に合った市町村森林整備計画、いわゆるマスタープランの策定や町有林等についての集約的な森林経営計画づくりに努めまして、実効性をもって計画を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、2番目の北薩森林組合の職員の関係でございまして、町有林とか民有林の森林整備等に及ぼす影響をどのように捉えているかということでございます。

昨日の平田議員の御質問にもお答えをいたしましたところでございますが、ことしの5月から8月にかけて、職員11名の方が退職になられたということでございます。元来、森林組合という組織においては地域の森林整備の核となる存在でございまして、事業推進を図るについては極めて重要な役割を果たしてきているところでございます。

このような中で、多くの職員の退職者があったということでございますので、今後の事業推進にも影響が出てくるのではないかと、私も含めて心配をいたしたところでございます。さつま町の関係者が特に多いというようなことをお伺いしておりましたが、その後、退職者の補充がなされておまして、さつま町出身の方が事業課のほうに二人ほど配置をされておるようでございます。

だんだんとまた組織の体制も充実が図られていくものと考えております。ただ、ここしばらくは停滞が懸念されますので、町といたしましても、町の各種の事業に支障が出ないように森林組合にもその辺の体制充実については、組合長にはお願いを申し上げたところでございます。

次に、主伐期を迎えました山林の関係について、こうした状況を踏まえて対策を講じる考えはないかということでございます。町内にも非常に優秀な林業事業体が幾つかございます。また、今回の「森林・林業再生プラン」のところでも申し上げましたように、担い手の林業事業体の育成も重点事項となっておりますので、今後も認定林業事業体についてはふえていくことも考えられますので、そういった対策も必要であると考えております。

こういった主伐期に対しての対応につきましては、町といたしましても現在、森林組合に対しまして助成をいたしております林業担い手育成対策補助を、それぞれ認定林業事業体のほうからも申請され、意欲が示されれば、そういったところ等につきましても助成できないかということも含めて検討をしてみたいと思うところでございます。

次に、山林管理条例の制定の関係につきましてでございます。

御指摘にありますとおり、搬出後の山林管理、災害防止につきまして、伐採をしたまま放置をしていると、そのことがやっぱり災害の原因となっているということもありますし、やはりこの作業路の水切りの処置の不徹底と申しましょうか、そういったこともあるようでございまして、今後の災害の未然防止のためには、そういったしっかりとした整備についての条例を制定をすべきでないかというようなお考えでございます。

森林法の中で、伐採及び伐採後の造林の届け出制度というのが定められておまして、樹木の伐採だけじゃなくて伐採をしたあとの造林計画まで事前に届け出ることになっているところでございます。現状におきまして、町内のそういう業者の方に限らず、県外からもそういうことで作業に入っていらっしゃるというようなこともあるようでございまして、いろいろと伐採後の処理の仕方について問題が発生をしているようでございます。

なかなかこの届け出制だけではその辺が徹底しないのではないかというようなことでございます。確かにそういう面があるかと思っておりますが、この条例制定をしてその辺の規制をかけるということになりますと、また法的ないろんな制限も加えるということになりますので、どの辺までこの条例の制定が可能であるかということを含めまして、今後十分検討をしていきたいとは思いますが、今しばらくはそういった期間もいただきたいと思っております。

やはりしっかりとしたその辺の整理についても、今は指導をいたしておりますけれども、その辺が徹底はできないという面もあるようでありますから、さらに指導力を発揮するというのも大事でございますし、関係の皆さん方が山の公益的機能が十分発揮されるような役割というのを十分認識をしていただいて事業管理に当たっていただく、このことも大事でありますので改めてそういったことについては啓発をしてみたいと思うところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○米丸 文武議員

今回の国の「森林・林業再生プラン」の中を見てみますと、具体的にいろいろ項目で取り上げてございます。我が国の今までの林業を取り巻く実態というものを、本当によく調べて、その改

善すべき点というものが細かく上げてございます。また、森林・林業基本政策検討委員会というのが設置されて、その中でいろいろと討議もされてきておりまして、ここに最終のまとめも私は持ってきておるところでございます。

国の果たす役割、それから県の果たす役割、そして市町村、森林所有者、木材業者、そういうような方々の仕事に取り組むところまで細かく上げてございますが、しかしながら、これを受けてさつま町の中でどのようにこれを進めていくのかというようなところが一番重要じゃないのかなというふうに私は思うわけございまして、本町の森林整備計画というものがつくってありますが、これを受けてどのようにされていっているのか、また今からされるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

市町村森林整備計画の見直しの関係でございますが、ただいまありましたように、国の方針の転換によりまして、森林計画制度の見直しをされるということで、県の地域森林計画も見直し、そしてそれぞれの自治体の市町村森林整備計画も順次見直していくということで、現在、県の地域森林計画の見直しをされているという段階でありまして、それが終わり次第、市町村の整備計画も見直していくということになろうというふうに思っております。

その計画が見直されますと、それを今度はその下におろしていくということになりますから、現在、森林組合等で作成をされておりますそれぞれの森林計画であります。それも見直すということで次回からは森林経営計画という形になるということでございますけれども、それも年度内に整備をしていく形になるというふうに考えております。

○米丸 文武議員

今まで森林組合が担ってきおった部分も、いろいろ業者とか専門家、そういう方々も入れながら推進していくと、計画等については森林組合が中心になっていくような形を目指すというふうなことになっておるとのことだろうと思っております。

今後の森林組合のあり方というものもここで大きく変わってくるのかなという気もしておりますが、何しろこの森林組合というのは、地域の中の多くの山林の所有者の方々が出資された公の一つの団体・組織でございますし、大変役割も大きいわけでございます。

しかし、先ほども申しましたように、これに関して従事するいろんな業者の人たち、行政、そういうものも一丸となって推進していく。また、山林の所有者の方々もそれを守り、推進していかないと自然環境破壊というようなものにもつながりますし、また収入にもつながらないというようなこともあります。

先ほども申し上げましたけれども、若い方々が山林を相続されましても、山はもう要らないというような考え方が本当に広がっております。

私も林業の関係の仕事をしておりますけれども、境界すらわからないというようなことで、放置が物すごく多いというようなこともございます。これは木材だけではなくて、竹林においてもそういうようなところもあるようでございますので、ぜひ今回そういうようなものもしっかりと計画の中に入れていただいて、この森林を守っていただくというような形で進めていただければというふうに思います。

次に、森林組合のことについてお伺いをいたしますけれども、昨日も平田議員のほうから質問がございまして、11名が退職しました、経験者を二人、それから、別に一人を採用して対応するという説明がありました。今、町長のほうからは、多少の影響はあるかもわかりませんが、何とかなっていくんじゃないかというような答弁でございましたけれども。

やめていった職員の方々、このさつま町を長年経験をしながら、それこそ境界ですとか山林

の所在、それから森林所有者の方々とも本当に密接な関係を持って今まで事業に取り組んでおられたわけございまして、この間私も総会に出席していろいろ質問をしましたがけれども、組合長の答弁では、ここに3人ぐらいの方々と、それから緑の雇用で研修した者を入れたり、それから、川内、出水、長島のほうからの応援をもらって対応するという答弁されておりますが。

やはり地形、それから組合員の方々を知らない、なかなかその事業はうまくいかない、信頼関係もまだ今からつくらないかんというようなこともありますので、今から先の森林整備においては、いろんな支障がまだ出てくるだろうというふうに思っておりますが、何しろ退職をされているという結果になったことですから、これをやはり組合員の方々に影響が及ばないように最善の努力をするということも、町長も要望をするということでございましたので、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思っております。

それから、私も先般総会に出まして質問しました中で、どうしてもはっきりしないところがありました。これを町長にお聞きするのは、組合のことだからどうかと思いましたが、さつま町も2,400万円からの出資を組合にしておりますよね、これは見てみますと出資額の8%を占める出資者になっておるわけです。この出資というのはやはり町民からのいろんなものも含まれるという、広い意味ではそういうことだろうと思っております。

ここの不明朗な会計処理があったという説明でございまして、これに対してはどうしても当日の質問に対して明確な答弁がなかったわけでございますが。

やはり組合員としては、しっかりとその内容についてはただすべきであり、また、向こうは発表すべきであるというふうに私は思って質問をしたんですが、答弁がございませんでしたけども、そのことについて町長のほうにその後何か説明があったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

8月25日、阿久根市で北薩森林組合の総会がございまして、私も御案内いただきましたので出席をさせていただきました。その中で今、米丸議員からございましたとおり、議員のほうからも当日この問題について御質問がなされて、私もその内容を聞いて初めて、ああこれはまた大変なことがあったんだなあということを実感として受けとめたわけでありまして。

その前にいろいろ間接的には聞いておりましたので、組合とされましても、こういう話が出ておりますけどできたら総会前に説明をしていただきたいということで、所管課を通じてお願いをしておりましたら、総会が済んでから組合長と事業課長がお見えになりまして、私もいろいろお伺いしたところでございますが。

議員が総会のお尋ねになったとおり、その辺についてはなかなかよう判らないと、不良債権だというようなお答えがあったようではございますけれども、その総会のおきは。

要は、薩摩東部森林組合時代のその辺の会計処理上のまずさがあったのか判りませんが、取れるものが取れなかったということの累積の額になっている、そんな受けとめ方をしましたけれども、総会のおきもありましたとおり、特別に背任行為とかそんなことはないんだというようなことであつたようございまして、ただ私どものお願いしているような事業そのもの等についてはどうなんですかと聞きましたら、それはもうしっかりと経理をしながらやっているんだというようなことございまして。

いろんな委託事業とかあるいは補助金を流してやっておるそれらについては、きのうもお答えしましたとおり、事業の実績において検査をしておりますし、県と国といっしょの事業で上乘せ10%というようなことありますので、県のほうも当然として現地に入って検査をしておりますので、これはもう間違いのないことであつて、しっかりとその辺は適正な執行がなされ

ております。

そういうことで、補助金もそのまま支出をしているわけでありましてけれども、事業執行そのものについては、私は何も問題はなかったと思っております。ただその辺の経理の仕方というんですか、そういうところがはっきりしなかったのか判りませんが、最後のところまではちょっと判りませんが、お伺いしたところはそんな感触を受けたところでございます。

とにかく公共性のある組織でありますから、その辺は明確にしながら信頼を置いて執行をやっていくべきだと思いますし、やはりいろんな林家の皆さん方からですが、公共団体からもうお願いする以上は、しっかりと内容を明確にしながらやっていくべきであろうと思っておりますので、その辺は改めてまた私どもも要請はいたしたところでございます。

なお、事業執行上の問題についても滞りがないように、その体制の充実については整えていただきたいというようなことはお願いをいたしたところでございます。

○米丸 文武議員

22年度に森林組合が行っておる森林の整備事業だけを見ますと、1,461ヘクタール、金額して7億2,200万円、町のいろんな事業を推進してきているんです。これだけの大きな事業というのは本当に少人数では賅っていけないと私は思うんです。

そしてまた、現在も本町も森づくり推進員の方を25名委託をされておりますよね。それで、所有者の方々の間伐の推進等を一生懸命取り組んでいただいておりますが、この間聞いたところでは、どなたが担当になっておるのか、どういうふうにしてすればいいのか、まだはっきりしないというような話も聞きますよ。

もう既にその影響が出てきつつあるというようなことでございますので、こういうような一つの大きな国の制度を利用しながら森林の整備をしようと思っておるところに支障を来すというのは、もっと強力的に推進していかれる体制を要望するしかないのかなというふうに思います。

今、森林組合はまた、その組合の中でいろんな事業を直接担当しているのもございますし、国・県のほうから町を通過して行っている事業もあります。そのような状況でございますので、そういうこともしっかり町長も御認識いただきたいというふうに思います。それと、きのう平田議員の質問の中にありましたけれども、以前は森林組合の採算性の問題がありまして、1億円の融資をして再建をすると、利子を払らわんで済むような形で再建を進められてきたというようなこともあわせて、職員等の福利厚生等に対する助成もしてきております。

今、森林担い手育成対策事業の中で、そういうような形で3分の1ずつ、やはり支援をされていると思うんです。この23年度で180万円ぐらいの予算が上がっておるようでございますが、そういう公共性の高い一つの事業所を、自治体としてもまた支援をしておりますし、県のほうもいろいろやっておるわけでございますので。

そういう職員が大量にやめるということに対し、やはり何らかの組合の中での責任体制というのが、職員との信頼関係、そういうものが壊れたんじゃないかというふうにも感じておりますので、そういう点について、やはり抜本的な対策を森林組合でもとられるように申し入れをしていただきたいというふうに思います。

そのようなことで、恐らく、今年度はこれだけの事業は推進するのは無理になるだろうという判断をしますけれども、このことにつきましても森林の所有者の方々に、間伐の推進は申し入れたけれどもどうなっているんだという話も出てくるんじゃないかと思っておりますので、しっかりとその点については対応して説明していただきたいというふうに思います。

この件についてはそのようにお願いを申し上げまして、次に入りたいと思っておりますが、もう町長も御存じのとおり、木材価格の低迷、それから海外の輸入、それからハウスメーカーによる工場

生産による建築の増加、マンション等による新築の割合の増加ということで、木材の需要が減ってきて、木材の価格が低迷しているというようなこともありますと同時に、また一つは、先ほど国のいろんな政策の中に、再生に向けた中にも具体的に上がっておりますが、要するに機械化による生産コストの低減を図らないと、今の状況ではお互いに厳しい関係上、木材が高くないと進まないというようなこともありまして、木材産業を担っておりますその業者がこういうふうに来てきたというふうに私は把握しておるんでございますが。

やはり国も今からいろんな形でそういう業者の育成、それから支援、従業員等の従事者の確保も腰を入れてされるようでございますので、町として、先ほど林業担い手育成対策補助ですか、このようなものでも申請があれば検討したいというようなことでございますけれども。

そういう助成ばかりじゃなくして、建設業者の方々もありますけれども、竹林のほうでも協力をいただいておりますのでございますが、そういう方々も暇なときだけということじゃなくして、それ以外の部分もやっぱり対応をしていくというようなことを進めていただかないと、これは進んでいかなければいけないかというふうに思います。

私は、前に有害鳥獣でも申し上げましたけれども、この再生プランの中に、里山の中で広葉樹林等の植栽を伐採後にしていきなさいよというようなことも上がっておりますが、今後の森林整備計画の中に、そういうものも具体的に築き上げて、続けていくというようなことをされる考えはないのかどうか、その点についてお伺いしたいと思うんですが。

○耕地林業課長（山口 良一君）

広葉樹の育成ということを考えないかということでありました。今、森林の中で人工林が60%を占めております。

充実期を迎えつつあるという状況でありますけれども、皆伐ということになると、あとの植林が義務づけられているということで、非常に厳しい面もあるところでありますので、人工林の今後について、できるだけ択抜をしながら、そのあとに広葉樹を植え込んでいくという形の針広混交林という呼び方をしておりますが、そういうやり方を進めていったらという、県もそういう考え方を持っているところであります。

もちろん国もそういう考え方がありますので、私どももそういう方針に沿った形で人工林については進めていく、そういう計画を市町村森林整備計画の中にも入れ込んでいきたい。

広葉樹の関係であります。この川内川流域について広葉樹が、しいを中心非常に質状のいい木がとれるということでもありますので、もちろん、いわゆる広葉樹の整備というのもあわせて進めていきたいと、そういうのもできれば計画の中に搭載できればと、そういうことで進めていければと思います。

○米丸 文武議員

山林の果たしているいろんな役割というのが本当に広いわけでございますので、いろんな環境の問題から有害鳥獣の問題、それから所有者の所得にもつながる、そういうようないろんな幅広い分野でのことで大切な部分ではなかろうかと思っておりますのでお願いしたいと思います。

次にまいりたいと思っておりますが、山林の管理条例の制定についてということで、町長の考えをただしたところでございますが、町も伐採届けをすれば、いろんな指導事項ということで、伐採搬出に当たっては、土地の保全、水源涵養、環境保全等を配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないように十分留意してくださいと。

搬出作業路及び運搬に使用した道路の補修等を行い、後日、災害、苦情が発生しないようにしてくださいというような文書を配布されております。これはそうなんです、先ほど申し上げましたように、今、町内の業者もだんだん少なくなってまいりまして、山林はどんどん成長してい

ると。

そういう背景を受けまして、都城ですとか小林、人吉というようなところから大型機械を持ってまいりまして、山をバンバン切り開いて、コストがかからないように不要な部分については林地にふっかけてそのままですとか、山の中でも切り倒したまま、短く切って処理をするわけでもなしに置いていく、というような状況の山が最近本当に目立っております。

今度の雨でも、北求名のほうで、水が作業道を伝わって農道に入ったり、水路をふさいだり、それから町道をわたって町道の側溝をふさいで、路面を洗ったり、田んぼに流入したりというような被害も出ております。前からございましたし、また、下のほうに人家があるところについては、水が集中して土砂崩壊の原因となって危険性があるというふうなことで、私のところへ電話が来たりしたこともございます。

また、18年の災害のときでしたかね、国道267号線、搦地区の上の町有林の部分の作業道から水がまとまってきて、国道をふさいで、下の人家の進入路まで土砂が流れていったというようなことで、通行止めで大変な対応をされたという、こういう大きな事故につながる可能性があるわけでございます。

ですから、法的に規制をするのはどうかというふうなことでございますけれども、しかしながら、側溝をきれいにしたり、雨水を分散して、それぞれ一つに集中しないようにする管理をなさないと、今の作業はそういう作業道等をつくらなければコストが高いということですので、町で、そういう一つのある程度の基準というものを設けて、これを守ってくださいよというようなことくらいはすれば、私はいいんじゃないかというふうに思います。

また、山林の所有者の方々も、結局は自分のところの被害になったときにはどうなんだということになります。他人はなおさらもらい被害ですので文句も言いたくなるでしょうというようなことですから、所有者の方々も業者に売るときには、こういうことはしっかりとしてくださいよと条件を出す。

そうしなくて、もし起こった場合は責任を持って復旧してくださいというようなことになっていきますからというぐらいのことを言うていくためには、そういうような条例ぐらいのものをしないと、私は進んでいけないような気がします。

幸いに町内の業者の方々も、やっぱり顔が見えていますのでそういうようなことはありませんけれども、本当に大きな機械を持ってきたところが、そういう荒れたところが目立っておりますし、また被害も出てきておりますので、そういうことについては私はもうちょっと検討いただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今、議員が言われるように、伐採後の木材を放置をしたり、あるいは道路をそのまま放置をされるということは非常に後々問題があるとは認識をいたしております。その対策として何かないかということでもあります。

今、いわゆる伐採届の関係の中でしておりますけれども、それでまだちょっと足りないということではありますが、森林計画制度の見直し、先ほど来ありますように、ことしするようになっておまして、町でもその市町村森林整備計画の中で見直しをするということでもあります。

伐採届の関係もいろいろ問題があるということから、見直しをする方向で検討されておることでもありますので、この伐採届の中に、もう少し強くできる形で取り込めないかということをもまず検討をしながら、それでも無理ということがあれば次の段階で検討すると。今まだそこまですりゃ行ってないということでもありますので、まず、そちらのほうを優先して検討をしながら。

条例を制定している自治体が、県下にはない、九州内にもないと、今の段階ではないということでした。四国のほうになると、急峻なところが多くてそういうところもあるかもということですが、条例でそういうことをしているところははっきりと今の段階で把握はしてないんですけれども、九州内にはないということでもありますので、もう少しそこらあたりも調査をしながら、そういう被害がない対策というのは大事でありますので、検討していきたい。

○米丸 文武議員

そのようなことで、先ほども申しましたけれども、皆さん御存じかどうかわかりませんが、実際のところは、できれば地元の業者をやはり活用していかないと。

今、外部から来られた方は、その買った会社があり、作業する人みんなそれぞれ下請みたいにな形になっていて責任がないんですよ。だから、買った人に言ったら「言っております」と言うし、会社は、「はい、作業する人に言っております」というようなことで、結局、最終的にはどこがどげんだったか判らんごとになってしまっている状況でございます、後の管理というのは本当に徹底していないというのは実情でございます。

災害が出たら町にもやはりそれなりの何らかの補助を下さいというようなことも出てくるわけでございますし、そういうようなことで、町内一丸となって町内の山林の場合にはそういう被害が出ないような対策というのは、私は本当に進めていくべきだろうと思っておりますので、検討するというようなことでございますので、進めていただきたい。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、米丸議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時03分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、19番、木下賢治議員の発言を許します。

[木下 賢治議員登壇]

○木下 賢治議員

通告しました学校の統廃合についてですけれども、私ども議会が行った報告会で感じたことは、反対意見もあるにはあったわけですが、相対的にはこれだけ少子化が進めばあきらめムードかなという感じがしておりました。

しかし、基本計画（案）が公表された今になって、寄り合いのたびに学校問題が話題となり、反対意見が多く聞こえてくるようになりました。町長、教育長の考え方は、昨日の答弁である程度認識できたのですけれども、私の視点からの質問に思われるがままに忌憚なく答弁いただければと思います。

最初に、教育長に施策についてなんですけれども、ある程度の報告は受けておりますので、簡単でいいですので、基本計画（案）策定までの経緯を伺っておきたいと思っております。

2番目に、以前、全員協議会で、教育長に、我々議会並びに町民からの提案は聞く用意があるかとただしましたところ、前向きな提案であれば受けるけれどもバックするような意見は聞けな

いという答弁をいただいた記憶がございます。計画（案）が公表後、町民から多くの意見を聴取されたと思いますけれども、現段階でのそういう意見に対しての所感を伺いたいと思います。

3点目は、計画（案）の中に答申を尊重するとあります。私の地元の座談会でも、答申に沿って進めるという教育長の答弁でした。対象となる児童生徒の保護者や地域の意見は尊重できないか、伺っておきたいと思います。

次に町長にですが、学校統廃合の考え方と対象地域の地域づくりの施策についてでございます。

まちづくりのトップとして、廃校地区の沈滞化は想定されているでしょうし、これは町の大きな変革に値すると思うのですが、計画策定に当たり、町長としてその委員会に提案等の関与をされたか、されたのなら、どのようなことをされたのかお聞かせいただきたいと思います。

2番目に、平成19年の6月から4年間かけてできた、この計画（案）であります。私たち議会にも、来年の6月には最終判断を迫られております。計画（案）の公表から決定までの期間が短期間であるというふうに感じますし、もっと私たち議会との議論もでしょうが、町民との対話、行政主導ではなくて、やはりそういう民意を尊重した施策を希望するわけですが、町長の考えを伺いたいと思います。

最後に、そうそう簡単なことではないですが、きのうも答弁はありましたが、廃校跡地の活用策や、対象校区の地域づくりの構想といますか、当然その地域は地域民がつくり上げていかなければならないわけですが、学校がなくなるということの地域への影響というものは大きなものがありますし、町としても支援策を提示した上で計画の決定が望ましいと思うのですが、町長の考えを伺って、1回目の質問とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

〔木下 賢治議員降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

1点目の策定までの経緯についてでございますが、本町におきましては、御指摘のとおり、社会経済情勢の変化によります大幅な児童生徒数の減少に伴いまして、学校教育の諸問題に適切に対応することが喫緊の課題となっているところでございまして、平成18年3月策定されました町総合振興計画の教育文化部門の分野別計画に、学校規模の適正化の検討が位置づけられております。

これに基づきまして、平成19年6月に、町民の皆様の考えを客観公正に聞くため、各界、各地域の代表、学識経験者からなる19名で組織されるさつま町立学校適正規模等検討委員会を設置し、2年間をかけて本町の学校規模の望ましいあり方について検討をしていただきました。そして平成21年6月、「さつま町立小・中学校の規模等の適正化について」の答申をいただいております。

その後、平成21年度、22年度前半にかけて、その答申をすべての公民館、単位PTAへ説明し、意見等を集約しております。その内容につきましては、議会の皆様へも報告いたしましたが、町民の皆様にはホームページによりお知らせしたところでございます。このような状況を踏まえるとともに、県内で取り組んでいる先進地を視察したり、資料を取り寄せたりしまして、さつま町立小・中学校の適正化計画基本計画（案）を策定したところでございます。

具体的な基本計画（案）の策定につきましては、通学距離などの地理的状況や答申の趣旨に基づく規模を当面維持することを念頭に、小学校におきましては合同修学旅行とか、宿泊学習や交流学習などの連携の状況等をみまして、また中学校におきましては教科担任制でありますことから、その教員数を確保できる複数学級の維持が当面見込めることを総合的に勘案して策定したと

ころでございます。

2点目の現段階での所感を伺うとの御質問ですが、基本計画（案）の策定の説明につきましては、議員の皆様にも説明しました後、6月28日から説明会を実施しているところでございまして、まず区公民館長や単位PTA会長へ、そして町政座談会で約半分の12地区に説明をしたところでございます。

各学校PTA、この中には保育園、幼稚園の保護者にも出席を要請してございますが、このPTAの説明は、今月から開始したところでございまして、現在6校に説明をしております。

基本計画（案）に対する意見としましては、小規模校同士の再編では、近い将来、また再編が必要になるのではとの心配から再編の組み合わせに関する事、計画どおり進めるのかという再編スケジュールに関する事、通学区域に関する事、通学方法に関する事などの意見が出されているところでございます。

まだ説明する予定の半分も済んでおりませんが、児童生徒数の急激な減少や今後の推移予測、本町14小学校のうち半数以上の8校で複式学級となっている現状、また中学校の教科担任がすべてそろわない現状等を説明する中で、小規模校の再編を進め教育環境の整備を図ってまいりますことについて、教育の活性化を図る観点から理解を得る努力を進めているところでございます。

3点目の、対象となる児童生徒の保護者や地域の意向は尊重できないかとの御質問でございますが、今回策定しました基本計画（案）は、先ほど申し上げました学校適正規模等検討委員会の委員の2年間の協議による答申をいただいておりますことから、基本的な考え方としまして答申の趣旨を尊重する方針で進めているところでございます。

今もございましたように、こういう学校再編の重要課題につきましては、いろいろな考え方があり、また該当地域とそうでない地域では考えに大幅な違いがありますことから、客観公正に検討していただきました答申を尊重するという基本的な考え方は、御理解をいただきたいと考えております。ただ、御指摘のとおり、保護者や地域の方々の意見につきましては、答申の説明の際にもお聞きしましたが、今回も十分お聞きしたいと考えております。

この中で、一人一人の意見をお聞きしますが、いろいろな考え方があり、この中には相反する意見もございまして、その意見をすべて生かすというわけにはいきませんので、今のところは区全体の意見や、単位PTA全体での意見としてまとめた考え方であり、答申に沿った意見等であれば地域の意向として尊重し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長 東 修一君降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

学校統合の統廃合の関係につきましては町長の考えをということでございますので、お答えをさせていただきますと思います。

まず、学校教育の振興、子供の健全育成、こういった課題につきましては、私の町政の中でも大きな柱として取り上げて、これまでもいろいろな対策を講じてきているところでございます。基本的なところにおいては、学校教育法の第1条には、この公立学校の設置というものにつきましては、地方公共団体が設置をするということを規定をされているところでございます。

このようなことで、今回の学校規模の適正化の基本計画（案）につきましては、御案内のとおり、合併後の平成18年にさつま町総合振興計画の中にも位置づけをされた重要事項でございます。

これに基づきまして、学校教育の関係につきましては、教育委員会のほうで所管をしながら学

校適正規模等検討委員会、先ほどから出ておるとおり、こういった検討の組織をつくりまして協議をしていただき、その答申の趣旨を尊重して基本計画（案）が策定がされたということになっているところでございます。

もちろん町民の皆様のご関心、非常に高いところでございます。歴史的に長くかかわりが深くて、いろんな機会を通じて、校区を中心にした運営もなされているというようなこと等がありまして、学校がなくなるということについては、大変な状況になっていくというふうには思っているところでございますが。

これはあくまで、これだけの少子化が進んで、子供たちの学校教育はどうあるべきかということを考えてときに、決してこれを見過ごしてはならない時期にあるということ、このような総合振興計画の中でも位置づけられたことと思っておるところでございます。このことについては、策定に当たりまして、議会のほうでも十分御審議をいただいたところであると思っておるところでございます。

答申の説明におきましても、私のほうにも逐一その状況を報告をしていただいております。通常の教育の分野、教育行政の関係については、法律で、この組織の関係とか、あるいはこの運営については、しっかりと教育委員会の中でやっていくと、専門的な機関として位置づけがされておきまして、独立機関でありますのでむやみに町長部局のほうからいろんなことを言うということについては、適当でないというような位置づけがございますが。

ただこの問題につきましても、やはり町政の大きな課題ということもございまして、総合調整権という意味合いもございまして、これについてはやはり町長のほうでも、今後の大きな歴史的なことでもございまして、一緒になって考えることが必要であると思っておるところでございます。

これまで、教育委員会のほうで、この答申に基づきまして基本計画（案）の策定をしていただいたところございまして、その策定の過程におきましても状況を逐次報告をしてもらっております。当然のこととして、いろんな意見交換もしておるところございまして、そういったこと等を踏まえて、策定をしてもらったということでございます。

次に、学校統廃合の考え方と対象地域の地域づくり施策の関係でございます。平成19年に、こういった検討委員会に諮問がなされまして、それから2年間という期間を経まして、21年の6月にこの答申が出されたということでございますので、組織についても、先ほどからございまして、町民の皆様方の御意見を客観公正に聞くということで、各界、各地区の代表とか、学識経験者でもって組織をされた検討委員会でございます。

そういうことで、委員の皆様方が現状等を見ていただきまして、今後の教育のあり方とはどうあるべきかということ、本当に真剣に、そしてまた慎重の中に御検討をされた結果のこの答申でございますので、行政が一方的にこの案を策定をしたということでは決してないと、やはり民意を踏まえての計画になっているというふうにご考えているところでございます。

現在、この計画（案）を地域の区公民館、あるいは単位PTAのほうに説明をして回っておりますが、説明会でもいろんな御意見が出されております。これらを参考にして、再検討をしなければならないというふうにご考えております。本町の学校教育の実情等を見聞きしますときに、無限の可能性を秘めた児童生徒が、これからグローバル社会の中で幅広く活躍をしていく、こういう世の中になっておりますし、切磋琢磨する中で社会性等を培う必要がございます。

このような観点から、学校教育は、子供の教育はどうあるべきかの視点に重点を置いて考えることが必要ではないかと思っておりますので、そういう活動が十分展開できるように、こういった総合振興計画でも位置づけをされたというふうにご考えておりますので、そういった計画に従っ

て、この時期を失せずに行っていくことも重要であるかと思っているところでございます。

それと、学校統廃合の対象地域での地域づくりの施策との関連でございます。廃校跡地のこの活用策、地域づくりを示した上で計画決定が望ましいということでございますが、どちらが先に示すべきかということもありますけれども、先ほどからございますように、児童生徒数というのがここまで激減をしている現状を見ますときには、やはり将来を担う子供たちの望ましい教育環境を整えていくというのが喫緊の課題というふうにとめております。

地域づくりと同時に、並行で検討することは理想と考えているところでございます。

地域づくり活性化計画も各区において策定をしていただきました。それぞれ立派な計画ができておまして、それに向かって確実な実践計画が進んでいくことを願っておりますし、行政でも支援ができる分野については支援をしていきたいということで、いろんな支援体制もとっておりますし、財政的な面も、そういう行政の支援で必要な部分については準備もいたしているところでございます。

そういった中で、跡地の活用策については、当然として、行政が一方的にこの案を示すということよりも、やっぱり地域に密着した地域の振興に関係するような形の跡地の活用策というのを検討する必要があるかと思っておりますので、その辺については今後も活用検討委員会なるものも設置をしていただきながら、十分なる検討を地域と一体となって進めてまいりたいと思うところでございます。

今、統廃合の検討の第一案ができましたので、その説明でございますので、その中の時点で、あわせて跡地の利用を示すものということについては、なかなか物理的にも、まずは統廃合のこの辺の理解を示していただくことが前提でなければ、あわせてこの計画まで一挙に出していくと、余りにもそれこそ行政一辺倒ではないかと、そういう地域の理解が得られるのかという見方もないとも限りませんので、やはりこの辺は十分慎重にやっていかざるを得ないのかなと思っているところでございます。

もちろん、地域のそういう振興というのは、一応は統廃合のこういった今の現状、また今後のあるべき姿というのを御理解をいただいた上で、進捗の過程で一緒になって考えていく、そのことが大事じゃないかなと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○木下 賢治議員

それでは、順を追って質問してまいりますけれども、時間が大分経過しておりますので、最初の経緯については割愛させていただきたいと思っておりますけれども、1点だけ教育長、先ほど、先進地の研修というのが報告されたわけですが、県内でそういう統合を目的とした地区を先進地とみて研修されたように聞こえたわけですが、

統合するところだけが先進地と決めてかかって行動すること自体に疑問を感じて、こういう質問をするわけですが、私ども議会も小規模でも一生懸命頑張っていくまちを勉強させてもらいました。そういう意味で、検討委員会も教育委員会も双方を見比べる研修というものをされたかどうか。

○教育長（東 修一君）

今ここに書いてあります先進地といいますのは、南さつま市とか薩摩川内市、行ったのは南さつま市でございますけれども、あるいはいろいろ資料を集めましたのは、薩摩川内市、垂水市、西之表市がでございます。

それから、小規模を生かしているということにつきましては、宮崎県の五ヶ瀬町でしたか、これは私ども教育長会議のほうで講師に呼びましてお話をお聞きして、現地には行っておりません

けれども、その状況等もお聞きして検討したということでございます。

○木下 賢治議員

それでは2番目に移りたいと思いますけれども、これまでの教育長としての所感を尋ねたわけですが、計画の中に、特認校制度は再編と同時に廃止というふうに記されております。

私どもは、区の研修で先月、始良市の北山地区で研修をさせていただきました。子供は6名ですが、私どものまちよりもすごく山の中といいますか、山村でした。

そこに特認で20名の児童を呼び込んで、学校を中心にその地域が一生懸命地域活動をやっている姿を勉強させてもらって感動したわけですが、特認校制度を廃止とする理由についてちょっと疑問があるから聞くわけですが。

きのうの質問で、中学校は2校にする理由として、セーフティーネットというか、一方の学校になじまない子供を受け入れる体制としての配慮で2校制というふうな話があったわけですが、小学校においてもそういうことも考えられないわけではないと思いますが、特認校制度を廃止しなければならない理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、特認校制度の通学途中で学校が廃止になった場合に、その対象となっている児童への対応をどのように考えていらっしゃるのか。

○教育長（東 修一君）

この特認校制度を廃止する理由でございますが、そもそもこの特認校を設置いたしましたのは、小規模校の活性化を図るという観点から、平成14年度あたりから導入をされているようでございます。

今、その形で進めているところでございますが、平成18年の総合振興計画の中で、学校の適正規模化の検討を図るというような形で大綱ができておまして、その方向で検討しますと、この特認校をやっておりますところが、例えば柘野小は地元の生徒が5名、特認校生が7名という形になっておまして、やはり学校の活性化を図る観点からは、やっぱりここらあたりから適正化を図っていく必要があるというふうに判断をいたしまして、特認校制度は廃止するところでございます。

そして、廃止した後の対応はどのようにするかということでございますけれども、もし今の計画（案）どおりにいったとしますと、平川小学校に行くことになりまして、例えば柘野小の特認校生は、もし希望すれば平川小学校に行っていただくと、ただ、ここあたりがまた非常に複雑なところでございますけれども、特認校を認めるような学校というのは、もう盈進小校区しかないわけですね。

そうしますと、御案内のとおり、薩摩地区にも、鶴田地区にもいろんな小さいところがあるわけですが、そこまで拡大するのかと。これは旧町時代にできましたあれのようでございますので、この特認校制度を旧宮之城町だけで、盈進小が大きいということで実施しているわけですが、改めてこれを考えますときに、ほかの学校の、例えば旧薩摩町の学校とかそういうところも対象に広げなくちゃいけないと。

ところが、適正化を図ると言いながら、またそれを広げるというのもこれは矛盾をするというようなことでございまして、あえて特認校制度は廃止をするとしたということでございます。

そして重なりますけれども、特認で行っている生徒は卒業するまでこの再編する学校に行く希望があればそこに行っていただくと、ただ今、財政的な援助もしておりますが、これについては、今のところはもう財政的な援助はしないと、ただ卒業するまでは再編した学校を希望すればそちらのほうに行っていただくと、そういうふうに考えております。

○木下 賢治議員

私に入ってきたそういう住民の意見というものを続けるわけですが、ただいまございました平川小のことなんですが、平川小へ統合する計画の学校域のうちに、平川小へ行くのであれば、盈進小のほうが良いというような声も聞こえてきます。

また、あわせて、平川小へ統合する紫尾小の中学の学区のことなんですけれども、宮之城中となると思うんですけれども、現在の紫尾小区からのそういう異議的なものは聞かれなかったか。

○教育長（東 修一君）

具体的に、現在の紫尾小校区の者が平川小を卒業して、宮之城中に行くか鶴田中に行くかということですが、原則としては、やはりこの既得権というのは今のところはできるだけ尊重したいと、したがって平川小学校に行き、その中でどうしても、お兄さんが鶴田中に行っているから向こうに行きたいというようなことであれば、特別な配慮を要する生徒ということで、その既得権を生かすという形で、紫尾小校区の者は鶴田中に行くような形で取り扱いたいというふうに思います。

ただ、紫尾小が平川小に統合して宮之城中に行きます場合に、バスなんかの通学的手段等をもし確保したとしますと、平川小から鶴田中に行きます場合は、通常の通学、今までのそれになりますので、そちらのほうには、遠距離通学で補助をすとか、そういうこと以外は特別なバスを出して鶴田中まで送ると、そういう交通手段は従来どおりと。

希望があれば行ってもいいけれども通学手段は自分で確保していただくと、そういうふうを考えております。

○木下 賢治議員

通学手段のことについても、もう自分の判断でされるんだから自分でしなさいというふうなことでしょけれども、そういう子供を主体として考える学校再編の制度だけに愛のない判断のように聞き取れるわけですが、ここで結論が出るわけではないのでこれ以上は進めませんが、計画の配慮事項の中に、児童生徒の環境変化にできる限り配慮をするとあるわけですが、どういう事例が想定されて、対応策をどのように考えていらっしゃるのか。

○教育長（東 修一君）

できるだけ環境の変化に配慮するといいますのは、これが、何らかの形で意思統一を得まして24年の4月あるいは6月そこで決定を見ますと、実際にやりますのは26年の4月開校でございますので、この1年間の間にその対象になっている学校の合同授業とか、そういうものを作って環境にならしていくと、そういう考えでございます。

○木下 賢治議員

まだまだ配慮しなければならぬことがあるような気がしますが、また次の段階にしたいと思います。3番目に地域や保護者の意向を掲げたわけですが、私の地元の保護者が、「自分の子供は、複式でもいいからこの学校で学ばせたい、多ければよかちゅうもんじゃなか、6年後は今よりも8名増えて42人になるのに何で統合せんやならんと、これぐらいの規模でなぜ小学校ができないのか」と言って、私に食ってかかってきたわけですが、

私は「そう思っているのであれば、議会報告会や座談会に、おまえたちが来て言わんでよ」と言い返したわけですが、返ってくる言葉が「どうせ言うたち、聞き流すばかりでもう決まったことじゃって言うたち一緒や」というような投げやりな言葉があつて、その後もいろいろやりとりして問答はしたわけですが、そういう保護者の意見を聞いた中で今回の質問をせんないかん責任を感じたのは事実であります。

私の持論なんですけれども、やはり中学校は大きく統合すべきだろうと私は思います。私の地元でも、きのう岩元議員からあつた中学校1校制についての意見が多くあります。これについて

は、きのう答弁いただいておりますので、答弁は求めませんけれども。

しかし、小学校は、極端な、10人とか20人、そういう学校はでしょうけれども、ある程度の小規模の学校でもいいのではないかというような感覚があります。その理由としては、学校が統合して、今の校区から児童が出て行けば、少なくとも今よりも地域と学校、児童とのかかわりというものは、少なくなってくるでしょう。

小学校期では、勉強や体位の磨き合いといいますか、そういう大きな学校でなければできないことも大事でありましょうけれども、親もなんですが、地域にもはぐくまれて培う情操教育や、生まれる郷土愛といいますか、小学校期には、私はメンタル面のほうが重要じゃないかというふうに感じるからでございます。これについて、教育長、私の持論なんですけれども、感じられたことがあれば。

○教育長（東 修一君）

私も正直に言いまして、今、議員の述べられるような考え方を持ったりもいたしましたし、心情も判らないわけでもございませぬけれども、40人といいますと、1学年6～7名の生徒でございませぬ。

そういう中で、例えば同じ学年でドッジボールもできないと、そのような状況を考えますときに、教育的にどっちが本当にいいのか。それは多い意見ではございませぬけれども、地域の方々いろいろ言われますけれども、やはり保護者の中にはできるだけ大きなところでやっていただきたいと、小学校の中でもですね。

そういう意見も、当初の説明の段階でもありましたし、そういうものも含めながら総合的に判断をして、今のような状況で、完全複式学級から第一次的にはやっていこうというようなことでもございまして、完全複式というのは2学年合わせて16名を超えないと、1年生の場合は8名を超えないということでございませぬので、教育的な観点からそのような形にさせていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

○木下 賢治議員

小学校で廃校となるところが、少ない学校で9人から、多い学校で56人の学校も廃校になります。ならないのが80人の学校から513人、盈進小ですけども、これは極端ですが、それを一つのルールでくくっていいものだろうかというふうを感じるわけです。

私の心にやはりある程度の小規模の学校でもいいんじゃないかという考えがあるだけに、やっぱりそういう考えになるわけですけども、もう一步踏み込んだ区分で検討ができなかったものかということが1点。私、この前、野田首相の弁に心を打たれた言葉がございませぬ。就任時、論破じゃなくて地道な説得の必要性を説かれました。私は感銘したわけなんですけれども。

教育長はやはり教育のプロとして、さつま町の教育を預かる責任者として、トップとして、そういう統合するなり、その必要性といいますか、メリット、あるいはまた逆のデメリットのそういう情報を対象となる保護者や地域に提供して、やっぱり最終的な判断は、これから統合の対象となる保護者の最終的な判断にゆだねたほうが将来的にはいいんじゃないかというふうな感じを持っております。

理由の一つとして、町がこういう形でやりますからといってルールに乗せてしまえば、町がさせたので後の面倒は全部町が見てくれるというふうに町民が、そういう感覚になってしまったら私はいけないと思うんです。

まちづくりというのは、町執行部もですけども、私たち議会もなんですが、やっぱり住民パワー、町民の力を借りて、両輪でいかなければまくれないものであるでしょうし、町が決めて一つのルールに乗せてしまえば、一から十まで行政として責任を持たなければならないふうになる

と思いますので。

その対象者となる保護者が、自分で最終的な判断をしたことであれば、自分たちで決めたんだから自分たちでできることはせんないかんという一つの使命感にもなりますし、それが住民パワーとなって、やはり今後のそういう学校教育といいますか、その運営がスムーズにどうか、むしろそっちのほうがやりやすくなるんじゃないかという感覚がございます。

これぐらいで置きますけれども、簡単に教育長の考えをお答えいただきます。

○教育長（東 修一君）

本当に住民の皆様のご理解を得てやるというのは、私も本質的には同じでございます。ただ、ここあたり私も非常に悩んだんですけれども、小規模校はいろいろあるわけなんですけれども、この学校をやってこちらの学校はやらないと、それが果たしてみんなの理解を得られるかと。

ですから、一般に共通な部分としまして完全複式学級という形にしたわけですが、その中にも非常に特徴的な教育活動もやっておりますし、やってないとは失礼ですが、一生懸命やっているけど成果が出ないと、そういうところもありまして、これを科学的なデータで皆さんにここはやりませんと、ここはやりませんとというようなことは、同じ町内ではできないというような形で判断をいたしまして、ある程度の線を決めたと。

この線を決めたのは、先ほどから何遍も申しますように、行政が決めたんじゃないなくて、審議会の答申に沿ってその中から決めていきましたと。過去のことを聞いてみますと、この審議会では、いろんな方々が、最初はやらないというような形で審議会の答申をつくるときには出たそうなんですけれども、会議の2回目ぐらいまでは全然話もまとまらなかったそうでございます。

それではいけないと、子供たちのためにどうあるべきかということでこの審議会を設置をしたというようなことで経緯を聞いておりまして、今申し上げましたとおり、ある程度の線を決めなければ、ここはやりませよ、ここはやりませよということでは、よっぽど科学的な教育のデータがなければ、例えば、同じような規模でAはやってBはやらなかったとか、そういうふうにはできないのではないかと、このように総合的に判断をしたところでございます。

それから、この点は、審議会を設置してある程度の意見は聞いて、それに沿ってやっていると、そこで民意を聞いて、皆さんの意見もお聞きしたというような形で御理解をしていただきたいのですが、今はまだ始めたばかりでございますので、私は今後も必要があれば地域の皆様方といういろいろお話をする中で、何とか納得していただくような形で話は進めていくべく一生懸命努力するつもりでございます。

○木下 賢治議員

次に、町長に伺いますけれども、教育委員会は教育委員会なりのそれなりの権限も法律でうたわれておりますので、町長が言われることも重々判るわけなんですけれども、町のトップとして、まちづくり全体の責任者として、町長はこういうまちのあり方というか、そういう構想があっても提案があったのかなというふうに感じたから質問を出したわけでございます。

計画（案）を、6月の末ですけれども、議会、あるいはPTA会長会、館長会、そして、マスコミに公表をされました。

その後に課長会への報告というのがあったようですが、以前、町長からは職員一体となって、職員のノウハウを結集してというような言葉も聞いたわけなんですけれども、やっぱりこの学校統廃合という政策の影響というものは、先ほどから言いますように大事であるだけに、もうちょっと職員からそういうアンケートなり、意見を収集して計画の策定に当たることはできなかったかということをもっと聞きたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから、この基本計画というのか、第一案ができるところまでは、教育長のほうからございましたとおり、答申というのが、皆さんの意見を聞く、この第一段階のそういうところを踏まえての策定でございますので、それを無視をした形で幅広く意見を最初から聞けば、これはまた、このまとめ方というのは非常に難しいものがあるのかなと思っております。

やはり、そういう公的な場でそういう組織をつくって、公平的に意見を聞くということにして、その結果で計画（案）を教育委員会として策定をしていただいた。また、その過程においても、先ほどからございますとおり、逐一報告もいただいたところでございます。

具体的に出す前には、やはり、職員の皆さん方の御意見も聞いたほうがいいのではないかなということで、課長会あたりでも一応出して意見を聞く間もあったと思うのですが、具体的にここをこうしたらということまでは至っていないと思っております。

やはり、こういう民意を反映し、尊重した上での計画（案）になっておりますので、これを基本的に覆すとか、そういうところまではなかなか意見としては出てきていない、言いつらいところもあろうかと思うのですが、地域の皆さんから、各界、各層から意見を踏まえてのこの答申でありますから、それに沿った計画（案）ということでの皆さんも御理解があったというふうに思っているところでございます。

先ほどから申し上げますとおり、これは歴史的に何十年も続いた中で、新しい時代にこういう変化があるものですから、いつかはこれからの方向に向かってしなければならない、そういう場面に遭遇したわけでありますので、こういった将来の教育、子供さんたちのあるべき姿というのを持ち出しをしながら正しい方向に向かっていく、このことも非常に大事なことであると思っております。

学校については、小学校は特に地域との密接なつながりがありますので、本当、心情的にはつらいものがございますが、ただ、これを見過ごしはできない、そういう状況になっていることだけは御理解をいただきたいと思っております。

○木下 賢治議員

次に、民意の尊重ですけれども、先日、私たち議会は、町女性団体連絡協議会との意見交換をさせていただきました。それぞれの団体の活動内容を書類でもって見させていただいたわけですが、PTAとしての活動計画の中にも、この学校の統廃合についての検討というような文言がないわけです。

6月末に公表をされたわけですので、当然、それ以前に本年度の計画が立てられたわけですからでしょうけれども、この4年間PTAとして、どうも私は関心が薄いなというふうに感じております。

実際、今、PTAの役職をされている方は多分、高学年の方が多くはないかと思いますが、その人たちは3年後、あるいは6年後には、関係のないと言えば語弊があるかもしれませんが、PTAではない人が多分多かろうと思っておりますので、その点でも関心がないのかなというふうに思い、はがゆさも感じております。

私たちも、実際、来年の6月には判断を求められるわけですが、きょうのようなこういう議論をもっともって重ねて、また、お互いに、執行部も私たち議会も情報収集をして、議論を交わした上で判断しなければならない重要な事項だと思いますので、もうちょっとこういう最終決定までの時間が欲しいなということを感じております。

先日、私の区の館長が報告したことなのですが、若い青年が、両親のぐあいが悪くなって田舎に帰ってこいということで帰ってきました。その青年いわく、「学校もなくなる所に、おれは親がだれてん戻って来んかった」という言葉を発したそうです。うちの館長も本当にショッ

クを受けておりました。

これはだれしもがショックを受けることなのですけれども、私たち議員にも、「学校も守れんような議員が何にないか」とか、「学校は何で大きくなけりゃならんとよ」とか、いろんなことを言いますけれども、子供がいる対象者に私どもも言えないですけれども、一般の住民には、私らの立場としては、「子供が優先だから、そこ辺は考えてくれないかんど」ということは言っておりますが、内心では、なるほど、じゃっとよねと思いつつでも、そういう議員としての立場は踏まえているつもりでございます。

町長からもございましたけれども、町長の提案で活性化計画もつくって、私たちの区も一生懸命さあ頑張ろうというときに、こういう学校廃校という言葉は何かそういう活性化計画の骨抜きにあったような感じがして、何かやるせない気がしております。

先日、8月23日の南日本新聞で目についたことなのですけれども、隣の市の首長が、中学校は4校を2校に検討中だけど、小学校においては地域の熱意がある以上やっぱり存続をするべきであるという方針を新聞に掲載されておりました。

自分も同感するものですから感銘を受けたわけなのですけれども、先ほど教育長にも言いましたけれども、小学校期のそういう教育のあり方というものについての考え方を言ったわけですが、それに対して町長の意見を求めたいと思っておりますが、お願いします。

○町長（日高 政勝君）

今ございましたとおり、学校がなくなる、皆様方も役職として本当につらい立場でございます。理解は十分できます。

私もこういう立場になって、一つの大きな課題でどっちかというとなんかやりたくないような課題なのですけれども、しかし、子供さんのことを考えたら、行政の役割、あるいは教育委員会としてもですが、これを見送っていくと本当にかわいそうなのは子供さんたちであると私は思っています。

今思い切って、こういう状況は新しい方向に持っていかなないと、そこを決断していかないと、最終的にそういういろんな課題を背負っていかねばならないのは子供さんたちではないかと思っております。

過去においては、人口がこれだけどんどん減らない時代においては、例えば、小学校の場合はそれだけ地域との密着性がありますし、地域とは密接な連携も持っておりましたので、小学校だけは残したいなというのはございますが、今後の子供たちの推移を見たとき残念ながらそんなに増えていく環境にはない。

どうにもならなくなってからこの問題に手をかけたときには、あるべき教育の姿というのがどうなのかなというのがありますので、つらくても、やはり、この今を御理解をいただいて乗り切っていく必要があるのかなと私は思っております。

本当に、地域の皆さん、保護者の皆さんを含めて、その辺を議論をする機会も必要かと思っております。ところで、ちょうど教育委員会のほうとしましてもPTAの皆さん方にそれぞれ説明に入っておりますので、十分また議論もいただきたいと思うところでございます。

○木下 賢治議員

まだまだいっぱい尋ねたいことがあったわけなのですけれども、時間が来ましたので終わりますが、いずれにしても、お互い大きな判断を迫られているということは当然ですので、最終判断までには、きょうのようなこういう討論・議論をお互いにもっともっとやる必要を感じますし、町民の痛みの判る責任ある判断を、最終的にそういう判断ができることに期待を持ちまして質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、木下賢治議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。3月14日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時04分

平成23年第6回さつま町議会定例会

第 4 日

平成23年9月14日

平成23年第6回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成23年9月14日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
建設課長 三浦広幸君	社会教育課長 岩元義治君
健康増進課長 村山茂樹君	農政課長 平田孝一君
介護保険課長 中村慎一君	担い手育成支援室長 小椎八重廣樹君
福祉課長 二階堂清一君	水道課長 脇黒丸猛君
総務課長 紺屋一幸君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
財政課長 下市真義君	耕地林業課長 山口良一君
庁舎建設推進室長 濱崎茂君	
企画課長 湯下吉郎君	
環境課長 貴島晃人君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 4 議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 5 議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (第2委 員会室)	51	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金(関係分) 19款 繰越金 21款 町債 歳出 2款 総務費(関係分) 8款 土木費(関係分) 人件費全部 第3条 地方債
文教厚生 常任委員会 (第1委 員会室)	48	さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
	51	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金(関係分) 歳出 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費 11款 災害復旧費(関係分)
	52	平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	53	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
建設経済 常任委員会 (議場)	49	さつま町都市公園条例の一部改正について
	50	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
	51	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入

委員会	議案番号	件名
		歳出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（関係分） 11款 災害復旧費（関係分） 第2条 債務負担行為
	54	平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
	55	平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

【参考】 陳情

陳情

- 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について
- 町有財産（旧宮之城中学校跡地）の貸借を求める陳情書
- TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第6回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

ここで、執行部から、「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」に関し、訂正の申し出があります。これを受けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、執行部からの訂正の申し出を受けることに決定しました。執行部の発言を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。平成23年9月5日に提出をいたしました「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、議案の別表中に一部表記誤りがございましたので、大変申しわけございませんけれども、おわび申し上げまして、別紙のとおり訂正をお願いするものであります。訂正の内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

おはようございます。まず、議案提出に際し、万全の注意を怠ったことをおわび申し上げます。

それでは、「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」の訂正について、内容を説明申し上げます。議案集の49の1ページをお開きください。

今回、クレイグラウンドを芝グラウンドに整備し、2面の芝グラウンドとなった関係で条例の一部を改正する条例を提出いたしました。

1面の1時間当たり使用料が300円と表記すべきでしたが、表中に施設名欄と「1面」表記が抜けていたため、2面で1時間当たり使用料300円ととられます。したがって、訂正の分につきましては、施設名欄を表中に挿入し、「グラウンド（1面）」と明記し、1面当たりの1時間当たり使用料300円に訂正するものであります。

さつま町都市公園条例新旧対照表の2ページをお開きください。表中の別表第3、4のイ、かぐや姫グラウンド使用料、旧表中、施設名の「クレイグラウンド」を削除し、新表中の施設名に「グラウンド（1面）」と明記し、1面当たりの1時間当たり使用料300円に改正するものであります。まことに申しわけありませんでした。以後気をつけますので、よろしく願います。

○議長（中尾 正男議員）

ただいま説明のあった箇所については、訂正されたものとして審議くださるようお願いいたします。

△日程第1「陳情について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「陳情について」であります。

お手元にお配りした文書表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

次に、9月5日に提案がありました議案8件について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、さつま町議会運営に関する申し合わせの定めに基づき、総括的、大綱的な事項についての質疑を願います。

△日程第2「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第4「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」から日程第4「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案3件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第6「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第9「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第5「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」から日程第9「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案5件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○平田 昇議員

一般会計、13ページの町債の中の臨時財政対策債、この件でお伺いしたいと思いますが、国からの地方交付税があるまで、地方はこの臨時財政対策債でやってくれと、国が必ずあとでみるからという制度であると理解しています。

本来、地方公共団体が実際借り入れたかどうかには関係なく、その元利償還金相当額を、あとになって基準財政需要額に参入することになっている。つまり交付税額であると、それが約5,000万円減となったと。国からの地方交付税のカットなのですか、これは。どう理解すればよろしいのでしょうか。

○財政課長（下市 真義君）

今回、町債のうち臨時財政対策債を4,942万9,000円減額補正をいたしたわけですが、これは7月の普通交付税の算定事務にあわせまして、今年度の臨時財政対策債の額もあわせて算定をされたわけでございます。

その結果を踏まえて今回の減額補正ということでございますが、これにつきましては、当初予算の編成段階におきまして、23年度の地方財政計画の中で、臨時財政対策債の国の伸び率が20.1%の減額ということになっておりましたために、本町の当初予算の編成の段階で、昨年22年の決定額が7億8,434万9,000円でありましたので、大体20.1%の減と想定いたしまして、実際20.1%減額しますと6億2,700万円ほどになるのですが、若干控え目で、一応当初予算では6億円ということで計上をさせていただいたわけでございます。

これは、先ほども申し上げましたように、臨時財政対策債は普通交付税の一部という考え方がされておりまして、普通交付税の7月の算定と合わせて算出されたわけですが、この臨時財政対策債は、本年度につきましては条件の不利地、いわゆる財政基盤の弱い団体、あるいは人口の少ない団体については、直接普通交付税のほうで算定しようというのがとられまして、本町では臨時財政対策債より普通交付税のほうにウエートが置かれたと。

普通交付税のほうで、いわゆる財政基盤の弱い団体は、単位費用とか補正係数とか、そういった部分でかさ上げをして、いわゆる臨時財政対策債は控え目にされたと、総額的には昨年度と比較しますと普通交付税も大分伸びておりますので、トータルで考えていただきたいというふうに思います。

交付税と臨時財政対策債の合算額、トータルで普通交付税という考え方をしていきたいということで、単純に前年度とは比較できないと。いわゆる国の段階で普通交付税にウエートを置くか臨時財政対策債にウエートを置くかと。今年度については、国のほうで普通交付税のほうにウエートを置かれたと。

トータルでは減額にはならないということで、先ほど申し上げましたとおり、地方財政計画の段階で20.1%減額になっておって、昨年が7億円台でしたので、それを6億円の計上でしたけれども、さらにそれを下回った関係で減額補正をさせていただいたということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

14ページ、地域振興費、地方交通対策事業費の中の町地域公共交通活性化協議会、ここに264万円の補正が組みれているのですが、当初で90万円、6月補正で210万円、それで、今回264万円。こうなる中身を、説明があったかと思うんですけど、再度詳しく説明をしていただきたい。

それともう1点、20ページ、衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費、健康さつま21推進事業のところ、126万4,000円の補正が組みれております。この箇所も、今の状況の中でこの推進事業がどういうふうになっているのか、そこの流れのところをお示しを願いたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

14ページの地域交通対策費の関係で、町地域公共交通活性化協議会でございますが、これは平成21年度にスタートいたしまして、現在、地域公共交通活性化協議会を開きながら、新しいさつま町の公共交通体系を考えるということでしておりますが、これは、委員がそれぞれ地域の代表、それから公共交通の南国交通、いわさきバスネットワーク、それからJR九州、そしてまた町内のタクシー事業者、労働組合、警察署、商工会等を含めた協議会になっておりますが、当

初の予算の90万円は、この公共交通を試験運行するための臨時職員等の経費に90万円充てております。

6月補正の210万円につきましては、これを速やかに運行に移すために、前年度お願いをいたしました鹿児島地域経済研究所にその業務を委託をするということで、地方交通の運輸支局等に申請、もしくは業者等との交渉のために210万円の補正をしたところであります。

今回につきましては、11月1日からの実証運行に向けて、この交通空白地帯の実際の予算ということであります。予算の内容については、委託料を199万500円。それから、PR等のチラシを15万円。それから、新設の停留所等の表示の経費を32万5,000円。それから、乗合タクシーでありますので、マグネットシートに要する経費を11万4,000円。

それから、マナーアップ、運転手のマナーをしっかりとしなければいけないということで、この研修費用を6万円ということで今回計上をしたところでございます。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

20ページの健康さつま21推進事業について御説明をいたします。

これにつきましては、健康さつま21を平成18年3月に作成をいたしまして、当初22年度までの計画でございましたが、平成21年度に期間を24年度まで2年間延長いたしました。

それで今度、平成25年度から新しい計画を策定しなければならないわけですが、本年度実績、それと次に向けての基礎データの調査を1,000件行うものでございまして、緊急雇用創出事業の臨時特例基金を活用いたしまして、今回、事務補助、消耗品等、それとパソコンの借り上げ料等を計上したところでございます。以上でございます。

○川口 憲男議員

企画課長にお尋ねいたしますが、当初のところでは交通体系を考える会のいろんな事務費を計上したのだと、それで6月には、この運行のために鹿児島地域経済研究所に委託をしていったと。それで、今回の場合で、11月からの実証運行のためにタクシー等、それから、マナー研修等をするためにお金が要ると。

これは、協議会に出すお金なのですか。デマンド交通をするその実証運行に対する補助的なことであって、今の研修とか、あるいはタクシー会社へのいろんなものは実際運行される側にするのであって、この協議会に出すものではないと考えるのですが、そこを通じてまた出されるのですか。そこを1点お伺いいたします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

後段言われたとおり、この地域公共交通活性化協議会が運行するというところで、業者のほうには、この協議会から委託料としてお支払いをするということになります。

○川口 憲男議員

となれば、一たんそこにワンステップ置いてやるということですか。このタクシー会社とか、あるいは研修費とかを、この協議会の中で運営してやっていくから、そこにワンステップ置いてやるということですね。その協議会の中身、先ほどいろいろおっしゃいましたけれども、警察やいろんな団体が入ってきているということです。その事務局はどこがしているのか。

それから、健康さつま21の推進事業のところ、新規計画で今度また25年からの計画をつくっていくための費用ということでしたけれども、実際これを18年の3月から昨年までされ、それをまた延長されているのですが、この推進事業をどういうふうな流れで行っているのか、その効果をさらに延ばさなならんから25年までされたのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

事務局につきましては、企画課の地域振興係が担当することになっておりまして、出納事務等につきましては、さつま町の例規に従いまして支出をするということになっております。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

平成18年の3月にできました健康さつま21につきましては、当初は22年度までの計画でしたが、国・県が健康日本21と健康かごしま21もそれぞれ24年度まで期間だけの延長で、内容については変更なしということで、それにあわせまして、町の健康さつま21も24年度まで延長したところでございます。

推進につきましては、健康さつま21推進協議会を設けまして、各種町内企業の方々も入りまして、七つの領域に基づきまして推進を行っているところでございます。以上です。

○平田 昇議員

ただいま14ページの地方交通対策事業費について問われましたが、私もこれについて、基本的なことで町長に伺いたいと思います。

私たちは、研修、資料等で、また、地区の研修でいろいろ勉強をしております。健診率のアップ、グリーン・ツーリズム、それから資源ごみをどう活用するか、それと庁舎建設等について研修をいたしているわけですが、この先進地に共通する事項は、住民が理解していると、理解しているということは協力心があると、それで私は印象づけられているわけです。

例えば、今度からここに住むことになりましたという申し込みをされた方には、課が違うけど、実はうちの市ではこういう取り組みをしているのですよ、どうか協力してくださいという、これぐらいの働きかけはやっているという説明を受けて、私はすごいなと思ったわけですが、こういう交通対策、そういうものを推し進めるには、やっぱりみんなの協力が、理解が必要だと。

その点について、例えば、健診率アップも所によっては職員も一生懸命になって立ち回っているという話もありました。そういうことを聞いて、町長、やっぱり町を挙げて最初にみんなが心を一つにするには、みんなが今、さつま町の課題は何だということでワンフロア化して取り組む必要があるのではないかと思います。町長のお考えをお伺いしておきます。

○町長（日高 政勝君）

今、いろいろ御意見がありますとおり、町政も数々の課題というものが出ておるわけですが、これらにつきましては、やはり町民の皆さん方の理解と協力というのは一番重要なことですので、これについては、行政もやっぱりしっかりと町民の皆さん方に説明をする責任があるかと思っております。

そのために、今も各公民館それぞれ説明に回っておりますが、それとあわせて、今ございましたとおり、こういう町の課題については、やはり全職員が共通理解をして一緒の方向に向かって取り組む、このことが一番大事でありますから。

課長会あたりも、いろいろ問題があったときには提供をしながら、お互いに意見交換をする機会を設けておりますので、これについては課長を通じて、また、全職員に対してもその辺は徹底をしていただくようお願いもしているところでありますから、すべてのこういう町政の問題については、どこの課におっても理解をしていく、このことがやっぱり大事でないかと思っております。

今も既にパソコンを通じまして、そういう情報は常にお互いにとれる状況にもなっておりますので、お互いにそういう気持ちを持ってこの仕事に当たっていただく、このことが大事であるかと思っております。（「よく判りました」と発言する者あり）

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

17ページの2款4項3目ですが、県議会議員選挙費ですけれども、きのうの新聞に、開票効率でさつま町が全国で町村では2位ということだったのですが、これは県費で59万9,000円ですけれども、やはり、こういうのは職員の方の努力も非常にあったと思うんです。

だから、こういうのが冬の賞与なんかの勤勉手当等に反映されていくものかどうか。今、仕事ができる人に一応そういう差をつけろという話がいろいろ出ているのですけれども、こういうのを加味されるのかどうか、町長の基本的な考えをお伺いします。

それから、24ページの耕作放棄地解消推進事業についてですけど、これは、きのう、おとといの一般質問でもある程度出ましたけれども、今までの再生利用緊急対策推進事業、これで20アールとか、60アールを茶畑にしたとか、それから、ジャガイモで130アールとか、いろいろ出ていますけれども、県の100%補助事業ですけれども、基本的に今までの事業とどのように違っていくのか、その辺をお伺いします。

それから、27ページの7款1項3目、はっぴの作製25万円ですけれども、町長が大阪に行かれたときに、はっぴが非常に見劣りがしたということで新しくつくられるということだと思のですが、基本的にどのような形にされるつもりなのか、今までのやつが悪いから見栄えのするものというような話が出ましたから、その辺を基本的な考えをお聞きします。

それから、8款4項1目、都市計画の地下壕対策。新聞等で、いろんな土地で陥没をしているということで、これは県の事業で、2分の1補助で、鶴田地区ということですが、さつま町内のほかの地域というか、その辺を調査とかされているものかどうか、考えをお伺いしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

新聞報道にありますとおり、今回の県議会議員選挙において、県内ではトップの状況でございますが、非常にスピーディーに開票が行われたということでございます。やはり、全国でも8位、そういうところまで上位にランクをされるぐらいに非常にスムーズに、そしてまた、正確に開票事務が行われたということは、非常に素晴らしいことだと思っております。

これにつきましては、以前から開票については、段取りがありますので、どのようにスムーズな流れをして、そしてまた、適正に行うかというのが課題でございまして、ずっと旧宮之城町時代から、これは一番先に開票が終わるようにせにやいかんというぐらいの目標を持ってやっておりましたけれども、3町合併をして今の段階でこういう形ができたことは、非常に素晴らしい結果であろうかと思っております。

やはり、選挙事務に当たってもらっておりますおのおのの職員のそういった気持ちが出てきたのかなと思っておりますのでございます。こういった成果に対しましてどのように評価をしていくかということもございまして、選挙事務に当たる人は限られておるわけです。全職員ではありませんので、これらを賞与にそのまま反映をさせるかということについては、また難しい面がありますので、これは臨時的な仕事でありますので。

通常の業務の中でそれなりの優秀な成績をおさめた、そういうことについては、勤務評定はしっかりやる必要があるかと思っておりますので、その辺については今、人事担当課のほうにも、この職員の評価制度については、改めて合併後においてもやるようにということで指示はいたしていますので、それについては、頑張った職員が評価されるような形をとっていく必要があるかと思っておりますのでございます。

それから、はっぴの問題でございますが、今は、いかにしてさつま町のPRをしていくかということで、いろんな物産展とか、あるいはマスメディアを通じてPRをする機会がありますけど、

やはり、多くの皆さん方の前に出る機会があったときに目を引く、観光PRというのは視覚から訴える面もありますので、そういう点は、皆さんが注目をして、「あら、どこのまちやろかい」というぐらいに訴えることも必要ではないかなと思っております。

先般も大阪で関西かごしまファンデーがありました。出席の鹿児島県内市町村長が、それぞれのまちの特色を出したはっぴを着用されて、皆さんが、県知事とか、ファンデーの主催者であります稲盛会長さんを中心に舞台にのって、あるいは物産の会場でPRをするわけですけども。

そうなったときに、ぱっとしたほうがいいのではないかなと特に痛感をいたしましたので、今回、枚数は少ないですけども、皆さん方におかれましても、そういう場に行かれるときはぜひ着用をしていただくようお願いを申し上げたいと思います。

○担い手育成支援室長（小椎八重廣樹君）

耕作放棄地解消推進事業であります、これは県の新規事業として23年度から28年度まで行われるもので、本町としましては、23年度、24年度に手を挙げたところであります。

御承知のとおり、この耕作放棄地面積が増加傾向にあると、また、その解消が遅々として進まないということで、この解消を推進するには担い手への農地利用集積、それから、耕作放棄地等をまとまった形で利用をすることを促進することが必要になっているとしまして、耕作放棄地解消促進や農地集積化に向けた農地利用調整活動等によりまして、農地の出し手が安心して受け手にゆだねる、いわゆる認定農業者制度の担い手に対して、まとまった形で集積する市町村の取り組み等を支援するというものであります。

耕作放棄地対策協議会もありますが、こちらのほうは担い手支援の視点から創設されたものであります。

事業内容を若干申し上げますと、耕作放棄地解消のための体制整備としまして、農地利用状況調査、農家意向調査などの農地集約活用プランの作成。それから、放棄地を含む農地をまとまった形で集積するための調整活動支援としまして、農地利用集積円滑化団体に、管理センターが行っておりますが、農地集積や耕作放棄地解消の推進を行う推進員の設置。

それから、農地利用集積円滑化団体を通じまして、認定農業者等に対しまして3年から5年の利用権設定を行った場合、この団体を通じまして、農地の出し手、受け手に利用調整活動の支援を行うもので、額的には反当1万5,000円ということでありまして、それを出し手、受け手に半額ずつというふうに考えております。

それから、町内に農地利用改善団体が14団体ありますが、この団体が地域ぐるみで行う農地利用調整活動への助成というのがあります。それともう一つ、耕作放棄地解消に係る農業機械導入への助成ということで、今の農業機械の導入の助成が2分の1でありまして、あとはすべて100%県費で行うというものであります。

耕作放棄地対策協議会との事業等の違いということでありまして、この耕作放棄地対策協議会におきましては、耕作放棄地再生利用推進事業実施要領に基づきまして、いわゆる現にある耕作放棄地の再生利用に資することを目的とした事業でありまして、もちろんこれも連携しながら行わなければなりません。

私どもとしましては、耕作放棄地になる前の抑止、防止と、また、その集積ということも含めて、農地利用、農地保全ということも含めての耕作放棄地解消推進事業ということで進める計画でございます。

○建設課長（三浦 広幸君）

防空壕に関しての御質問でございますけれども、予算書の30ページでございます。委託料を60万円と、工事請負費を300万円計上しております。これは、鶴田地区のつるだ同朋保育園

の近くでございます。戦時中、鶴田小学校があった場所の近くで、当時、小学校の避難防空壕としてつくられたもので、ちょうどつるだ同朋保育園の横にあります。

上部に民家や畑などがあり危険であるため、近辺の住民からも埋めてほしいとの要望が最近出てまいりまして、今回、対策を行うものであります。

ではどんな事業でやるかといいますと、事業期間が平成23年度までと限定された補助事業がありまして、最終年度のことし行うということでありまして。事業名としては、地下壕緊急対策促進事業。地下壕に関して、県民の安全・安心を確保するため坑口の封鎖対策などを行う市町村に対して支援を行うもので、事業期間が平成19年からことし平成23年までの限定事業でございます。

支援内容が、事業費の50%、一般的に受益者負担はありませんということでございます。あと、この地下壕の入り口は道路工事等で埋められておりまして、今現在判っていることは、高さが1メートル20センチ、幅80センチで、詳細の延長などが判りませんので、委託費を計上して詳細な調査を行った上で300万円の対策工事を行いたいと。

では工事はどうするのかということですが、一般的には調査の上、シラスモルタル、あるいは発泡モルタルで充填する工法を採用することになると思います。もう一つ、ほかに何カ所あるかということもございますけれども、17年の最新調査がありまして、全部で12カ所地下壕があります。

今回計上した箇所以外は、地下壕の上に民家、あるいは農地がなく危険性が少ないため、また、ここみたいに昨年までに要望は出ておりませんので、とりあえずそのままの状態で置くということになっております。以上でございます。

○麥田 博稔議員

県議会議員選挙費で、効率の問題ですけれども、町長は一部の人だということだったのですが、前もKKBのふるさとCM大賞で商品券を、微々たるものだと私は言ったのですけれども、やはり何かをやって、少しのことでもそうして職員のやる気を引き出ししていくことは大事だと思いますので、やはりやったときには評価をしていただいて、何らかのことはしていただきたいというふうに思います。

それから、耕作放棄地のこの件につきましては非常に難しい問題で、前、新聞で見たときには、県の全体の予算が3,100万円か3,200万円かというようなことですので、そのうちの大部分をさつま町が使うということになりますから、非常に責任も重いと思うのですが、県のほうからもみえていますので、ぜひこの事業が成功するように努力をしていただきたい。

その事業が済んだ後も使われるように、今度の場合は、なるのを抑えるという、再生ではなくて、ならないようにというような事業ですので、やはりその辺は今後の大きな課題だと思いますから、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと要望をしておきます。

それから、はっぴの作製につきましては、先ほど言われたように、私も観光協会の係をして、いろいろ行って、もっと派手にPRができればと思っていましたので基本的には賛成であります。今、総務課のほうで町のPRのためにイメージキャラクターとか、キャッチコピー、ロゴとかを募集されています。だから、それなんかを反映されたものになるのかどうかということを再度お伺いしておきたいと思っております。

それから、地下壕につきましては、10何カ所ありますけれども、ほかは要望がなくて危険性がないということですので納得しますけれども、やはり県が補助をくれる間に、要望がなくても、多分、民家の方は判らない方もいらっしゃると思うのです。

特に家の下にあるとかというのは、地震が来たときなんかは陥没の恐れもありますので、その

辺は住んでいる方とも、判っていれば1回は話をさせていただきたいというふうに要請をしておきたいと、その件についてはお願いをしておきます。

○町長（日高 政勝君）

こういった職員の頑張りに対しましては、モチベーションを高めていくためには必要なことでございますので、やはり何らかのそういう褒賞的なことについては考えていきたいと思っております。それから、ロゴマークとかイメージキャラクターですが、さつま町のイメージをつくるために何か考えてくれということで私が提案をしまして、こういう募集をしたわけではありますが。

たくさんのお応募もあるようでございますので、こういったことも、いろんな機会に、物産とか、あるいはいろんな観光パンフレットとか、いろいろ活用をできるのではないかと思っておりますので、さつま町のイメージをさらに高めていく一つの手段として活用をしていきたいと思っております。

はっぴにつきましても、この25万円の中には一応デザイン料も含んでのことではありますので、専門的な立場から、このさつま町のイメージをほうふつさせるようなものに仕上げていけたらと思うところでございます。

○麥田 博稔議員

25万円の委託料の中と言われましたけれども、やはり、町長、もうちょっとかけて、28億円も財政調整基金があるわけですから。

将来負担も非常に心配です、東日本大震災があったり。だけど、やはり今の方が納税をしたりして蓄えたり、国の施策もいろいろあったまってお金でありますけれども、25万円ではちょっとと思いますので、あとの審議は委員会のほうにお任せしますが、私としては、やはりもうちょっとやって、そして、さつま町をもっと元気のある町にということか、そういうふうな施策をとっていただくように要望をしておきたいと思っております。

○新改 幸一議員

23ページにいちご等共同育苗施設管理費を16万9,000円計上をしてあるわけではございますけれども、この立木伐採業務の具体的な事業の内容を教えてくださいということが1点と、このイチゴの関係についてでございますが、きのうも農業振興についてということで、東議員のほうから一般質問があったわけですが、イチゴの面積が減少しているという話もございました。

特に、場所を1カ所具体的に申し上げますが、湯田の流水小学校の後ろに昔、イチゴをつくられたすばらしいハウスがあるわけではあります。あれが何年も放置してあるわけではございますけれども、そういう補助事業でつくったハウス等が何年もああいう格好で、何も作物はつくらずにほったらかしてあると見苦しいと思うのですけれども。

きのうもありました農業振興に含めて、ああいうところに具体的に振興方策というのは何か考えていらっしゃるものか、そのあたりを教えてくださいたいと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

いちご等共同育苗施設管理費の委託料16万9,000円ではありますけれども、これにつきましては、柏原にありますいちご等共同育苗施設内及び管理用道路周辺にあります杉17本、ヒノキ4本、雑木約10本の伐採を行うものであります。樹齢については30年を超しているようなものであります。

杉、ヒノキにつきましては、営林署の苗圃の採種用として使われていたようでありまして、材木としては利用できないようで、伐採業者のほうで処分していただく予定であります。伐採に要する経費が21万9,000円、材木の売り払い収入として5万円を相殺して一応16万

9,000円ということで計上をさせていただいたところであります。

それと、湯田地区にありますイチゴの栽培用ハウスの遊休化の問題でありますけれども、新規に本町でイチゴを栽培されるということで、国・県の事業を活用してイチゴ団地を造成したわけでありまして、いろいろな事情で栽培をやめられて、あとが遊休化しております。

地権者が栽培者でなく別におられることから、後々のそういった上屋の財産上の問題とか、あるいは借入残の問題とかいろいろありまして、なかなか話し合いが進まない状況でありまして、今やっと解決の緒についたというようなところがございます。そういったことで、何とかこの遊休施設の有効活用ということで私どももその活用策を見出していきたくて考えております。

それと、イチゴの件であります。たしか平成5年に鹿児島県のブランド産地をいただきまして、「さつまいちご団地のいちご」として鹿児島ブランドでそれぞれ産地づくりをしてきた経過がありますけれども、やはり、生産者の高齢化、あるいは単位収量がどうしても低かったというようなことで、思うように面積拡大が進みませんでした。

ピークは一応1品目5億円までいって、よかったと思っておりますけれども、やはり高齢化等の問題、単収が低いといった問題から今、減少傾向にありまして、約1億円まで落ち込んできているのが現状であります。水稲が価格低迷する中で、やはり水田に米にかわる作物を、高収益型の農業ということでイチゴを進めてきております。

そういった中で、やはり私どもも、イチゴというのは水稲からすれば20倍以上の収益がある作物ということでしているのですが、なかなか思うような収量がとれなかったというようなことで現在、面積は減少傾向にありますけれども。

全国的にもやはり減少傾向ということですので、イチゴというものも現在の産地の維持をできるだけ図っていきたくて、そのためには、病害虫防除、土づくり、そういったものを徹底してやっていただいて、関係機関も一緒になって産地の存続のためにまた今後も努力していきたくて考えているところがございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

21ページの環境衛生費の中の墓地公園の管理についてお尋ねいたします。町内には、数えたことはありませんけれども、数十カ所、あるいは100数十カ所の墓地があろうかと思えます。その中で、記憶間違いだったら申しわけないですけど、墓地公園という名のもとに2カ所ほどすべての経費を町で負担してやっております。

残りの墓地については、少なくともそこを利用される方が、汗水たらして自分たちで経費の2分の1程度は自己負担されるわけでありまして、こういう墓地公園という名のもとに2カ所ほどだったですか、近い将来も、遠い将来もこういう形でいかれるお考えなのか、そうであれば、これはどうしてそういうふうにするのかをお尋ねいたします。

○環境課長（貴島 晃人君）

町営の墓地というのが町には3カ所ございまして、大きなところがその東谷墓地と、それから虎居のほうにございまして、ほかのところにつきましては共同墓地ということで、それぞれ集落の方で共同でされているわけでございますが、こちらの墓地については一応町営墓地ということでございまして、とりあえずは町のほうで管理をしていかないといけないのかなというふうには考えております。

今回は、6月の水害の関係で若干のり面の崩壊がございまして、工事請負費をお願いしているところがございます。今後におきましても、組合を設立するというような関係も前、議会のほ

うでも出てきたところでございますが、町外の居住者というのもたくさんいらっしゃいまして、なかなかそういう組合というのもまとまらないところでございます。

そういうことで、現在のところは今のような方式でいくというふうに考えております。

○平八重光輝議員

少し話は変わりますけれども、公民館の運営についても同じような形で、町民の皆さんにとっては非常に不平等感を感じるというたくさんの方の声があるわけです。そういう中で、どうしても変えられないものもあろうかと思いますが、やはり未来を考えて、町民の皆さんの負担をできるだけ平等になるような形でやるべきだと思うのですが、町長、どのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

何もかも歴史的なものがあるものもすべて公平にと言われても、なかなか難しい面があるかと思っております。確かに矛盾点はあるかと思いますが、ここの町営墓地については、都市計画事業として、いわゆる市街地の集団地としてそういう場所がないということでこの整備をされた経緯があるかと思っております。その場合は使用料を出してそれぞれが管理をしていくというようなことになっています。

ただ、こういう大きな災害とか、あるいはそういう全体的な大きなものについては町で管理をいたしておりますけれども、地域でできた共同墓地等はスタート時点が違うのかなどは思っておりますので、これを一挙に全く公平にということについては、先ほどもございました管理組合をつくって自分たちでやってくださいとなりますと、そこには相当な話し合いをして理解を求めていかなければなかなか難しい面があるのかなど思っております。

先ほどもありましたとおり、町外にいらっしゃる方もいらっしゃいますし、なかなかこれについては全く公平にというところは甚だ困難性があるかと思っております。ただ、こういう御意見があるということについては、いろんな機会にまたお出しをしながら御意見は聞いていきたいと思っております。

○内田 芳博議員

関連してですが、この問題は、文教厚生常任委員会のほうで審議しなければならないと思いますが、墓地公園という一つの公園の中で、私の中央公民会は、墓地を改修するときに、墓に差す花だけは自分の家から持って行って持ち帰るということをしてしております。それがきれいに、その管理はできております。一方においては、やはり花は持っていくけど帰りは墓に置いて帰るところもあります。

今、平八重議員が言うように、この墓地公園で、その墓に行く方々がまたいろいろ考えて、できるものはするということは、私は大事なことだと。そして、この墓地公園の草払いというのは非常に問題がありますから、これはシルバー人材センターに頼んでされております。しかし、その中でもできるものはしっかりとそういうふうにするべきだと思います。

私の公民会は、事業において東谷墓地を整備したそのときから、花は自分たちで持って行って持って帰りましょうとしていて、その模範ができております。

そういうことをやはりするべきだと。一つ一つできることをすれば、やはりそれだけの予算が浮いてくるわけですから、何かに使えるということになりますから、この点については今、平八重議員が言われたように、できることはすればいいと。そういうことは、やはり、地域、公民会で十分協議をして、そのような成果が出るように図っていただきたい。そうすることが公平なやり方ではないかと。

模範ができていくわけですから、しっかりと見て、そして考えてください。これは強く要請をしておきます。

○新改 幸一議員

もう1点お伺いしますが、22ページ、水田利用推進事業補助ということで20万4,000円計上してあるわけでございますけれども、こうじ用米に対する補助というような説明を受けたわけでございますけれども、このこうじ用米のこしへの作付農家が何戸数だったのかということと、面積がどれぐらいこうじ用米としての契約栽培をされたものか、そういうところをお示しをいただきたいと思っております。

それと、20万4,000円、こし、こうじ用米に対する補助金ということでございますが、先進地であります伊佐市とかと補助金等の差というものはないものか、そこあたりをお聞きしたいと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

4目水田農業対策費の中の19節負担金補助及び交付金20万4,000円でございますけれども、米の計画生産が進められる中で、不作付地を有効活用して、地元しょうちゅうメーカーと連携し、しょうちゅう用こうじ用米を生産し、農家の所得向上と地産地消を推進するというところで事業を計画しております。

こうじ用米につきましては、取引価格が主食用と比較しまして安価であることから、生産費の一部を助成しながら面積拡大を図ろうとするものであります。

一応23年産につきましては、栽培者数8人、これは宮之城地区が5人、鶴田地区が2人、薩摩地区が一人で合計407アールを作付し、栽培品種は「夢はやと」で、10アール当たり約510キログラム、これは玄米換算でございますけれども、生産量20.6トンを見込んでおります。当初から契約という形で栽培がスタートしております。

本年3月に町、JAと一緒に、地元しょうちゅう工場2社と話し合いをさせていただきました。その中で、しょうちゅう工場側としましては現在、ほかのところと取引中ということもございまして、すぐには町内産をとということにはいかないということだったのですが、できるだけ地元産を使うように努力するというところでございました。

その後、JAさんと地元しょうちゅう工場と協議をされまして、本年産から、一部ですけれども、地元産を使ってもらおうということになったことから、町のほうから作付助成として10アール当たり5,000円を助成しようとするものでございます。

他の市町村との比較ということでありますけれども、伊佐市のほうが去年から取り組まれて、去年はたしか10アール当たり2万円を助成をされております。23年については1万3,000円程度になるのではないかとというようなことを聞いたところであります。それと、薩摩川内市につきましては、10アール当たり5,000円ということでお聞きをしております。

以上であります。

○新改 秀作議員

前の総務常任委員会で、私たちが地域公共交通のことで代表質問をした中で、委員会でいろいろ検討をしてもらえばいいのですけれども、気になったところを一つ二つお伺いします。今回、ここに11月1日からの試行運転のこういう計画書が出ているわけでございますけれども、細かいところはたくさんあるのですけれども、それはいろいろ試行運転をしたあとで、また新しく検討してもらえばいいこととございまして。

一つを申し上げますと、今の予約の仕方のマニュアルをここに書いてあるのですけれども、年配の方々が電話の前で受話器をとりながら、こういうやり方でいいものか、時刻表と一緒にマニュアルをもうちょっと大きく書いてやってもいいのではないかなということを思いましたので、それをお伺いいたします。

それと、ここに今回載っていない地域があるわけです。結局、今のコミュニティバスが通っていないところであると思いますが、その点はいつごろされる計画なのか。

それから、環境問題のことになるんですけども、この22ページの環境対策費で、環境審議会の委員というのがございます。基本条例に関する環境委員なのか、当初予算にはこれはなかったわけですが、その辺の説明をお願いいたします。

それと、ちょっとした関連ですけども、今いろんな問題が出ています臭気の問題、当初予算で見ますと大体5カ所というのを読んだ気がするんですけども、そういう臭気検査をまだやられていないものか、計画があるものか、その辺をお伺いいたします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま乗合タクシーの予約の仕方の関係でございますが、特に年齢の制限とか、そういうのはなくて、町民全員が使えるということでございますけれども、特に高齢者の皆様方の利用について、確かに予約をするとき、初めてのことでありますので、なかなか理解しにくい場面もあるということで、私たちのほうとしては、できるだけ判りやすく丁寧な説明ができるように心がけております。

今、指摘のあるようなところはもう少し検討をしながら、実際本番に向けて、改善できるところはしていきたいと思っておりますけれども、そのようなスタンスでやっていきたいと思っております。工夫をしていきたいと思っております。

それから、ほかの路線のコミュニティバス等につきましては、24年の4月1日を運行開始ということで、当初は全地域を一緒にというスタートの御要望もあつたわけですが、全地域をしますと、説明の時間とか、そういうことができないということで今回、これまでなかった交通空白地を実施するというところでございまして。

それからまた、議員からの要望等がございましたように、もう少しここは工夫したらいいのではないかというようなことは現在、町政座談会を行っております、それらの要望を踏まえながら、来年4月1日運行のところもそうした改善を加えながら運行をしていこうというような考えでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○環境課長（貴島 晃人君）

21ページの環境衛生費の関係でございますが、環境対策費の報酬と費用弁償の関係でございます。これにつきましては、環境審議会の委員の報酬ということでございまして、15名以内ということでしておりますが、今後、環境基本計画を作成しないとイケないということでございまして、その計画の骨格といいますか、そういうのを検討していただくために1回分の報酬、費用弁償をお願いしたところでございます。

それから、臭気の関係でございますが、臭気の検査につきましては、当初予算のほうで組んでございますが、現在のところ実施はしておりません。今後どうしてもしなければならぬ事案等が出てまいりましたら実施してみたいと思っております。

○新改 秀作議員

乗合タクシーの件は、今から委員会もございまして、それも含めてまた、いろんな地域の要望があると思っておりますので、そのときにはまた、いろいろ変えたりすることもございまして要望をしておきます。

それと臭気検査のことですけども、今、やっぱりいろんなところから陳情とかいろいろ要望もあるわけですが、そのにおいもいつでも出るわけではないんですけども、夜中に出るかも判りませんが、一遍はやってみて、これぐらいしか出ませんよ、これは何も基準には達しませんよというぐらいの、そういう結果を出したほうが住民も納得するのではないですか。

川内にしょっちゅう行きますと、物すごいにおいがするのです。あれが全然基準に達していないというのだから、多分こちらも達していないと思うのですけれども、住民の方は何も判っていらっしゃらないということなので、何時何分のこういう結果は出たんですけれども、まだ基準には達していないですよというような感じで、いろんな国の制約があるとか、そういうことなんかも住民の方もよく知っていらっしゃらないのではないかと思います。

一遍はやってみるべきだと思うのですけれども、課長、どうですか。

○環境課長（貴島 晃人君）

臭気による検査でございますが、内部で検討をいたしまして、実施するかどうか検討をしてみたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から9月16日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月29日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時37分

平成23年第6回さつま町議会定例会

第 5 日

平成23年9月29日

平成23年第6回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成23年9月29日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(19名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員			

欠席議員(1名)

20番 中尾正男 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	代表監査委員	新屋敷浩君
企画課長	湯下吉郎君	教委総務課長	山口正展君
健康増進課長	村山茂樹君	文化課長	北原美義君
介護保険課長	中村慎一君	農政課長	平田孝一君
福祉課長	二階堂清一君	建設課長	三浦広幸君
総務課長	紺屋一幸君	監査事務局長	櫛山扶美子君
財政課長	下市真義君	耕地林業課長	山口良一君
税務課長	萩原康正君		
水道課長	脇黒丸猛君		
環境課長	貴島晃人君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 3 議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 4 議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第56号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第10 議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第12 議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第13 陳情第 5号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について
- 第14 陳情第 4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 第15 陳情第 7号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書
- 第16 発議第 7号 さつま町議会の議決すべき事項を定める条例の制定について
- 第17 発議第 8号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書（案）の提出について
- 第18 発議第 9号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出について
- 第19 発議第10号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書（案）の提出について
- 第20 報告第10号 平成22年度健全化判断比率の報告について
- 第21 報告第11号 平成22年度資金不足比率の報告について
- 第22 所管事務調査報告の件
- 第23 議員派遣の件
- 第24 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○副議長（木下 賢治議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第6回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。20番、中尾議員より本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせいたします。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

ここで執行部より、さきの総括質疑における答弁に対し訂正の申し出がありましたので、これを許可します。執行部の発言を許します。

○企画課長（湯下 吉郎君）

おはようございます。9月14日総括質疑の中で川口議員が質問されました一般会計補正予算書14ページの2款1項12目地域振興費19節負担金補助及び交付金の中で、地域公共交通活性化協議会への264万円の内訳の質問に対しまして、答弁しました数字に誤りがございましたので訂正をしておわびを申し上げます。

まず、11月1日から実証運行の経費として、事業者への委託料の数字でございますが、196万4,000円と申しておりましたけれども、それを199万500円に、それから停留所の目印用のシート代を35万2,000円と答弁をしておりましたが、それが32万5,000円に訂正ということで、大変申しわけございませんでした。訂正しておわびを申し上げます。

○副議長（木下 賢治議員）

ただいま執行部から説明のあった件につきましては、訂正されたものとして御承知おきください。

△日程第1「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第3「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第4「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第5「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○副議長（木下 賢治議員）

日程第1「議案48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」から日程第8「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

歳出の2款1項総務管理費、地方交通対策事業費の中で、さつま町地域公共交通活性化協議会への補助金の内訳については、タクシー事業者への委託料、実証運行のPRのためのチラシ作成費、停留所設置のための道路上に貼る目印用シート代、乗合タクシーであることを周知するための車体に貼るマグネットシート、個々の運転手のマナーアップのための講習費とのことであります。

タクシー事業者への委託料の積算については、鹿児島県内の小型タクシーの料金を基本とし、これからそれぞれ路線ごとの経費を積算し、この経費から運賃収入を引いた額を委託料とするものである。本年11月から来年3月末までに毎回6便運行された場合の上限の金額で設定しており、運行がされなかった分については、町へ返納されるとのことであります。

また、実証運行の委託契約については、さつま町地域公共交通活性化協議会がこの事業主体となるため、町が協議会へ補助金の概算払いをし、さらに協議会がタクシー事業者と業務契約をし、委託料を支払うことになる。

今回計画している実証運行は、国の地域公共交通確保維持事業の対象となり、この補助金については3カ年の実証運行計画に基づいて交付されるが、この計画に掲載されている交通事業者が補助対象事業者となるため、補助金はタクシー事業者へ交付されることになる。当初の委託契約の中で、国庫補助金相当額が入ってきた際に、同額を協議会へ返納するという契約を結んであるため、最終的には協議会から町へ国庫補助金相当額が返納されるとのことであります。

次に、無線システム普及支援事業について、今後該当する地区がまだ幾らか残っているのかとただしましたところ、7月24日の地上デジタル放送への完全移行に間に合わなかった地区が、現時点では33地区、184世帯となっている。

この方々はセーフティネット対策により地上デジタル放送に間に合わなかったところについて、衛星放送による地上デジタル放送を視聴されている。今後は、国のデジサポにより個別にどの事業に該当するか判断されることになるが、今回のように共同受信施設組合を設置される場合も含め補助事業の対象となるため、今後も事業が申請される可能性があるのではないかとの説明であります。

次に、2款4項選挙費の県議会議員選挙費については、本年4月10日に執行されたもので、精算に伴う執行残額を減額するものである。これまで、投開票事務従事者の人件費については、時間外手当で支給をしていたが、今回から統一した報酬により支給した。また、投票区についても、前回までの31投票区のうち五つの投票区を統合し、26投票区により実施した。

この結果、概算で時間外手当から報酬への変更による削減額が約42万円、投票区の統合による削減額が約74万円、さらに、支所で行った期日前投票所の投票時間繰り上げによる分が約11万円で、従来の方式からすると128万円の削減ができたと分析しているとのことであります。

これに対し、委員からは、今回、投票区を見直されて実施されたが、住民より選挙管理委員会に対して意見や問題等は寄せられなかったかとただしましたところ、投票率が落ちるのではないかという意見等もあったが、分析の結果、さほど落ち込みはなかった。投票日当日、選挙管理委員会委員に巡回していただいた中では、駐車場の混雑等もなく、阻害の要因になる事例も発生していなかったとのことから、投票区の統合による影響はさほど出ていないと分析しているとの説

明であります。以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

それでは、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案4件につきましては、現地調査を実施し、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず始めに、「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

東日本大震災の発生により災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、支給の対象範囲が拡大されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、これまで災害弔慰金の支給する遺族の範囲は、死亡者と生計を共にしていた遺族を先に、その他の遺族は後にして、その順位を配偶者、子、父母、孫、祖父母としていたが、今回の改正により死亡者にかかわる配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれも存しない場合において、生計を共にしていた兄弟姉妹がいるときは、そこまで支給の範囲を拡大するというものであります。

質疑の中で、死亡者と生計を共にしていた兄弟姉妹が複数いた場合の取り扱いについてただしましたところ、この条例ではその優先順位は判断できないが、関係者同士で協議をしていただき、一人に支給されることになるのではないかとの説明であります。

次に、「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

歳出の3款1項社会福祉費、一般老人対策費の負担金補助及び交付金については、さつま町宮之城敬老園民間移管に係る施設整備費補助金交付要綱に基づき、「養護老人ホームほのぼの苑」の建てかえ工事に対し補助するとの説明であります。

宮之城敬老園は平成17年4月に民間の社会福祉法人に移管され、以来「養護老人ホームほのぼの苑」として現在に至っているが、老朽化と、平成9年の地震による傷みが著しいことから、今回、鹿児島県の補助事業を導入し大規模な建てかえ工事を実施する計画であるとのことであります。

当委員会としましては、現地に赴き、経営者に対してその概要について説明を求めた上で、この計画が適切であり、十分な効果が期待できると判断いたしましたところであります。

次に、4款1項保健衛生費、健康さつま21推進事業費に関する質疑の中で、今後の健康さつま21についてただしましたところ、健康さつま21は、当初、平成22年度までが計画期間であったが、平成21年度に国・県に合わせて平成24年度まで延長された。平成24年度には、平成25年度からの新しい計画を策定することになるが、平成23年度は、これまでの実績等の基礎データを集めるため、アンケート調査を実施することになっているとの説明であります。

次に、同項の環境対策費について、環境審議会の活動内容をたどしましたところ、さつま町環境基本条例に基づき平成24年度以降に策定予定の環境基本計画について、その骨格となるものを審議していただくとの説明であります。

次に、10款1項教育総務費、スクールカウンセラー事業費について、その派遣回数が増加するとの説明でありましたので、その理由をたどしましたところ、鹿児島県による予算配分が増額になったことによるもので、本町の学校内で問題が生じているわけではないとのことあります。

次に、同項の教職員住宅管理費について、教職員住宅の今後の維持管理計画をたどしましたところ、現在80戸を管理しており、ほとんどが老朽化しているため年次的に修繕を実施していきたいが、突発的に出てきた箇所を優先的に修繕している状況である。また、教職員住宅建設に係る償還金の返済が平成27年度ですべて終わる予定であることから、今後、管理職用の教職員住宅は古いものから建てかえをしていく計画であるとの説明であります。

次に、10款5項社会教育費、自治活動推進事業費の公民館施設整備事業について、公民館の負担軽減を図るため、対象事業費の下限10万円という基準を引き下げられないかたどしましたところ、以前は20万円だったが平成22年度から10万円に引き下げている。現段階ではこの額が妥当であると考えが、今後、高齢化等により公民館の維持管理費が公民館運営にとって大きな負担になってくるようであれば、検討する必要があるとの説明であります。

次に、同項の交流館管理費について、薩摩地区の三つの交流館は今後どのように管理していくのかたどしましたところ、平成22年度から地元と協議しているが、その中では、平成24年度から5年間の指定管理の協定を締結する方向で話が進んでいる。その後については、老朽化し耐用年数も近いことから、指定管理協定の継続あるいは無償譲渡など、地元の意向により対応をしたい考えであるとの説明であります。

次に、同項の図書館運営費について、薩摩中央公民館の図書室は子ども図書館にその機能を移すことになるが、その後の利用をどのように考えているかたどしましたところ、静かに学習等をしたい方、例えば、夏休みなどの長期休み中における中高生などの利用を考えて残していきたい。また、書籍は更新などにより閉架図書とするものもあるので、そこで活用したいとの説明であります。

なお、当委員会では、開館準備中である子ども図書館に赴き、改修工事の状況、設備・備品の設置状況及び開館後予定している運営方法等について調査したところあります。

次に、10款6項保健体育費の宮之城給食センター費及び薩摩給食センター費について、今後の学校給食センターのあり方についてたどしましたところ、現在、学校再編について地域に説明している段階であり、今後の学校数に関しては不透明であるが、現時点では1センター化もしくは2センター化を検討しているとの説明であります。

次に、「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

2款1項療養諸費の退職被保険者等療養給付費及び2款2項高額療養費の退職被保険者等高額療養費の負担金補助及び交付金については、医療費が当初の予想以上に増加している状況にあり、不足を生じるおそれがあることから今回計上したとの説明であります。

そこで、一般分についてはどのような状況であるかたどしましたところ、一般分も増加しており、不足が生じるのは予想できるが、現段階ではその金額が不明であり、ある程度予測できるときに補正したい。なお、医療費が増加している要因の一つとして、受診1件あたりの金額が上昇していることから、医療の高度化があるのではないかと分析しているとの説明であります。

次に、「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

3款3項地域支え合い体制づくり事業費は、平成24年4月に開始される介護支援ボランティア制度の準備費用であり、ボランティアの必要量調査にかかわる経費、ボランティア養成の研修にかかわる経費及びボランティア手帳購入などにかかわる経費であるとのことであります。

この介護支援ボランティア制度は、さつま町内の65歳以上の高齢者、いわゆる介護保険第一号被保険者が、介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、たまったポイントに応じて換金できる仕組みであり、その活動内容は、町が行う介護予防事業や地域で行われるサロン事業、施設での高齢者支援に係るボランティア活動等を予定しており、今後対象となるものを選定していくとの説明であります。

また、介護保険料について今後の見通しはどのように考えられるかただしましたところ、国は、平均月額4,160円であるが、約1,000円程度上がるだろうと説明している。さつま町では、月額4,100円とほぼ国の平均値であることから、国並みの保険料が予想されるが、今年度は鹿児島県からの借入れを予定しており、5期計画期間に返済していくことになる。

入所待機者との兼ね合いなどからも、国が予想する保険料でおさまるかどうかが危惧しているとの説明であります。以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

今の文教厚生常任委員会の報告の中で、教職員住宅建設に係る償還金の返済が、平成27年度ですべて終わるというところを24年度と申し上げたそうですので、訂正しておわび申し上げます。

○副議長（木下 賢治議員）

ただいまの件につきましては、訂正されたものとして御承知おきいただきたいと思います。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会に付託されました審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重に審査を行った結果、「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分について、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、かぐや姫グラウンドのクレイグラウンドを芝生に整備したことに伴い、使用料

を芝生グラウンドの料金に統一する内容であります。

質疑の中で、今回の整備に伴い利用者もふえると考えるが、これまでも路上駐車が多く、事故の発生も懸念されるため、これらの対策についてたどしましたところ、指定管理者及び大会主催者に対しても上の駐車場への誘導をお願いする。また、路上駐車は交通事故の原因になるため、道路管理者としての立場から、路上駐車禁止の啓発看板の設置も検討したいとのことでもあります。

次は、「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

薩摩農産物加工センターの指定管理者であるさつま町梅振興会では会員の高齢化が進み、荒廃園も増え、年々生産量が減少傾向にあることから、梅園の管理作業の受託、農園の貸借などを行い、梅産地存続を図ろうと梅振興会を解散し、新たに農事組合法人薩摩西郷梅生産組合を設立された。これに伴い、同法人を平成23年1月1日から平成28年3月31日まで、本施設の指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、農事組合法人においても主な取引先は従来どおり和歌山県にある農園になるのかたどしましたところ、法人設立を機に商品開発や新たな販路開拓への取り組み意欲を持っておられるとのことでもあります。

次は、「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

6款1項農業費のいちご等共同育苗施設管理費に立木伐採業務が計上されているが、イチゴ農家が減少する中で、今後における施設の維持管理のあり方についてたどしましたところ、この施設の設置目的がイチゴを初めとする野菜等の苗の生産しかできないという制約があるため、現在は5戸で利用され、8戸分は遊休化している現状である。今後、施設の全部あるいは一部の財産処分や活用策等について検討を行っていききたいとのことでもあります。

次に、7款1項商工費の商工振興事務費の500万円は、プレミアム商品券発行业補助で、5,000万円分の商品券発行に伴う10%の上乗せ分を商工会に助成するものであります。発行時期については、年末での消費に向け10月末から11月上旬を予定しており、期限は前回同様翌年1月末までを考えている。

質疑の中で、商品券発行に伴う商工会への事務経費の助成及び1口当たりの限度額についてたどしましたところ、これまでチラシの発行等を含め事務経費として一部助成をしていたが、今回は商工会の運営費の中で対応できるとのことであり、1口当たりの限度額については5万円を予定しているとのことでもあります。

また、観光交流推進事業費の25万円は、はっぴ作製業務にかかわる経費で、通常の物産展など物品販売等で着用するはっぴとは別に、観光キャンペーンやトップセールスなどで本町をPRする際に町長等が着用するはっぴで、5枚の作製を予定し、経費の中にはデザイン料も含まれているとの説明であります。

次に、8款2項道路橋りょう費の道路維持費に計上されている工事請負費1,800万円は、先般の災害や地元から橋梁及び町道拡幅に関する要望書が出されていたことを受けて、橋梁延長20メートル、幅員3メートルで計画されている小倉川橋のかけかえ工事に伴うものです。なお、現地調査でも道路幅員の狭さを感じたことから、要望が出されている道路拡幅についても今後検討すべきとの意見が委員の中から出されました。

同じく道整備交付金事業費の工事請負費2,200万円の減額は、当初計画では宮之城中学校下から用地買収を終え、工事を行う予定であったが、これまで町や国道328号整備促進期成会等で強く要望していた宮之城屋地本町交差点改良工事が現実味を帯びてきたことに伴い、交差点

改良と町道改良を同時に施工しようとするため、先行して国道側からの用地・家屋補償費等に要する経費に組み替えるものであります。

次は「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。収益的支出の21款1項営業費用の83万7,000円の内訳は、職員1名分の福岡市での水道技術管理者資格取得研修に係る旅費57万1,000円と、研修費26万6,000円で、資格取得研修内容は、学科講習と実務研修であるとの説明であります。

次は「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

資本的収入の31款4項固定資産売却代金の960万8,000円は、鶴田中央浄水場管理舎の処分をするもので、対象物件は、土地面積210平方メートル、建物が1棟で、平成15年度に建築された木造2階建て、延べ床面積85.7平方メートルであります。本年3月末で管理者が退去されたため、今後の管理について検討していたが、維持管理費の面等も考慮し今回処分することとなった。

質疑の中で、管理舎の処分方法についてたまたましたところ、公売の公告を行い、町報等でお知らせをし、一般競争入札による処分を予定しているとのことであります。また、オープン型である鶴田中央浄水場の隣接地が、今回の処分により民有地となることから、今後の安全管理体制に万全を期されるよう求めたところであります。

最後に、「かぐや姫グラウンドの利用促進と本町の振興策について」、特に、町長の見解を求めたところであります。

かぐや姫グラウンドにおけるクレイグラウンドの芝生化に伴い、県の施設と合わせ3面すべてが芝生グラウンドとなったが、この施設における今後の利用促進と、これとリンクした本町の振興策についてたまたましたところ、これまでもラグビーやサッカーなどでこの施設を利用された方から、利便性や町内に温泉施設等もあることから好評いただいていたが、一方で、3面の芝生グラウンドになればもっと大きな大会も開催できるのだがという声も聞いていた。

今回それが実現し、これを機にスポーツコンベンションのまちとして交流人口を増やし、本町の一層の振興と活性化を図ることが大切であると考え、期待もしている。このような中で、一番重要なことは、施設の利用促進に向けいかにPRを行っていくかである。

11月の上旬に、惑クラブのラグビー大会に合わせたオープニングを計画しており、当日はいろんなマスメディアを通じて、県内外にかぐや姫グラウンドの情報を発信していただき、本町のPRをしたいと考えている。

また、この施設を利用された方が日帰りだけではなく、宿泊・滞在をしていただくための対策等も検討する必要がある。さらに、宿泊等をされた方が満足され気持ちよく帰っていただくためには、これに携わる関係者の方の努力も大切であると考えるので、このことについては行政の立場として必要な助成、助言等も行っていきたいとの答弁であります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

ただいまの建設経済常任委員長報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」及び「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、以上の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」及び「議案第49号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、以上の議案2件は各常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第50号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」は、建設経済常任委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第52号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第53号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案2件は文教厚生常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する建設経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第55号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案2件は建設経済常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第9「議案第56号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」

○副議長（木下 賢治議員）

次は日程第9「議案第56号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第56号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について説明を申し上げます。

今回の補正は、川内川河川激特事業に伴う水天向遺跡の発掘調査に係る経費並びに関連の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億3,278万3,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第56号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○副議長（木下 賢治議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

10款5項9目の文化財保護費に関連してお伺いいたしますけれども、この前、課長が説明をされましたように、今、水天向遺跡と虎居町武家屋敷跡の発掘調査速報展をされています。

きのうちちょっと行ってみたんですけど、出土した土器の中から稲のもみ跡が見つかったと。それで、非常に珍しいと。極端に言うと、ちょっと歴史が変わるぐらい非常に珍しいものだということは言われています。ですから、私たちの町は農業で、特に稲は差別化をせんないかんとか、いろいろなことがありますから、今、熊本大学の先生に何か調べてもらったり、いろいろされているようすけれども。

そこは、今後されて、また出てきたらやはり研究をしてもらって、そして、こういう販売するときに差別化して、何千年も前からつながっているさつま町の稲作というふうなことで売り出したらどうかという考えも持っているんですけども。課長で結構ですが、今、どのような状況なのかをお知らせを願いたいと思います。

○文化課長（北原 美義君）

今、麥田議員のほうからございましたとおり、今回、ちょうど資料館のほうでこの速報展ということで、発掘の遺物を展示しております。この中で、1点ほどなんですけれども、土器片に稲のもみなんですけども、圧痕があると、押しつぶした跡があると、その形があるということでございますけれども。

この埋蔵文化財の発掘ですが、発掘をした遺物の中に、例えば植物あるいは昆虫、貝等の圧痕があれば、その専門家のほうに鑑定を委託するわけでございます。今回、熊本大学のほうにお願いして、これを調査をしていただいておりますが、その中でそういうのが見つかったと。

ただ、土器片が小さい中で、この土器片が縄文後期と末期ということでございますので、この時代に稲がこの辺で栽培されていたということになりますと、鹿児島県でも一番古い例になるんじゃないかということでございます。

ただ、さっきありましたとおり、この土器片が縄文時代の特徴を持っているが、はっきりとした断定ができない。もう少し大きな土器片であれば、その形もはっきりするんだがということや、あるいは、この圧痕が果たして稲の痕跡であろうかということ、これは恐らくそうであろうということなんですけども、ただ1粒であるということ。

そしてまた、この発掘した地層といましようか、階層が、それからずっとこちらのほうに新しくなる、2000年ぐらいこっちのほうになる遺構の中で出てきたということでございます、これを断定するには、もう少し類似的なそういう資料がたくさん出てこない、ここで、この時代に稲は栽培されていたんだということが発表できないと、断定できないということでございます。

この報告書の中でも、化学分析のページのところで、今後、類似資料がもう少し多く出てきて、もう少し深く研究をする必要があるんじゃないかということと結んでいるところでございます。今回、あと残された70平方メートルを発掘するんですけども、その中でこういうのが出てきたら、また、そういうのも深く探査できるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○**麥田 博稔議員**

1粒という、私たちが見てもどれなのかなとちょっと判らないんですが、それで、やっぱり、町長、そういう可能性があれば、今後また予算も要ると思うんですけども、やはり調べてもらって、鹿児島県で一番古いとなると非常に貴重な資料でもありますし、あそこは何回も流されているから断定もできないというようなことですが、やはり調べて、やっぱりその辺をうまく利用と言えはあれですけども、やっていく必要があると思うんですけども。

予算的な措置とかいろいろありますので、今後、やはり町長にもお願いをしておきたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○**副議長（木下 賢治議員）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長（木下 賢治議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長（木下 賢治議員）**

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長（木下 賢治議員）**

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長（木下 賢治議員）**

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第10「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第11「議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第12「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○**副議長（木下 賢治議員）**

次は、日程第10「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第12「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○**町長（日高 政勝君）**

「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第59号 平成22年度さつ

ま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、「議案第57号 平成22年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、提案理由の説明を申し上げます。本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いしようとするものであります。

顧みますと、平成22年度の国の予算編成は政権交代後、新政権初めての予算編成となりまして、予算編成過程を刷新をするということで、事業仕分けのスタイル、あるいは、コンクリートから人へなどの基本理念に表されますように、マニフェストの実現に向けてすべての予算の組み替えを行うなど、従来のスタイルを大幅に見直しながら進められたところでございます。

平成22年度地方財政対策につきましては、税収が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や、高い水準の公債費などによりまして定数の大幅な削減を考慮しても、なお、過去最大規模の財源不足が生じると見込まれたところでございました。また、大幅に削減をされました地方交付税の復元、増額につきましては、地方六団体としまして国に強く要望をしまいったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、政府におきましては地域主権の確立のための地方自主財源の確保という観点から、地方交付税の1兆円規模の増額確保が計上をされたところであります。

本町における22年度当初予算におきましても、地方財政計画と歩調を合わせ、人件費、公債費を中心とした経常経費削減への取り組みを進めながらも、20年度から進められました国の補正予算に伴う経済対策臨時交付金等を有効活用しながら、生活対策や経済対策等に向けた安心・安全の実現と地域活性化等に向けた取り組みを精力的に進めてきたところであります。

本町の予算・決算規模におきましては、合併後の行政改革大綱に沿いまして、基本的には経常経費を中心に削減傾向にあります。20年度後半からの臨時交付金事業の導入などによりまして、ここ2～3年は任意的に幾分か財政規模も膨らんだところでございましたが、これも落ち着いてきておりますことから、決算規模も昨年度対比で減額となったところであります。

主要財政指数におきましては、分子側の要因としまして、行政改革等の取り組みによりまして経常経費の削減と、分母側の要因としましては、普通交付税の増額などによりまして、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率が大幅に改善をしたところであります。

平成22年度におきましては、地方財政対策や年度開始前の景気見通しでは明るい兆しを伺いながらも新年度を迎えたところでございました。しかし、4月に宮崎で発生をいたしました口蹄疫、あるいはまた、年末の鳥インフルエンザの発生など、昨年は畜産業を中心に地域経済に大きな影を落とした1年でもございました。

特に、口蹄疫対策におきましては、議会はもとより広く町民の皆様の御理解と御協力により町内での発生を阻止することができましたことは、皆様とともに喜びと感動を感じたところでありまして、ここに改めて御協力への御礼を述べさせていただきますと存じます。

今後、さらに基幹産業であります農業を初め地域経済の活性化に向けた取り組みを進めなければならないと、改めて感じているところであります。引き続き議会及び町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げながら、夢と希望の持てる元気な町を目指して精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。

平成22年度の一般会計予算は繰り越し分を含めまして152億1,626万8,000円となったところであります。人件費や公債費の削減を中心とした行財政改革を強力に推進する一方で、国の補正予算に同調する形で経済対策や雇用対策等にも積極的な取り組みを進めてまいったところであります。

歳入決算額におきましては、一般会計で156億7,254万2,000円、普通会計におきましては156億7,119万1,000円となり、統計上対比可能な普通会計におきましては、前年に比較しますと2億3,411万5,000円、1.5%の減となったところであります。また、自主財源と依存財源の割合で見ますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源が40億4,675万3,000円で、全体に占める割合が25.8%。

一方、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が116億2,443万8,000円で、74.2%を占めておりまして、景気低迷を反映しまして町税等の割合が下がる一方で、地方交付税や経済対策の臨時交付金、こういった国・県支出金の増額の影響などから、依存財源の割合が高くなっているところであります。

一方、歳出の決算額におきましては、一般会計で147億3,028万1,000円。普通会計に置き直しますと、147億2,893万円となりまして、普通会計で前年度に比較しますと、3億6,275万1,000円、2.4%の減となったところであります。

決算規模が減となった要因といたしましては、行財政改革の推進により歳出削減の取り組みが進んでいることと合わせまして、平成20年度後半からございました国の経済対策、臨時交付金事業のボリュームが落ち着いたということが上げられるかと思っております。

性質別の経費の増減で主なものにつきましては、子ども手当の影響で扶助費が3億4,180万2,000円、庁舎建設基金や財政調整基金などへ積立金が2億3,223万3,000円の増となったところでございます。

なお、一方で、普通建設事業費が4億1,404万2,000円、前年度実施されました定額給付金の影響で、補助費等が3億4,284万4,000円、行財政改革の推進によりまして人件費が1億1,635万3,000円、公債費が1億1,562万7,000円、いずれも減となったところでございます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支におきましては9億4,226万1,000円の黒字が出ております。これから翌年度へ繰り越すべき財源3,554万2,000円を控除した実質の収支額9億671万9,000円の黒字となったところでございます。行財政改革の成果や国の経済対策の臨時交付金等の有効活用によりまして財政運営を行ったことが功を奏しまして、昨年引き続き財政指標が予想以上に改善をいたしております。

具体的に申し上げますと、経常収支比率が91.4%から85.8%へ5.6%大きく改善をしております。内訳を見ますと、主なものとしましては、分子側の要因としましては、先ほどから申し上げましたとおり人件費が9,049万6,000円、公債費が1億5万7,000円とそれぞれ減額改善をしたことと、分母側の要因としましては、交付税等が順調に推移をしたこと、こういったことが上げられるかと思っております。

また、実質公債費比率、3年間の平均値が前年に比較しまして1.4%改善をしまして16.6%となったところでございます。これによりまして、新町設立後初めて地方債発行における協議団体と許可団体の基準となる数値、そして、公債費負担適正化計画の目標としておりました数値18%をクリアしたこととなります。

実質公債費比率は、今後も将来を見据えた中で中長期的視点に立って運用を進めていく予定でありますので、さらに改善に努めてまいりたいと思っております。

次に、基金の積み立ての関係につきましても、財政調整基金を初め特定目的基金等への積み立てを行ってきたところでございます。具体的には、財政調整基金が決算積み立てを含めまして6億2,155万4,000円、庁舎建設基金が4億8,080万円の増となっております。基金総額で11億5,175万9,000円の増となったところであります。こうして一連の効果か

ら将来負担比率というものも、昨年に引き続き大きく改善をいたしてまいりました。

平成22年度におきます施策の具体的な内容、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書並びに総合振興計画の実績調書も添付をさせていただきますので、御了承を賜りたいと思います。

次に、特別会計であります。まず国民健康保険事業特別会計についてであります。

歳入決算額34億2,245万1,000円、歳出決算額33億657万4,000円、差し引き1億1,587万7,000円の黒字となっております。国民の生命と健康を支える医療制度につきましては、これまで世界最高の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきましたが、急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化をしてきております。

このような中で、国保財政運営は非常に厳しい状況にありまして、今後におきましても医療費適正化対策、保険税収納率向上対策など各種保険事業への積極的な取り組みを図り、健全な事業運営を目指してまいりたいと思っております。

次に、老人保健医療特別会計であります。老人保健医療特別会計におきましては、平成22年度が整理期間の最終年度となったため、歳入歳出とも1,673万8,000円、差し引きゼロとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額2億9,267万8,000円、歳出決算額2億9,183万1,000円、差し引き84万7,000円の黒字でございます。総医療費については53億3,443万1,000円で、町負担分としましては、一般会計から4億5,198万5,000円を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ支出をいたしております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額27億9,720万6,000円、歳出決算額27億4,731万8,000円、差し引き4,988万8,000円の黒字となっております。歳出決算額は21年度比較で1億661万4,000円、4%の増となったところです。また、歳出決算額の大部分を占めます保険給付費の総額は26億3,701万3,000円で、前年度と比較して8,715万1,000円、3.4%の増となっております。

今後におきましても、介護予防サービスや地域支援事業の充実を図りながら、早い段階での高齢者の支援に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計でございます。歳入決算額2,362万1,000円、歳出決算額2,344万7,000円で、差し引き17万4,000円の黒字となっております。歳出決算額は21年度比較で424万4,000円、22.1%の増額となっております。今後におきましても、適切な介護予防、ケアマネジメントに努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額4,816万5,000円、歳出決算額4,236万3,000円、差し引き580万2,000円の黒字となっております。現在の加入戸数は353戸で、前年度に比較しまして14戸の増となっております。今後におきましても加入促進を図りながら、農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に努めてまいります。

次に、「議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

いずれの決算につきましても、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付し、同条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

まず、「議案第58号 平成22年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。

年間の総給水量は108万3,804立法メートルで、前年度に比べ1万6,642立方メートルの減となっております。一人1日当たりの使用量は303リットルで、現年度より3リットル程度低くなっております。

給水人口は年度末現在9,799人で、昨年度に比べ44人の減少となっております。年々減少の傾向にあります。給水量が昨年度と比較して減少いたしておりますが、給水人口の減少あるいは節水意識の高まり、あるいは、この長引く景気低迷、こういったことが要因と考えられまして、水需要の減少傾向というのは今後も続くものと予測されるところであります。

なお、給水区域内の普及率は99.2%で、昨年度とほぼ同じであります。

経理の状況であります。収益的収支におきましては、消費税抜きで収入額が1億4,520万8,000円、支出額が1億2,840万7,000円で当年度純収益は1,680万円となっております。特に、配水管の漏水など修繕工事が多発いたしまして、既決予算での執行以外に修繕引当金156万1,000円を取り崩して対応をいたしたところであります。

資本的収支におきましては、収入額が1,931万7,000円、支出額は8,731万円で、不足する額6,799万3,000円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金ほか建設改良積立金で補てんをいたしております。

施設整備につきましては、川内川の河川激特事業で、河川敷地内となります西手水源地のかさ上げ工事のほか、愛宕下船木線の配水管布設工事などを行いまして施設整備の充実を図ってきたところであります。

次に、「議案第59号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。簡易水道事業における年間総給水量は128万8,750立法メートルで、前年度に比べ3万1,811立法メートルの減となっております。簡易水道におきましても、水道事業と同様に給水人口が減少傾向でありまして、年度末における給水人口は昨年度と比較して114人減の1万2,840人となっております。

給水量については、一人1日当たりの使用量が275リットルで、昨年度と比較して4リットルの減ということになります。上水道と同様、人口の減少に伴いまして使用水量も減少傾向になっております。一方、経理の状況であります。収益的収支においては、消費税抜きで収入額が2億3,962万6,000円、支出額が2億1,881万6,000円で、当年度純収益は2,081万円となっております。

資本的収支においては、収入額が9,490万1,000円、支出額は2億466万5,000円で、不足する額1億976万4,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金ほか建設改良積立金で補てんをいたしております。

施設整備につきましては、国道267号、夜星川橋のかけかえ工事に伴います配水管の本設工事のほか、薩摩簡易水道第一水源地取水ポンプの取りかえ工事など、老朽施設の更新を図ったところであります。

以上で、平成22年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全運営に努めてまいったところでございます。ここに改めて議員各位の御理解を御協力に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、あわせて、御審議のほうよろしくお願い申し上げ、認定をいただきますようお願い申し上げて、提案の理由とさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

4番、米丸議員。

○米丸 文武議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案3件につきましては、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

4番、米丸議員から、ただいま議題となっている議案3件については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありましたので、成立しました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案3件については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、森山大議員、米丸文武議員、柏木幸平議員、内田芳博議員、川口憲男議員、新改秀作議員、舟倉武則議員、内之倉成功議員、木下賢治議員、以上の9人を指名したいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました9人を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね11時といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○副議長（木下 賢治議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第13「陳情第5号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第13「陳情第5号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について」を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「陳情第5号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について」、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町求名11842番地、下田平美紀子氏から、平成23年8月30日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、九州電力が国へ川内原発3号機増設に係る原子炉設置許可申請を行い、平成31年度の運転開始を目指している。しかし、本年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島第一原発事故はいまだ終息のめどが立たない状況である。

政府は福島第一原発の事故を受け、原発新增設を盛り込んだエネルギー基本計画を白紙に戻すとともに、再生可能エネルギーを基幹エネルギーと位置づけ、省エネ社会の構築を打ち出し、脱原発・減原発へと進もうとしている。このような状況の中、手続を凍結している川内原発3号機増設計画については白紙撤回し、中止すること。

川内原発の定期点検後の稼働については、九州電力が緊急安全対策として平成26年度初めまでの完了を目指している重要機器の防水対策などの実施後、福島第一原発事故の事故原因の究明と、それを踏まえた政府による抜本的な安全対策を行った後、避難対象となっている地域を参考にして想定し得る関係自治体、議会及び住民の理解を得ること。

九州電力内のすべての原発が停止しても、最大電力需要時に対応する供給力が十分にあり、アジア諸国の電力事情を踏まえ、電力事情を理由にした企業の海外進出はあり得ないことを明らかにすること。あわせて、社会全体の省エネを促進し、ガスなどのエネルギーの多様化を推進すること。

福島第一原発などの事故を踏まえて、EPZの大幅な拡大や防災訓練などを抜本的に見直すとともに、モニタリングポストの地震・津波対策や第二オフサイトセンターを川内原発から30キロ以遠に移設するなど、防災体制を抜本的に強化すること。

以上、4項目について鹿児島県知事へ意見書提出を求めるとともに、九州電力へ議会の意思を伝えていただきたいというものであります。

審査の中で、県知事への要請事項の1項目、2項目、4項目については、趣旨をよく理解できる。しかし、3項目の前段の「九州電力内のすべての原発が停止しても、最大電力需要時に対応する供給力が十分にあり、アジア諸国の電力事情を踏まえ、電力事情を理由にした企業の海外進出はあり得ないことを明らかにすること」については、委員会としては、企業の海外進出については電力需要だけでなく、さまざまな要因により企業自体が判断されることであり、県が明らかにする立場にないと考える。

また、後段の社会全体の省エネ促進、ガスなどのエネルギーの多様化推進については、現に検討が進められようとしていることから、要請事項の3項目を除く部分について了とし、一部採択すべきものと決しました。以上で、報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから、ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第5号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について」は、委員長の報告のとおり一部採択とすることに決定いたしました。

△日程第14「陳情第4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第14「陳情第4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書」を議題といたします。建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

当委員会に付託されました「陳情第4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町久富木2126番地、三浦辰男氏から平成23年8月29日に提出されたものであります。陳情の趣旨は、現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で、地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念される。

現在、国からの支援として地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化など、継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

また、東日本大震災以降、震災時特有の消費者問題が多発し、国による支援の必要性はさらに強まっているため、地方消費者行政の充実について、国としての責務を全うすべきであるということから、次の3点について、国会及び政府に対し意見書の提出を求めるという内容であります。

1点目は、国は地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも用途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

2点目は、すべての地方自治体が身近で、専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国はあるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度、枠組みを提示すること。

3点目は、消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合

った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこととなっています。

当委員会では、本町における消費者行政の現状について、商工観光課の出席を求め説明を受けたところであります。過去2年間における消費生活センターへの相談件数は、年間100件前後であるが、このうちの約2割が本町での受け付けで、残りの約8割は県のセンター受け付けとなっており、個人情報や相談内容等の関係もあり、県のセンターに直接相談されるケースが大半を占めている。

また、これまで国の補助金を活用して啓発用のチラシやシール等を作成し配布しているが、この補助金も平成24年度までとなっているとの説明であります。

審査の過程で、本町受け付けの相談件数は年間20件前後であるが、町の職員が業務の合間に直接相談に応じている現状であることから、専門的な知識を有する消費生活相談員が設置されるべきであることや、国の責任において、継続的かつ実効的な財政支援と制度の整備が必要であるとの意見等が出され、採決の結果、本陳情については陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。以上で報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから、建設経済常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第15「陳情第7号 TPP（環太平洋連携協定）
交渉参加反対に関する陳情書」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第15「陳情第7号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書」を議題とします。建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

当委員会に付託されました「陳情第7号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町虎居745番地、北さつま農業協同組合代表理事組合長並びに県農民政治

連盟さつま支部長であります永福喜作氏から、平成23年9月9日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、我が国の美しい国土は、長きにわたる農山漁村のたゆまぬ日々の営みにより保全されてきたものであり、国家の礎となるこの伝統の上に現在の国の発展がある。また、我が国は戦後最大の自然災害となった東日本大震災に見舞われ、一時的な食料供給不足を経験したことで、過度に貿易に依存するのではなく、地域、国内で食料生産を行うことがいかに重要であるかを、多くの国民が再認識した。

こうした中、例外なき関税撤廃を原則とするTPPは、食料供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであり、被災農家の将来に向けた営農意欲をくじき、復興の妨げとなり、地域経済・社会、ひいては国民生活全体に悪影響を及ぼすものであることから、TPP参加検討を直ちに中止されるよう、国会及び政府に対し意見書の提出を求めるという内容であります。

当委員会では、TPP交渉参加がなされた場合の本町の農業分野における影響等について、農政課長の出席を求め説明を受けたところであります。

農業分野における鹿児島県への推計影響額は5,600億円で、本町における影響額についても、国、県にならって試算を行ったところ、米で約21億円、牛肉で約15億円、お茶で約1億3,000万円、その他、豚肉、鶏肉、乳製品等を合わせると約64億円に上り、この金額は、本町の農業粗生産額の約2分の1に当たるとの説明であります。

審査の過程で、輸出企業や消費者の立場で考えると、TPP交渉参加に伴うメリットもあるのではないかという意見も出ましたが、TPPが例外なき関税撤廃が原則であること、東日本大震災における食料自給率の重要性が顕在化してきたこと、さらに、本町における基幹産業は農業であり、試算によるその影響額が多額であることなどから、採決の結果、本陳情については陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから、建設経済常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○平田 昇議員

陳情第7号の審査内容についてたします。

この陳情には、日本は過度に貿易に依存せず、自国で食料生産を行うことの重要性を強調されているが、この論に対して、委員会の中でTPPにより輸出業者、消費者にメリットも出るという意見も出たとされています。ほかにどんな意見が出され、議論が交わされたものか、これをたずねさせていただきます。以上です。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

ただいまの質問について、委員会ではほかにどういう意見が出たかということでございます。

先ほどの委員会審査の報告の中でも申し上げましたように、委員から出ましたが、輸出企業や消費者の立場も考えると、TPP交渉参加に伴うメリットもあるのではないかという意見が出たということは申し上げました。

本町に出された陳情書で審議しました結果、経済産業省でも試算された国内経済におけるメリットに関することは出ておりましたけれども、本町における効果額など具体的な意見は出ておりません。

また、本町にとりましては、農業を基幹産業としていることがございまして、TPPに参加された場合、農業生産、あるいは、農業に従事される方の意欲が薄らぐという影響が出ております。

そのことを踏まえて、この交渉参加へ反対をするという採決の結果を委員からは得たところですので、以上です。

[川口 憲男議員降壇]

○副議長（木下 賢治議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（木下 賢治議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、平田昇議員。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

○平田 昇議員

反対討論です。

○副議長（木下 賢治議員）

反対討論がありましたので、陳情第7号に反対の発言を許します。

[平田 昇議員登壇]

○平田 昇議員

私は、陳情第7号の採択に反対です。

本町の基幹産業は農業であるとの考え方で、T P P交渉参加に反対を強調することは、貿易立国として国をつくり上げてきた日本の国民として、国の将来をおもんばかるべき理念を失っているのではないのかと。自分たちの足元ばかりを見て、国全体のことを考えようとしません。さつま町議会としては、日本がT P Pに参加することにどんな意義があるのか、町民の皆さんにこの課題を提案し、提示し、議論を求めるときであると思います。

そして、その議論の中で、日本の農業の基盤づくりを検討すべきなのに、農協、農政連の提案をすぐに受け入れようとする議会では、大事な行政課題に対する責務を果たそうとしているのか疑問を持ち、残念です。これでは、日本農業が失ってしまったサステナビリティを取り戻せない。これでは、農業事業者の高齢化、農業からの若者の離脱、そして、耕作放棄地の増大に歯止めはかけられないと思う。

だから、貿易を自由化するために、日本への出入り口を広げ、輸出入を振興させ、日本の産業を繁栄させ、同時に日本農業の基盤づくりをどうするのか、私たちがみんなで考える。これこそが現在の国、そして、将来の国が私たちに求めているものではないのでしょうか。

この点で、隣の韓国は日本よりさきを走っています。韓国は、初めはウルグアイラウンドで米自由化阻止に日本と力を合わせて戦ったのですが、方針を抜本的に改革し自由貿易に踏み切る道を選んだ。日本へのキャッチアップ、追いつけという目標。韓国が、アメリカそして欧州連合E UとF T A、これは自由貿易協定を指しますが、を結べば韓国の鉱工業輸出品は日本をしのぐ可能性もあるという見方も出ております。

現に、欧州市場では日本、韓国の家電メーカーのシェアが逆転し、自動車も追い上げられています。これは1年前の専門筋の分析です。つまり、韓国は国際市場に進出してくる中国等への危機感で貿易自由化への道を選択し、あわせて農業改革にも踏み出した。

4年前、韓国の指導者が一部の利益のため変化を拒んではならない、現在の状況に安住していて他国に追い越されてはならない、その努力により痛みをこうむる農業には十分な対策をとるという基本的な方針を示し、根気強く国民に理解を求めた。その韓国は、この方針どおり着実に進んでいる。

一方、日本の企業は、安住の地を求めて、タイ、ベトナム、スイス、フィリピン、中国、シンガポール等へ生産拠点を移転、国内労働者300万人の減。このことで、この10年で平均賃金が1割減少、国内には失業者、そしてふるさとの空洞化、こういうときを迎えているんです。日本は、今こそ韓国に学ぶべきであると。以上の理由で、私は陳情第7号の採択に反対するものでございます。

[平田 昇議員降壇]

○副議長（木下 賢治議員）

次に、賛成議員の発言を許します。16番、市来修議員。

[市来 修議員登壇]

○市来 修議員

私は、「陳情第7号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書」の採択に賛成する立場から討論をいたします。

環太平洋連携協定は、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しております。国内における具体的な対策を講じるなど十分な準備もないまま拙速に交渉に参加することは、国内の農業生産額、食料自給率及び農業・農村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすものであります。雇用への深刻な影響も懸念されます。

また、農業・農村は国土の保全や水源の涵養といった多面的機能も備えており、こうした機能が損なわれれば、国民生活にも多大な影響を及ぼすこととなります。本町の基幹産業は申すまでもなく農業であります。農業分野における本町への影響額は、先ほど委員長から報告がなされましたが、米の21億円を初めとする膨大な金額が試算されております。

さらに、農業は地域経済との結びつきも強く、農業生産が減退することにより本町における地域経済の一層の冷え込みは容易に予想されます。議員の皆さん、本陳情の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。

[市来 修議員降壇]

○副議長（木下 賢治議員）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（木下 賢治議員）

これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。

本件は起立によって採決します。お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（木下 賢治議員）

起立多数です。よって、「陳情第7号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書」は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第16「発議第7号 さつま町議会の議決すべき事項を定める条例の制定について」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第16「発議第7号 さつま町議会の議決すべき事項を定める条例の制定について」を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

[新改 秀作議員登壇]

○議会運営委員長（新改 秀作議員）

ただいま議題となりました発議第7号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

市町村の基本構想は、地方自治法第2条第4項において議決事件として定められていたところですが、今回、地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に関する事項として、議決事件の法律による義務づけが撤廃されたところです。

しかしながら、市町村の基本構想は中長期的な本町の将来を方向づける重要事項でもあり、地域の課題を論議することにより町民に開かれた町政の推進に寄与するなど、一層の活性化が図られるものと思われま。地方分権で求められる自己決定、自己責任による自治体運営を推し進めるという観点から、今回、地方自治法第96条第2項の定めに基づき、議会の議決すべき事件に関する条例として制定しようとするものであります。以上で、趣旨説明を終わります。

[新改 秀作議員降壇]

○副議長（木下 賢治議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（木下 賢治議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採択します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第7号 さつま町議会の議決すべき事項を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第17「発議第8号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書（案）の提出について」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第17「発議第8号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいま議題となりました「発議第8号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「陳情第5号 川内原発増設計画の中止を求める意見書の採択」についてと同様に、3項目について要請するものであります。お手元に配付してある意見書（案）のとおり、鹿児島県知事に対し意見書を提出しようとするものであります。以上で、趣旨説明を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採択します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第8号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第18「発議第9号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出について」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第18「発議第9号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

ただいま議題となりました「発議第9号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第4号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書」と同趣旨であり、お手元に配付してあります意見書（案）のとおり、地方消費者行政の支援に関する3項目について要請をするため、衆参両院並びに内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第9号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第19「発議第10号 TPP（環太平洋連携協定）
交渉参加反対に関する意見書（案）の提出について」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第17「発議第10号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

ただいま議題となりました「発議第10号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書（案）について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第7号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書」と同趣旨であり、お手元に配付してあります意見書（案）のとおり、TPP参加検討を直ちに中止されるよう要請するため、衆参両院並びに内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決します。

本案は起立によって採決します。お諮りします。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（木下 賢治議員）

起立多数です。よって、「発議第10号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第20「報告第10号 平成22年度健全化判断比率の報告について」、日程第21「報告第11号 平成22年度資金不足比率の報告について」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第20「報告第10号 平成22年度健全化判断比率の報告について」及び日程第21「報告第11号 平成22年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題といたします。内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第10号 平成22年度健全化判断比率の報告について」と「報告第11号 平成22年度資金不足比率の報告について」であります。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「報告第10号 平成22年度健全化判断比率の報告について」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

次に、「報告第11号 平成22年度資金不足比率の報告について」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○副議長（木下 賢治議員）

ただいまの報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。

これで、報告第10号及び報告第11号を終わります。

△日程第22「所管事務調査報告の件」

○副議長（木下 賢治議員）

次に、日程第22「所管事務調査報告の件」を議題といたします。

文教厚生常任委員長から調査中でありました事項について報告したいとの申し出がありますので、これを受けたいと思います。文教厚生常任委員長の報告を許します。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

文教厚生常任委員会では、閉会中の調査事項である「学校再編に向けた課題」及び「町民福祉政策の推進」について、平成23年8月23日から24日までの2日間、熊本県の菊池市及び山都町において調査を行いました。その主な概要について報告いたします。

まず、菊池市における調査であります。同市では「学校再編に向けた課題」について、特に廃校跡地の利活用の取り組みを調査いたしました。

菊池市は、熊本県の北東部に位置し、人口は約5万1,000人です。阿蘇の外輪山を源とする菊池川、合志川の恵みによる緑豊かな自然の中であって、古い歴史、伝統、文化を誇る都市であり、旧菊池市、七城町、泗水町及び旭志村の1市2町1村が平成17年3月に合併し誕生した新しい市であります。

同市では、旧中学校跡地を「きくちふるさと水源交流館」というグリーン・ツーリズムの拠点施設として利活用する取り組みを行っており、今後、本町の学校再編に伴う廃校跡地の利活用に係る議論の参考とするため、今回調査の対象としたところであります。

菊池市水源地区では、少子高齢化の進行により過疎が進み、平成12年3月、同地区内にあった市立中学校は約50年の歴史を閉じることになりましたが、地域では、木造平屋建ての思い出深い校舎を何とか保存し、地域活性化のための施設として活用したいとの願いから、地元の区長を中心に旧中学校跡地利用促進協議会が立ち上がり、地元住民と一しょにワークショップ等を行って協議を重ね、その結果、平成14年に、校舎を都市住民と地元住民の交流を目的に農業や自然体験を学ぶいわゆるグリーン・ツーリズムの施設として活用することに決定したとあります。

そこで、菊池市では、こうした目的達成のための研修施設として整備するために、農林水産省のやすらぎ空間整備事業を導入し、総額約2億円を投入して改修工事や宿泊棟新築工事を実施しております。

また、この施設の管理運営については、当初、施設管理を跡地利用促進協議会に委託し、グリーン・ツーリズムの企画運営は、地元では知識と経験が足りないという理由から、NPO法人九州沖縄子ども文化芸術協会に委託するという方式をとったとあります。

その後、跡地利用促進協議会がグリーン・ツーリズムやNPOなどについて調査・研究を重ね、平成16年1月には協議会をNPO法人化して、NPO法人「きらり水源村」を設立、現在は指定管理者の指定を受け管理運営を行っており、その指定管理料は年間約1,600万円であると

のことであります。

ここで取り組まれている事業は、地域活性化事業、都市山村交流事業、自然体験活動支援事業など、主に国・県の助成事業であり、子供を対象としたものでありますが、最近では新規就農者の研修の受け入れにも取り組み、平成22年度の利用実績は、来館者数3万2,651人、そのうち宿泊者数は1,665人とのことです。

道路事情が悪く不便とも言える地域であるにもかかわらず、中山間地と風情ある木造校舎の特色を最大限に生かし、地元の住民が一体となって熱心に取り組まれているすぐれた事例であると感じましたが、冬場の利用者の確保、さまざまな体験事業に必要な技術を持った地域内の指導者の育成、事業の企画立案及びその継続など課題も多いとのことでした。

菊池市では、今後も学校再編の対象となる小学校を抱えており、保護者など学校関係者への説明、説得は教育委員会で対応していくが、地域住民からは再編後の地域づくり施策についてはどうするのかという意見もあることから、市の財政負担の問題も含めた将来的な展望を見据え、市長部局と協働しながら取り組んでいかなければ、対象地区での協議は進展しないのではないかと考えられましたので、本町も学校再編に向けた課題として学ぶべきではないかと感じました。

次に、同じ熊本県の上益城郡山都町における調査ですが、同町では「町民福祉政策の推進」について、特に、効果的な健康づくり施策について調査をいたしました。

山都町は、九州のほぼ中心、熊本県の東部で、宮崎県との県境に位置し、人口は約1万8,000人です。溪谷、丘陵、滝など豊かな自然に加え、通潤橋や清和文楽など歴史的遺産も豊富な町であり、平成17年2月に、矢部町、清和村及び蘇陽町の2町1村が合併し誕生した新しい町です。

同町では、健康づくり推進員の活躍や、住民の健康づくり自主グループの活動など、健康づくりについて行政と住民とが一体となりさまざまな取り組みが行われており、ことし2月に健康づくり推進の町宣言を行った本町の今後の健康づくり施策に関する議論の参考とするため、今回、調査の対象としたところであります。

まず、特定健診についてですが、山都町の平成21年度の実診率は60.7%、平成22年度は59.1%となっており、本町の平成22年度の実診率約44%と比較してもかなり高い率で推移しております。

健診の実施時期は、春、夏、秋の年3回で、それぞれ異なる一つの会場で行われ、がん検診との同時検診や地区ごとの時間振り分け、また、バス送迎を行うなど、受診しやすい環境づくりに努めております。また、健診結果については、各地区で説明会を行い、出席者一人一人に対し保健師がそれぞれ10分程度で説明しているとのことでもあります。

この高い受診率を支えているのは、町内28自治振興区から一人ずつ選出された健康づくり推進員の意欲的な活動であるとのことですが、合併前の旧蘇陽町には、地域の健康づくりに取り組む健康むら長制度がありました。

平成20年度、特定健診が始まる時に、行政だけでは国の掲げる目標受診率65%の達成は困難との予想から住民の力もいただこうと考え、この健康むら長制度を健康づくり推進員制度として引き継ぐことになったとのことでもあります。

推進員の活動としては、町からの年間3万6,000円の活動資金を使って、健診未受診者に対し受診を勧めてもらうことですが、年3回研修を兼ねた会議に出席し、グループごとに自分の地区の現状と課題について話し合い、お互いに情報を共有してもらうことにしており、町の保健師が推進員の意欲を高めるためサポートしているとのことでもあります。

また、受診率向上のための奨励金制度により、特定健診の実診率が高い上位3地区、受診率の

伸び率が大きい上位3地区に対し、毎年総額12万円を支給していて、それが推進員や地域住民の意欲につながっているとのことでもあります。

住民の健康に対する意識啓発を目的とする健康づくり教室の開催にあっても、この健康づくり推進員が地域の窓口という重要な役割を担っていることから、その目的を比較的スムーズに達成できるとのことであり、今後も推進員と連携をとりながら地域の健康づくりを推進していきたいとのことでありました。

次に、健康づくり自主グループ「らぶらぶ筋トレ」についてであります。これは、合併前の旧矢部町が、筑波大学から生まれた株式会社つくばウェルネスリサーチによる高齢者筋力向上トレーニング事業を取り入れたことに端を発するものであり、この事業の目的は、高齢者の引きこもり防止と有酸素運動や筋力トレーニング等により体力維持や増強を図るというものであります。

平成15年度に、同社の指導のもと、その運動プログラムを開始し、平成16年8月、それを終了した第一期生約80名により自主グループが結成され、会員募集を行いながら活動を続けてきているとのことでもあります。

山都町としては、住民間で親睦を深める仲間づくりの場となっていることを、この活動の最大の効果と考えておりますが、会員からは、健診結果がよくなった、腰、肩等の痛みが消えたなど、その効果は大きく、平成22年11月には団体として熊本県健康づくり県民会議会長表彰を受賞されたとのことでもあります。

次に、子どもの生活習慣病予防教室についてであります。子供のころから生活習慣の改善を行えば、大人になっても違和感なくそれが維持できるのではないかという考えから、小学5年生を対象に、保健師、栄養士及び担任教諭と一緒に生活習慣病の健診と病気予防の授業を実施し、その後、健診結果の説明会まで行っているとのことでもあります。

なお、この施策には、子供の健康づくりを契機に、健診受診率が低いその保護者の年代、いわゆる30歳代後半から40歳代前半の若い世代の受診率を高めるというもう一つの目的もあるとのことでありました。

以上、調査の概要を申し上げましたが、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも生かされるよう委員会として取り組んでいくことを総括して、調査の報告いたします。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから質疑を行います。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。

これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第23「議員派遣の件」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第23「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第24「閉会中の継続審査・調査について」

○副議長（木下 賢治議員）

次は、日程第24「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしております各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○副議長（木下 賢治議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成23年第6回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後0時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中尾正男

さつま町議会副議長 木下賢治

さつま町議会議員 川口憲男

さつま町議会議員 新改秀作